

第16回 木津川市行財政改革推進委員会

会議次第

日 時：平成24年5月31日（木）午後1時30分～
場 所：木津川市役所4階 4-3会議室

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 委員紹介

4. 会長・副会長選出

5. 会長あいさつ

6. 質問

7. 議事

（1）委員会の運営について

（2）行財政改革行動計画の進捗等について

- ① 木津川市行財政改革行動計画進捗状況について [行政説明]
- ② 木津川市事業仕分け結果に対する改善状況について [行政説明]
- ③ 行政説明質疑応答

（3）第2次行財政改革大綱・推進計画の策定について

- ① 第2次行財政改革大綱・推進計画策定方針について [行政説明]
- ② 木津川市の人口動態・行政組織について [行政説明]
- ③ 第1次木津川市総合計画について [行政説明]
- ④ 木津川市の財政状況について [行政説明]
- ⑤ 行政説明質疑応答
- ⑥ 第2次行財政改革大綱策定への意見について（素案作成に向けて）

（4）本年度の委員会スケジュールについて

8. その他

9. 閉会

○第16回木津川市行財政改革推進委員会 配布資料一覧

No.	資料タイトル	備 考	関係議事
	会議次第		委員事前配布
1	木津川市行財政改革推進委員会委員名簿	第3期委員名簿	
2	木津川市行財政改革行動計画の進捗状況	行財政改革行動計画の平成23年度取組状況（評価）と、平成24年度取組方針	
3	木津川市事業仕分け結果に対する改善状況	平成23年度事業仕分け結果に対する改善状況	
4	第2次木津川市行財政改革大綱・推進計画策定方針	第2次行財政改革大綱・推進計画についての市の基本的な方針（位置づけ・計画期間・策定体制等）	
5	木津川市の行財政改革関連計画一覧	行財政改革大綱・推進計画・行動計画の関係	
6	木津川市の行財政改革推進体制の概要	行財政改革推進委員会・推進本部の関係	
7	木津川市の人口・世帯数の推移	国勢調査に基づく木津川市の人口・世帯数の推移	
8	木津川市の行政組織・職員数	木津川市の行政組織、職員数（推移）	
9	第1次木津川市総合計画（概要版）	現行総合計画（計画期間：平成21年度～平成30年度）概要版	
10	木津川市行財政改革大綱・推進計画	現行の行財政改革大綱・推進計画です。付属資料に、条例、用語集など。	
11	木津川市行財政改革大綱・推進計画対応表	現行の行財政改革大綱について、対応する推進計画の項目をまとめたもの。	
12	第2次木津川市行財政改革大綱・推進計画策定スケジュール（案）	※委員会でご審議いただく項目をゴシックで表示しております。	(4)
13	地方財政白書抜粋	総務省が毎年作成している地方財政白書の関係部分抜粋	参考
14	木津川市行財政改革推進委員会運営内規	行財政改革推進委員会の運営内規（木津川市の組織改正に伴う一部改正）	(1)
15	行財政改革行動計画における財政効果額	平成20年度以降の行財政行動計画による財政効果額の取りまとめ	(2)①
16	法改正により市に移譲された事務一覧	法改正により都道府県から市町村に移譲された（る）事務・木津川市の担当課	(3)②
17	市町村行財政データ	府内市町村の財政状況（平成22年度決算）及び木津川市の財政状況・見通し	(3)④

木津川市行財政改革推進委員会委員名簿

平成24年 4月 2日現在

委員氏名 (敬称略)	役職名等
澤井 勝	奈良女子大学名誉教授
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究所教授
竹田 秀人	(株)南都銀行公務部公務グループ グループ長
山岡 ナオミ	税理士
山口 豊博	特定社会保険労務士、経営士
芳野 智	ロート製薬(株)リサーチビレッジ京都 所長
中谷 武弘	公募委員
長野 博行	公募委員
福田 清志	公募委員

○事務局

竹谷 良之	木津川市総務部長
松尾 功	木津川市総務部財政課行財政改革推進室長
中谷 美知郎	木津川市総務部財政課行財政改革推進室 主任
事務局連絡先	TEL : 0774-75-1202 FAX : 0774-72-3900 E-mail : gyokaku@city.kizugawa.lg.jp

木津川市行財政改革行動計画の進捗状況

(平成23年度行財政改革行動計画の取組実績等)

木津川市では、平成20年6月に策定した「木津川市行財政改革大綱」及び「推進計画」に基づいた「木津川市行財政改革行動計画」を平成20年11月に策定し、平成20年度から平成24年度を目標として、行財政改革を推進しています。

「木津川市行財政改革大綱」に定められた5つの重点改革項目を構成する60の改革項目に基づき、「木津川市行財政改革行動計画」に定めた実施内容（評価事項120項目）について、平成23年度の取組実績及び平成24年度の取組方針をとりまとめたのでお知らせします。

1 進捗状況の概要

S : 計画以上に進捗した	5項目 (4 %)
A : 計画通り進捗した	59項目 (49%)
B : 概ね計画通り進捗した	55項目 (46%)
C : 計画通り進捗しなかった	1項目 (1 %)

2 重点改革項目別進捗状況概要

重点改革項目	S	%	A	%	B	%	C	%	合計
1 協働による「共生の市政」の推進	0	0%	11	58%	8	42%	0	0%	19
2 行政体制の再構築	0	0%	12	46%	13	50%	1	4%	26
3 事務事業の再編・整理	3	12%	12	46%	11	42%	0	0%	26
4 公共施設の再構築	0	0%	4	40%	6	60%	0	0%	10
5 財政システムの再構築	2	5%	20	51%	17	44%	0	0%	39
合　　計	5	4%	59	49%	55	46%	1	1%	120

(1) 協働による「共生の市政」の推進

○木津川市行財政改革行動計画進行管理表（平成24年3月31日現在）

改革項目	実施内容	担当課	前年度評価区分	進行管理（効果見込額 単位：千円）					計画期間中(H20~24)の財政効果見込額 平成20~23年度の財政効果額	平成23年度取組方針 (公表済事項)	平成23年度取組実績	平成24年度取組方針	
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度					
1 NPO等市民活動の支援	① 市ホームページ上で検索できるシステムの構築 H20.4.1現在 NPO法人数12団体 H21.4.1現在 NPO法人数14団体 H22.4.1現在 NPO法人数16団体 H23.4.1現在 NPO法人数17団体	学研企画課	行動計画	調査・研究	→	実施	/	/					
				調査・研究	→	実施	/	/					
2 自主防災組織の育成支援	① 自主防災組織等活動助成制度の充実 H20 組織数19団体(組織率43%) H21 組織数21団体(組織率58%) H22 組織数25団体(組織率65%) H23 組織数25団体(組織率70%)	危機管理室	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒		加茂町兎並地区や州見台地区からの自主防災組織についての相談があり、組織立ち上げに関する支援等を行う。引き続き、市内の自主防災会活動が充実するように支援していく。	加茂町兎並地区や州見台地区からの自主防災組織についての相談があり、組織立ち上げに関する支援等を行った。引き続き、市内の自主防災会活動が充実するように支援していく。	引き続き、加茂町兎並地区・州見台地区への支援を実施する。転入等による新しい住民の方に対し、自治会への加入を勧め、地域の防災力を上げるように啓発を行う。	
				実績(B)	継続実施	⇒	⇒	⇒	■				
	② 防災リーダー養成講座や研修会への参加案内	危機管理室	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒		平成23年度においても、リーダー育成を目指し、研修会等の案内を送付する。	リーダー育成を目指し、研修会等の案内を送付し、各種機会の提供に努めた。	引き続き、リーダー育成を目指し、研修会等の案内を送付し、各種機会の提供に努める。	
				実績(B)	継続実施	⇒	⇒	⇒	■				
	③ 木津川市自主防災会全体会議の開催	危機管理室	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒		平成23年度においても自主防災連絡会を開催し、事務連絡と研修等を実施する。	平成23年7月13日に自主防災連絡会を開催し、気象と災害についての研修会を実施した。	引き続き、各自主防災組織の実情に応じた活動支援を継続する。	
				実績(A)	継続実施	⇒	⇒	⇒	■				
3 市民提案型助成制度の創設	① 市民提案型助成制度の創設	学研企画課(関係課)	行動計画	調査・研究	→	→	段階実施	⇒		引き続き、先進事例を調査するとともに、京都府地域力再生プロジェクト事業交付金及び地域活動支援交付金との役割分担についても検討を進める。	京都府地域力再生プロジェクト事業をPR・活用した。	引き続き、先進事例を調査するとともに京都府地域力再生プロジェクト事業交付金を活用する。	
				実績(B)	調査・研究	→	→	→	→				
4 市民参加の「ガイドライン」の策定	① 市民参加の「ガイドライン」の研究	学研企画課(関係課)	行動計画	調査・研究	→	→	素案検討	→		引き続き、先進事例の調査・研究を進める。	引き続き、先進事例の調査・研究を進めた。	引き続き、先進事例の調査・研究を進める。	
				実績(B)	調査・研究	→	→	→	→				
	② 「市民参加条例」の検討	学研企画課	行動計画	調査・研究	→	→	素案検討	→		引き続き、先進事例の調査・研究を進める。	引き続き、先進事例の調査・研究を進めた。	引き続き、先進事例の調査・研究を進める。	
				実績(B)	調査・研究	→	→	→	→				
5 コミュニティ施策の検討	① コミュニティ施策の推進	関係課(総務課)	行動計画	調査・研究	実施	⇒	⇒	⇒		引き続き、地域長会議を開催し、地域コミュニティ組織の活性化、新たな設置に向けた情報提供や支援を継続する。	地域長会議を春(5月17日)と秋(11月9日)に開催し、地域コミュニティに関する施策等の説明を行った。また、今年度から新たに各行政地域が抱える課題等について、複数の行政地域が集まって意見(情報)交換できる場としてブロック会議を11月11日、12日、12月2日に開催し、地域の円滑な活動の促進に取り組んだ。	引き続き地域長会議並びにブロック会議等を開催し、地域コミュニティ組織の活性化、新たな設置に向けた情報提供や支援を継続する。	
				実績(A)	調査・研究	実施	⇒	⇒	■				
	② 行政地域制度の創設	総務課	行動計画	調査・研究	実施	/	/	/					
6 ごみゼロ運動の推進	① 3R活動を通したごみゼロ運動(ごみの減量化)の推進 H19 市民1人当たり平均排出量 可燃物162kg、不燃物42kg、粗大10kg H20 市民1人当たり平均排出量 可燃物161kg、不燃物41kg、粗大9kg H21 市民1人当たり平均排出量 可燃物161kg、不燃物40kg、粗大9kg H22 市民1人当たり平均排出量 可燃物157kg、不燃物41kg、粗大9kg H23 市民1人当たり平均排出量 可燃物158kg、不燃物40kg、粗大9kg	まち美化推進課	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒		引き続き、ごみ減量化の基本概念3Rの啓発を行うとともに、廃棄物減量等推進員の会など関係団体と協働でごみ減量化の推進につながる各種イベントや講習会の開催、また、随時、広報等による啓発を行っていく。	ごみ減量化の基本概念3Rの啓発を行うとともに、廃棄物減量等推進員の会など関係団体と協働でごみ減量化の推進につながる各種イベントや講習会の開催、また、随時、広報等による啓発を実施した。	引き続き、ごみ減量化の推進を図る。	
				実績(A)	継続実施	⇒	⇒	⇒	■				

(1) 協働による「共生の市政」の推進

○木津川市行財政改革行動計画進行管理表（平成24年3月31日現在）

改革項目	実施内容	担当課	前年度評価区分	進行管理（効果見込額 単位：千円）					計画期間中(H20~24)の財政効果見込額 平成20~23年度の財政効果額	平成23年度取組方針 (公表済事項)	平成23年度取組実績	平成24年度取組方針	
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度					
7 人材バンク制度の導入	① 人材リスト登録事業の実施 H20.4.1 人材リスト登録者数 51人 H21.4.1 人材リスト登録者数 59人 H22.4.1 人材リスト登録者数 67人 H23.4.1 人材リスト登録者数 71人 H24.4.1 人材リスト登録者数 76人	人権推進課	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、市の審議会等委員の男女構成比の均等確保をはじめ、各種講座等の講師選定その他男女共同参画社会を推進するために、前年度登録実績数の1割増を目指す。また、人材リスト登録管理台帳の整理を行う。	登録者全員に今後の登録の有無を確認し、人材リスト登録管理台帳の整理を実施した。 平成23年度においては、人材リストから各種講座の講師として11人を活用した。	引き続き、人材リストへの登録を促進し、各審議会等委員の男女構成比の均等確保をはじめ、各種講座等の講師選定、その他男女共同参画社会を推進するために、全庁部署に登録者情報を提供し、活用の推進を図っていく。また、登録者の募集についても、市ホームページ及び広報にて周知する。		
				実績(B)	継続実施	⇒	⇒	⇒					
8 パブリック・インボルブメントの導入	① パブリック・インボルブメントの実施	関係課	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、制度の啓発及び登録団体の拡大に努める。	制度の啓発及び登録団体の拡充のため、市広報への取り組み事例記事を紹介するとともに、アダプトサインの配布案内を実施団体に送付し、実施箇所への掲示をお願いした。また、参加者の増加に伴い、ひばさみ等貸出物の補充を行った。また、活動支援策として、清掃用具の支給、貸出、ごみ回収、花苗配布等を継続実施した。	引き続き、制度の啓発及び登録団体の拡大に努める。		
				未実施	調査・研究	実施	未実施	未実施					
9 アダプトプログラムの導入	① アダプトプログラムの実施 H19 登録実績 28団体 697人 H20 登録実績 31団体 936人 H21 登録実績 36団体 1,029人 H22 登録実績 39団体 1,057人 H23 登録実績 43団体 1,224人	関係課(まち美化推進課)	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、制度の啓発及び登録団体の拡大に努める。	制度の啓発及び登録団体の拡充のため、市広報への取り組み事例記事を紹介するとともに、アダプトサインの配布案内を実施団体に送付し、実施箇所への掲示をお願いした。また、参加者の増加に伴い、ひばさみ等貸出物の補充を行った。また、活動支援策として、清掃用具の支給、貸出、ごみ回収、花苗配布等を継続実施した。	引き続き、制度の啓発及び登録団体の拡大に努める。		
				実績(A)	継続実施	⇒	⇒	⇒					
10 審議会・協議会の活性化	① 公募等の指針の策定	人事秘書課	行動計画	調査・研究	→	実施	未実施	未実施	引き続き、政策会議の提案決裁等により、パブリックコメントの実施の必要性をチェックしていく。	下記の5件について、パブリックコメントを実施した。 【実施案件】 <ul style="list-style-type: none">・木津川市水道ビジョン(案)・木津川市待機児童の解消対策ガイドライン(案)・木津川市学研木津北・東地区土地利用計画(案)・第6次木津川市高齢者福祉計画・第5期木津川市介護保険事業計画(案)・木津川市犯罪被害者等支援条例(案)	引き続き、政策会議提案文書等により、パブリックコメントの必要性をチェックしていく。		
				未実施	調査・研究	実施	未実施	未実施					
11 意見提出制度の導入	① 意見提出制度の実施(パブリックコメント) H19 パブリックコメント 5件 H20 パブリックコメント 5件 H21 パブリックコメント 4件 H22 パブリックコメント 3件 H23 パブリックコメント 5件	学研企画課(関係課)	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、政策会議の提案決裁等により、パブリックコメントの実施の必要性をチェックしていく。	下記の5件について、パブリックコメントを実施した。 【実施案件】 <ul style="list-style-type: none">・木津川市水道ビジョン(案)・木津川市待機児童の解消対策ガイドライン(案)・木津川市学研木津北・東地区土地利用計画(案)・第6次木津川市高齢者福祉計画・第5期木津川市介護保険事業計画(案)・木津川市犯罪被害者等支援条例(案)	引き続き、政策会議提案文書等により、パブリックコメントの必要性をチェックしていく。		
				実績(A)	継続実施	⇒	⇒	⇒					
12 ホームページの拡充等による情報提供の推進	① 職員講習会・説明会の実施 目標(毎年1回開催)	学研企画課(全課)	行動計画	実施	調査研究	実施	⇒	⇒	平成23年度中にホームページリニューアルを実施していくために、新しいホームページの設定、システム業者の選定、情報の載せ換え等の事務を順次行う。	平成24年4月1日からの市ホームページのリニューアルを実施するために、新しいホームページの設定、システム業者の選定、情報の載せ換え等の事務及び作業を進めた。	平成24年4月1日から、市ホームページのリニューアルを実施し、新入職員や講習未受講の職員を対象に、ホームページ講習会を開催するとともに個別サポートを展開する。		
				実績(A)	未実施	調査研究	→	実施					
13 広報を「お知らせ型」から「問題提起型」「提案型」に拡充	① 職員向け講習会の実施 目標(毎年1回開催)	学研企画課(全課)	行動計画	調査・研究	→	実施	⇒	⇒	ホームページリニューアルの際に、情報バリアフリーも考慮したホームページについていく。	平成24年4月1日からの新たなホームページで情報バリアフリーに対応するべく、準備作業を行った。	平成24年4月1日からのホームページリニューアル時に、情報バリアフリーも考慮したホームページシステムの導入を行い、情報バリアフリーの推進に努めていく。		
				実績(A)	調査・研究	→	→	準備					
14 イベントの整理統合と民営化	① イベントの整理統合と民営化(商工会等による旧町秋祭りの開催)	関係課(観光商工課)	行動計画	調査・研究	→	段階実施	⇒	⇒	職員向け講習会の実施等の広報記事充実のための取組みを、ホームページの研修に併せて実施する。	広報誌発行の参考とするため、平成23年11月号に「広報きづがわに関するアンケート調査」を実施し、平成24年3月号にアンケート調査の結果を公表した。今後、貴重なご意見を参考に、親しみやすい広報づくりに努める。	引き続き、アンケート結果を参考に、職員向け講習会の実施等の広報記事充実のための取組みを、ホームページの研修に併せて実施する。 また、広報のアクセシビリティーを高め、より親しみやすい広報をめざす。		
				実績(B)	調査・研究	→	段階実施	⇒					
15 大学等との連携の強化	① 大学との連携	学研企画課(関係課)	行動計画	実施	⇒	3,500	⇒	3,500	歳出17,500千円減	市内3商工会がそれぞれに取り組まれた地域まつり(やましろまつり、木の津まつり、加茂あきんどまつり)に対する補助 継続	前年度と同様、地域まつりへの補助を実施		
				実績(A)	実施	3,377	⇒	3,377					
				調査	段階実施	⇒	⇒	⇒	「赤ちゃんフォーラム」を継続実施するとともに、引き続き、各種連携希望事業の掘り起し・マッチングを進める。また、京都府立大学公共政策学部から実施計画及び行財政改革に関するインターンシップを受け入れる。(総合計画及び行財政改革部門)	同志社大学との連携による「赤ちゃんフォーラム」を実施し、京都府立大学公共政策学部から実施計画及び行財政改革に関するインターンシップとして3名の受け入れを行った。 京都大学大学院地球環境学堂から生物多様性に関するインターンシップとして1名の受け入れを行った。	引き続き、同志社大学との連携による「赤ちゃんフォーラム」を継続実施するとともに各種連携希望事業の掘り起し・マッチングを進める。現時点では京都府立大学公共政策学部から実施計画及び行財政改革に関するインターンシップの受け入れを行う。		
				実績(A)	段階実施	⇒	⇒	⇒					

(1) 協働による「共生の市政」の推進

○木津川市行財政改革行動計画進行管理表（平成24年3月31日現在）

改革項目	実施内容	担当課	前年度 評価区分	進行管理（効果見込額 単位：千円）					計画期間中(H20～24) の財政効果見込額 平成20～23年度 の財政効果額	平成23年度取組方針 (公表済事項)	平成23年度取組実績	平成24年度取組方針
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度				
タウンミーティング 16 やワークショップ の実施・拡大	① タウンミーティングの実施	学研企画課 (全課)	行動計画	継続 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、必要に応じて、ワークショップやタウンミーティングを実施する。	ワークショップやタウンミーティングを実施する案件がなかつたため、実施していない。	引き続き、必要に応じて、ワークショップやタウンミーティングを実施する。	引き続き、必要に応じて、ワークショップやタウンミーティングを実施する。
				継続 実施	⇒	⇒	⇒	黒				
タウンミーティング 16 やワークショップ の実施・拡大	② ワークショップの実施	関係課 (建設課)	行動計画	継続 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、必要に応じて、ワークショップやタウンミーティングを実施する。	京都府と当市並びに住民で、工事施工に向けての協議を2回行った。	一級河川井関川の河川管理者である京都府と当市並びに住民が参加する方法等を協議し、可能な事業から実施できるよう協議を行う。	引き続き、必要に応じて、ワークショップやタウンミーティングを実施する。
				実績(B)	⇒	⇒	⇒	黒				
17 財務諸表の公表	① 財務諸表(4表)の公表	財政課	行動計画	調査・研究	実施	⇒	⇒	⇒	今後も継続して取り組む。	継続	継続	継続
18 予算、決算等財政状況の公表	① 予算、決算等財政状況の公表(6月、12月)	財政課	行動計画	実績(A)	実施	⇒	⇒	黒				
				実績(A)	実施	⇒	⇒	⇒	今後も継続して取り組む。	継続	継続	継続

(2) 行政体制の再構築

○木津川市行財政改革行動計画進行管理表（平成24年3月31日現在）

改革項目	実施内容	担当課	前年度評価区分	進行管理（効果見込額 単位：千円）					計画期間中(H20~24)の財政効果見込額 平成20~23年度の財政効果額	平成23年度取組方針 (公表済事項)	平成23年度取組実績	平成24年度取組方針
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度				
1 柔軟な行政組織・機構改革の構築	① 組織機構の見直し	人事秘書課	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	平成24年4月からの組織改編に向けて、「支所のあり方」の方針等に基づき、行財政改革を念頭にわかりやすい新組織の構築を進めていく。	平成24年4月1日付けで「支所のあり方」の方針等に基づき、支所業務の一部を本庁に移管し、組織のスリム化を図り、組織改正及び重要施策実現に向けた機動力のある組織体制の強化を図った。	引き続き、行財政改革を念頭にわかりやすい組織の構築を進めていく。	
				実績(B)	⇒	⇒	⇒	⇒				
2 定員管理の適正化	① 定員管理適正化の推進 人口千人あたりの職員数 H20.4.1現在 7.45人 H21.4.1現在 7.36人 H22.4.1現在 7.24人 H23.4.1現在 7.08人 H24.4.1現在 6.98人	人事秘書課	行動計画	継続実施 75,000	⇒ 111,000	⇒ 63,000	⇒ 39,000	⇒ 11,000	歳出299,000千円	平成23年度で既に人口千人当たり7.08人となっているが、今後も定員管理適正化計画に基づき、平成25年度を目指して人口千人当たり7.19人の職員配置(全職員数)を目指して事業を進めていく。	当初の予想以上に退職者が多く、職員が平成23年度末で人口千人当たり7人を割っている状況になった。	平成24年4月で既に人口千人当たり6.98人となっているが、今後も定員管理適正化計画に基づき、平成25年度を目指して人口千人当たり7.19人の職員配置(全職員数)を目指して事業を進めていく。
				実績(B)	継続実施 89,900	⇒ 31,200	⇒ 43,400	⇒ 32,200 見込	⇒ 14,000	歳出196,700千円		
				実施	/	/	/	/	/	/	/	/
3 給与の適正化	③ 希望降任制度の研究	人事秘書課	行動計画	調査・研究	/	/	/	/	/	人事院勧告を基本として、適正な給与制度の運用に取り組む。	人事院勧告を基本として、適正な給与制度の運用に取り組んだ。 ○地域手当の見直し 5%⇒3%(60,000千円減) ○期末・勤勉手当の支給率の引下げ実施 特別職3.35月⇒2.95月・一般職4.50月⇒3.95月(126,430千円減) ○給与改定・住居手当の見直し 給与改定0.29%減(13,114千円減)※H23実施分0.23%減 住居手当(新築分2,500円/月の廃止)(1,080千円減) ○時間外手当60時間超過者加算 4,000千円増	引き続き、人事院勧告や京都府及び他市町村の状況を踏まえて、適正な給与制度の運用に取り組む。
				実施	/	/	/	/	/			
				実施	/	/	/	/	/			
4 計画的な職員研修の実施	① 職員研修計画の策定	人事秘書課	行動計画	継続実施 30,000	⇒ 60,000	⇒ 60,000	⇒ 60,000	⇒ 60,000	新規 歳出270,000千円減	引き続き、時間外縮減に向けて、通達等により意識改革の取組みを進め、さらに前年度以上の成果を目指す。	平成25年度以降の実施に向けて、試行の成果をもとにより適正な制度の構築の検討を重ねた。	引き続き、人事院勧告や京都府及び他市町村の状況を踏まえて、適正な給与制度の運用に取り組む。
				実績(B)	継続実施 30,000	⇒ 148,631	⇒ 192,675	⇒ 196,624	歳出567,930千円減			
				実施	/	/	/	/	/			
4 計画的な職員研修の実施	② 勤務実績の給与への反映	人事秘書課	行動計画	調査・研究	→	→	実施	⇒		引き続き、時間外縮減に向けて、通達等により意識改革の取組みを進め、さらに前年度以上の成果を目指す。	平成25年度以降の実施に向けて、試行の成果をもとにより適正な制度の構築を目指す。	引き続き、人事院勧告や京都府及び他市町村の状況を踏まえて、適正な給与制度の運用に取り組む。
				調査・研究	→	→	→	方針の決定				
				実施	/	/	/	/	/			
4 計画的な職員研修の実施	③ 時間外勤務・業務縮減に向けた指針の策定	人事秘書課	行動計画	実施	⇒ 20,000	⇒ 20,000	⇒ 20,000	⇒ 20,000	新規 歳出80,000千円減	引き続き、時間外縮減に向けて、通達等により意識改革の取組みを進め、一定の成果が表れているが、まだまだ縮減の努力が必要である。	時間外縮減に向けて、通達等により意識改革の取組みを進め、一定の成果が表れているが、まだまだ縮減の努力が必要である。	引き続き、時間外縮減に向けて、通達等により意識改革の取組みを進め、さらに前年度以上の成果を目指す。
				実施	⇒ 35,000	⇒ 42,000	⇒ 53,000	⇒ 53,000	歳出130,000千円減			
				実施	/	/	/	/	/			
5 人事評価システムの導入	① 人事評価システムの導入	人事秘書課	行動計画	調査・研究	試行実施	⇒	本格実施	⇒		引き続き、人材育成制度として、前年度の実施内容を検証しながら、試行実施を進めていく。	人材育成制度の実施内容を検証しながら、システム導入の協議を重ねた。	引き続き、人材育成制度として、前年度の実施内容を検証しながら、試行実施を進めていく。
				実績(B)	調査・研究	→	試行実施	⇒	⇒			

（2）行政体制の再構築

○木津川市行財政改革行動計画進行管理表（平成24年3月31日現在）

改革項目	実施内容	担当課	前年度評価区分	進行管理（効果見込額 単位：千円）					計画期間中(H20～24)の財政効果見込額 平成20～23年度の財政効果額	平成23年度取組方針 (公表済事項)	平成23年度取組実績	平成24年度取組方針
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度				
6 職員提案制度の推進	① 職員提案制度の創設	学研企画課 (全課)	行動計画	調査・研究	実施	⇒	⇒	⇒	職員提案制度の創設を年度内に行う。	平成23年9月1日に制度を創設した。平成23年度の提案応募件数は6件で、予備審査会及び審査会を開催した結果、採用4件、保留1件及び不採用1件となつた。審査会の採否決定後、提案者への結果通知及び表彰(2件)を行つた。審査会の結果については、市ホームページ及び庁内掲示板を活用して、市民の皆様や庁内職員に周知を行つた。また、採用案件について、事業を進めるように関係課へ指示した。	職員提案制度について、提案件数の増加や広く案件を募集できるよう、庁内における職員提案制度募集推進月間の創設やタイムリーなテーマを事前に設定し、昨年度以上の応募が見込めるように努める。	
			実績(A)	試行実施	未実施	未実施	実施	未実施				
7 職員意識の改革	① 部内・課内会議の開催	学研企画課 (全課)	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	前年度同数の会議を継続的に行う。	継続	継続	
			実績(B)	継続実施	⇒	⇒	⇒	未実施				
		水道工務課	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、課内において、毎月1回、事業の進捗管理及び職員の知識向上のために、安全(S)・品質(Q)・価格(C)に関する会議(SQC会議)を開催する。	取組方針のとおり実施した。	課内において、毎月1回、事業の進捗管理及び職員の知識向上のために、安全(S)・品質(Q)・価格(C)に関する会議(SQC会議)を開催する。	
			実績(A)	継続実施	⇒	⇒	⇒	未実施				
		加茂市民福祉課	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、課内業務について適正で迅速な事務処理が行えるよう効率化と職員の意識改革に努める。また、接遇(言葉づかい・態度等)の向上を目指して、必要に応じて課内協議や意見交換等を実施する。	取組方針に基づいて、正確で迅速な事務処理に努め、また、接遇能力の向上を目指せるよう、課内協議、意見交換を実施した。	引き続き、業務の正確で迅速な事務処理を行えるよう効率化と職員意識改革に努め、本庁との連絡連携を密にし、接遇能力の向上を目指せるよう、必要に応じて課内協議、意見交換を実施する。	
			実績(B)	継続実施	⇒	⇒	⇒	未実施				
8 事務マニュアル、会計マニュアル等の作成による職務能力の平準化	① 事務マニュアルの作成	行財政改革推進室(全課)	行動計画	調査・研究	段階実施	⇒	⇒	⇒	引き続き、業務手順書の更新(追加・修正等)を行い、さらに充実を図っていく。	継続	継続	
			実績(B)	調査・研究	実施	⇒	⇒	未実施				
	② 会計マニュアルの更新	全課(出納室)	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	収入マニュアルの調査・研究を始める。また、支出マニュアルの普及のため学校教育関係から勉強会を実施する。	10月26日に支出命令書等の作成について(支出マニュアル概要版)を3月21日に収入事務の概要と注意点(収入マニュアル)を作成、庁内掲示板及びライプラリに掲載し、周知徹底を行つた。	会計マニュアルの周知徹底及び運用面との見直しを行う。	
			実績(B)	継続実施	⇒	⇒	⇒	未実施				
	③ マニュアルに基づく事務処理の徹底	全課	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、業務手順書以外にも必要に応じて、所属ごとにマニュアル等の更新(追加・修正等)を行い、事務の見直しを図っていく。	継続	継続	
			実績(B)	継続実施	⇒	⇒	⇒	未実施				
9 福利厚生事業の適正化	① 福利厚生事業の見直し	人事秘書課	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、京都市市町村厚生会や府下14市の交流事業を通して、職員の福利厚生事業を推進を図る。	継続	継続	
			実績(A)	継続実施	⇒	⇒	⇒	未実施				
	② 実施状況等の公表(12月)	人事秘書課	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、福利厚生事業の実施状況等について公表に取り組む。	継続	継続	
			実績(A)	継続実施	⇒	⇒	⇒	未実施				
10 庁内LANの拡充・活用	① 内部情報系システム(財務会計・電子決裁等)の改良充実	学研企画課	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	平成22年度に構築したシステムを適正に運用するために、必要に応じて、使用者(職員)への教育を行う。	平成22年度に構築したシステムを適正に運用するために、必要に応じて、使用者(職員)への教育を行つた。併せて、ホームページの更新や出退勤システムを円滑に導入するため、先の2項目について電子決裁を導入した。	平成22年度に構築したシステムを適正に運用するために、引き続き、必要に応じて、使用者(職員)への教育を行う。	
			実績(A)	継続実施	⇒	⇒	⇒	未実施				

(2) 行政体制の再構築

○木津川市行財政改革行動計画進行管理表（平成24年3月31日現在）

改革項目	実施内容	担当課	前年度評価区分	進行管理（効果見込額 単位：千円）					計画期間中(H20～24)の財政効果見込額 平成20～23年度の財政効果額	平成23年度取組方針 (公表済事項)	平成23年度取組実績	平成24年度取組方針	
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度					
11 電子申請システムの導入	① 電子申請・届出システムの構築	学研企画課 (関係課)	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	京都府自治体情報化推進協議会の開発した「共同化システム」へのシステム移行を完了し、システム改修等に係る経費削減を目指す。	システム改修等に係る経費削減を目指して、平成23年11月7日に京都府自治体情報化推進協議会の開発した「共同化システムによる住基・税系システム」への移行を完了した。平成24年4月1日に京都府自治体情報化推進協議会の開発した「共同化システムによる福祉系」への移行準備作業を行った。	「共同化システムによる福祉系」へ移行し、開発者の京都府自治体情報化推進協議会と連携しながら円滑な運用を目指す。		
				実績(A)	⇒	⇒	⇒	⇒					
12 コンプライアンス体制の充実	① 市民要望等の記録制度	全課 (総務課)	行動計画	調査・研究	→	→	→	→	引き続き、前年度どおり、要望書の回答を行う。	昨年度2月に各地域から地域長を通じて提出された要望書について、各課の対応を取りまとめ地域へ回答を行った。	引き続き、前年度どおり、要望書の回答を行う。		
				実績(A)	調査・研究	→	→	→					
	② 職員倫理規程の周知徹底	全課 (人事秘書課)	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	新規採用職員に対して研修を実施する。	継続	継続		
	③ 公益通報者保護制度の周知徹底	全課 (人事秘書課)	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒					
13 借入金・公債費の適正管理	① 繰上償還の実施 (一般会計) (水道事業会計) (簡易水道事業特別会計) (公共下水道事業特別会計)	財政課	行動計画	実施 105,783	⇒ 622,484				⇒ 8,573	追加後 歳出736,840千円減	国の支援策に注視し、引き続き、債務負担の軽減策を講じる。	公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画のフォローアップを行った。	補償金免除に係る公的資金の繰上償還制度を活用し、利率5.5%で借入している旧簡易生命保険資金(67,160千円)を繰上償還する。
				実績(A)	⇒ 105,783					歳出728,267千円減			
			水道業務課	行動計画	実施 29,464	⇒ 45,123				追加後 歳出74,587千円減			
				実績	⇒ 29,464					歳出74,587千円減			
			水道工務課	行動計画	実施 7,903					追加後 歳出7,903千円減			
				実績	⇒ 7,903					歳出7,903千円減			
			下水道課	行動計画	実施 180,855	⇒ 53,457			⇒ 17,593	追加後 歳出251,905千円減	国の支援策に注視し、引き続き、債務負担の軽減策を講じる。	借入利率5%以上の旧公営企業金融公庫資金(72,339,492円)について、繰上償還を行い低金利の借換を実施した。	借入利率5%以上の旧資金運用部資金(185,780,589円)及び旧簡易生命保険資金(122,237,081円)の繰上償還を実施する。
				実績(A)	⇒ 180,855				⇒ 17,593	歳出251,905千円減			
	② 借入金・公債費の適正管理啓発	財政課	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒		引き続き、借入金・公債費の適正管理に努める。	継続	継続	
	H19 実質公債費比率13.7% 市民1人当たり地方債368,599円 H20 実質公債費比率13.3% 市民1人当たり地方債372,602円 H21 実質公債費比率13.5% 市民1人当たり地方債407,339円 H22 実質公債費比率13.1% 市民1人当たり地方債404,517円	実績(A)	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒						

(3) 事務事業の再編・整理

○木津川市行財政改革行動計画進行管理表（平成24年3月31日現在）

改革項目	実施内容	担当課	前年度評価区分	進行管理（効果見込額 単位：千円）					計画期間中(H20～24)の財政効果見込額 平成20～23年度の財政効果額	平成23年度取組方針 (公表済事項)	平成23年度取組実績	平成24年度取組方針	
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度					
行政評価、事業評価システムの導入	① 事務事業評価システムの導入 (府内LAN及びLGWANの維持管理の見直し) (公的個人認証機器配置等の見直し) (木津人権センター成人生活学級の見直し) (「入札の結果について(落札されなかつた旨の通知)」の廃止)	行財政改革推進室(全課)	行動計画	調査・研究	実施								
			行動計画	調査・研究	実施								
		学研企画課	行動計画	準備	実施10,633	⇒10,633	⇒10,633	新規歳出31,899千円減		継続	山城支所の新築に伴い、支所内のネットワークを移転した。新築に伴って継続させるサーバ等の整理けを行い、経費節減のため、地方税機構のシステムにある法人税機能を利用することとした。 また、情報系パソコンの購入に際して、積極的に一般競争入札を実施することにより、機器購入に係る費用の低減を実現した。	情報系パソコンの購入に際して、積極的に一般競争入札を実施することにより、機器購入に係る経費の低減を図る。	
			実績(A)	準備	実施45,827	⇒		歳出45,827千円減					
		市民年金課	行動計画	準備	実施1,560	⇒264	⇒264	新規歳出2,088千円減		継続	【機器保守委託料】 平成21年度(3式): 399,735円 平成23年度(1式): 55,143円 効果額 : 344,592円 ※機器更新初年度につき、一部機器は無償保守(平成24年度から有償保守)	継続(平成23年度のとおり予算執行を行う)	
			実績(A)	準備	実施1,856	⇒344		歳出2,200千円減					
		人権推進課	行動計画	準備	実施190	⇒190	⇒190	新規歳出380千円減	平成22年度見直し事項のとおり事務を進める。	より住民のニーズに合った講座となるよう、内容や回数の見直しを行い、高齢者を対象にした交流事業にも取り組んだ。また、職員体制や業務の効率性から、現在土曜日に開催している講座を平日に変更することを計画。24年度からの実施を目指す。	内容並びに講座開催日等、変更した内容について、参加者の意向に合った事業であるか確認しながら実施する。		
			実績(B)	準備	⇒190			歳出190千円減					
		(新規)指導検査課	行動計画	調査・研究	段階実施	⇒	⇒		引き続き、行政評価(政策・施策)について研究する。	新規	平成24年2月入札公告分より廃止した	継続	
			実績(S)	調査・研究	→	→		新規歳出1,254千円減					
		② 施策・政策評価システムの導入	行財政改革推進室(全課)	行動計画	調査・研究	段階実施	⇒	⇒		引き続き、事務事業評価の実施に併せて、行政評価(政策・施策)について研究を行った。	引き続き、事務事業評価の実施に併せて、行政評価(政策・施策)について研究を行う。		
				実績(B)	調査・研究	→	→						
③ 公共事業の再評価	建設課・木津駅前整備事務所	行動計画	新規実施										
		行動計画	実施										
	建設課・木津駅前整備事務所	行動計画	新規実施										
		行動計画	実施										
予算のメリットシステムの創設	① 予算のメリットシステムの創設	財政課(全課)	行動計画	調査・研究	→	段階実施	⇒	⇒		引き続き、予算要求枠の設定を基本とし、枠内要求は事務事業の見直しにより対応することを徹底するため、予算メリットシステムについては検討を行う。	予算要求枠の設定を基本とし、枠内要求は事務事業の見直しにより対応することを徹底した。	(継続) 予算要求枠の設定を基本とし、枠内要求は事務事業の見直しにより対応することを徹底する。	
			実績(B)	調査・研究	→	→	→	→					
3 財務諸表の作成	① 財務諸表(4表)作成のための整理	財政課	行動計画	調査・研究	実施	⇒	⇒	⇒	国との指針に合わせ、段階的に資産評価等を実施し、より正確な財務書類の整備を進める。	実評価による売却可能資産額も示した財務書類4表(普通会計ベース)を公表した。	継続		
			実績(B)	調査・研究	実施	⇒	⇒						
4 各種団体等の自主的運営の推進	① 事務局機能の整理	関係課	行動計画	調査・研究	→	段階実施	⇒	⇒		必要に応じて、各種団体の事務局機能の見直しを進める。	継続	継続	
			実績(B)	調査・研究	→	段階実施	⇒						
定期的な研修活動の廃止(隔年化・廃止等)	① 定期的な研修活動の廃止(隔年化・廃止等) (農業委員会)	関係課(農政課)	行動計画	調査・研究	実施200	⇒200	⇒200	⇒200	歳出800千円減	研修費の予算計上は行なわず、自主研修を行った。	農地法の改正により、農業委員会の責務が大きくなる中、遊休農地対策、農業振興に資すため一定の研修費を確保する。		
			実績(A)	調査・研究	実施200	⇒200	⇒200		歳出600千円減				

改革項目	実施内容	担当課	前年度評価区分	進行管理（効果見込額 単位：千円）					計画期間中(H20~24)の財政効果見込額 平成20~23年度の財政効果額	平成23年度取組方針 (公表済事項)	平成23年度取組実績	平成24年度取組方針			
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
補助金（法令外負担金含む）等の統廃合・削減	① 補助金交付基準の策定	財政課 (関係課)	行動計画	調査・研究	実施										
				未実施	実施										
② 補助金等見直し計画の策定		関係課 (財政課)	行動計画	調査・研究	段階実施 4,000	⇒ 4,000	⇒ 8,000			補助金見直し基準に基づき、適正な補助金の運用を行う。平成23年度以降、具体的な交付基準を設け、対象事業費等の明確化を図る。	予算編成要領において、補助金の見直しを明記するとともに、当初予算ヒアリング時において、補助金見直し基準に基づく適正な運用が行われているかをチェックした。	(継続) 補助金見直し基準に基づき、適正な補助金の運用を行う。			
				実績(B)	調査・研究	段階実施	⇒								
③ 区事業補助金の見直し		総務課	行動計画	調査・研究	段階実施 ▲1,732	⇒ 374	本格実施 2,479	⇒ 2,479	新規歳出 3,600千円減	引き続き、平成21年度見直し事項のとおり、事務を進める。	平成21年度から段階的に見直しを進め、今年度から本則どおり交付単価500円／1世帯あたりとなった。算出基準日となる平成23年10月31日現在の世帯数に基づき算出した結果、前年度と比べて981世帯が増加したものの、1,897千円の減となった。また、各地域の地域長からの交付申請並びに実績報告に基づき地域長が設置された行政地域(32地域)に交付した。	引き続き各地域からの交付申請並びに実績報告に基づき交付事務を進める。			
				実績(A)	調査・研究	段階実施 ▲1,732	⇒ 374	本格実施 2,479	⇒ 2,479	歳出 1,121千円減					
④ 集会所整備補助金の見直し		総務課	行動計画	調査・研究	実施										
				調査・研究	実施										
⑤ 市税前納報奨金の見直し		収納課	行動計画	調査・研究	準備	実施 35,800	⇒ 35,800	⇒ 35,800	歳出 107,400千円減	継続	平成23年度市・府民税及び固定資産税・都市計画税の納税通知書を送付の際に、前納報奨金制度を廃止したことをお知らせするチラシを同封して周知を図った。窓口に前納報奨金制度を廃止したお知らせを掲示し、周知に努めた。	引き続き、前納報奨金制度の廃止について周知を図る。			
				実績(A)	調査・研究	準備	実施 35,800	⇒ 35,800	⇒ 35,800	歳出 71,600千円減					
⑥ シルバー人材センター補助金の見直し		高齢介護課	行動計画	準備	段階実施 2,025	⇒	⇒	⇒	歳出 2,025千円減	国、府補助が減額されたために、再度の見直しが必要となる。	5年計画に沿って補助した。	引き続き、合併効果を出し、補助金の削減に向けた内部での検討を予定している。			
				実績(B)	準備	段階実施 2,025	⇒	⇒	⇒	歳出 2,025千円減					
⑦ 高齢者福祉手当の見直し		高齢介護課	行動計画	準備	実施 18,153	⇒ 18,153	⇒ 18,153	⇒ 18,153	歳出 54,459千円減	継続	継続	継続			
				実績(A)	準備	実施 18,153	⇒ 18,153	⇒ 18,153	⇒ 18,153	歳出 36,306千円減					
⑧ チャイルドシート補助金の見直し		子育て支援課	行動計画	準備	実施 2,700	⇒ 2,700	⇒ 2,700	⇒ 2,700	歳出 8,100千円減	H22年度廃止	継続	継続			
				実績(A)	準備	実施 2,700	⇒ 2,700	⇒ 2,700	⇒ 2,700	歳出 5,400千円減					
⑨ 土地改良区運営補助金の見直し		農政課	行動計画	準備	実施 909	⇒ 909	⇒ 909	⇒ 909	歳出 2,727千円減	継続	事業費補助として、予算枠内において実施。	継続			
				実績(A)	準備	実施 909	⇒ 909	⇒ 909	⇒ 909	歳出 1,818千円減					
⑩ 桜まつり事業補助金の見直し		管理課	行動計画	準備	段階実施 100	実施 700	⇒ 700	⇒ 700	新規歳出 1,500千円減	平成22年度見直し事項のとおり、補助金見直し基準に基づき、最終年度として当該補助金制度を廃止する。	補助金見直し基準により、当該補助金制度を廃止した。	継続			
				実績(B)	準備	段階実施 100	実施 700	⇒ 700	⇒ 700	歳出 800千円減					

(3) 事務事業の再編・整理

○木津川市行財政改革行動計画進行管理表（平成24年3月31日現在）

改革項目	実施内容	担当課	前年度評価区分	進行管理（効果見込額 単位：千円）					計画期間中(H20~24)の財政効果見込額 平成20~23年度の財政効果額	平成23年度取組方針 (公表済事項)	平成23年度取組実績	平成24年度取組方針
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度				
7 事務事業の民間委託	① 事務事業の民間委託 (レセプト点検業務)	全課 (国保医療課)	行動計画	調査・研究 1,323	段階実施 1,323	⇒ 1,323	⇒ 1,323	⇒ 1,323	歳出6,615千円減	レセプトの内容点検を京都府国保連合会(共同処理)へ委託先を変更する。資格点検については、引き続き、業者委託により実施する。	レセプトの内容点検について、委託先を民間業者から京都府国保連合会(共同処理)に変更し、経費節減を図った。レセプトの資格点検については、引き続き民間業者に委託した。	前年度と同様に、レセプト点検を民間等への委託により実施する。
			実績(S)	実施 1,697	⇒ 1,596	⇒ 2,554	⇒ 2,357		歳出8,204千円減			
		全課 (水道業務課)	行動計画	調査・研究 8,500	段階実施 8,500	⇒ 8,500	⇒ 8,500	⇒ 8,500	新規 歳出34,000千円減	全ての開閉栓業務を民間委託に移行するため、引き続き、業務の洗い出し作業を実施する。検針業務、水道料金徴収など他業務の民間委託も検討する。	平成23年11月1日から木津地域を中心に水道開閉栓業務を木津川市シルバー人材センターに委託している。	平成24年4月1日から、木津川市全体の水道開閉栓業務を木津川市シルバー人材センターに委託する。
			実績(A)	調査・研究 8,500	⇒ 8,500	⇒ 8,500			歳出25,500千円減			
	(待機児童の解消対策業務等)	子育て支援課	行動計画	調査・研究	段階実施	⇒	⇒	⇒		引き続き、次世代育成支援地域行動計画に基づく、事業展開を推進する。	○平成23年9月 木津川市待機児童の解消対策等ガイドライン策定 ○木津中央地区での保育園設立運営法人の選定 ○大型商業施設での民間保育施設開園	継続（待機児童の解消等）
			実績(S)	調査・研究	実施	⇒	⇒					
		学校教育課	行動計画	調査・研究 3,900	実施 11,000	⇒ 11,000	⇒ 11,000	⇒ 11,000	歳出47,900千円減	平成22年度と同体制で実施する。調理業務とともに、それ以外の業務についても民間委託に向けて、調査・研究を行う。	運搬、調理、それ以外の業務について、他市町の状況を調査した	学校給食センターの運営体制等について、引き続き、分析を行ふとともに他市の実施状況等の視察を行い、これらを参考に内部検討を行う。
			実績(A)	実施 3,433	⇒ 11,000	⇒ 11,000	⇒ 11,000		歳出36,433千円減			
	③ 公共施設巡回警備(機械警備)	財政課 (関係課)	行動計画		実施 3,000	⇒ 3,000	⇒ 3,000	⇒ 3,000	歳出12,000千円減	継続	継続	継続
			実績(A)		調査・研究 3,040	⇒ 3,040	⇒ 3,040		歳出9,120千円減			
8 地方公社の見直し	① 長期保有土地の調査	財政課	行動計画	調査						引き続き、事業所管課と調整を進め、財源計画を含めた買戻し計画の具体化に向けて、調査・研究を行う。また、財源対策として、土地開発基金の有効活用を図り、貸付又は買戻しを行う。	3物件(木津中央地区、木津駅東、上狹東部)について買戻しを行い、事業の用に供した。具体的な事業計画が立てられないものについては、土地開発基金を活用した財源対策(利息軽減)を講じた。	事業ごとに検証を行い、具体的な事業計画の立てられないものについては、土地開発基金を活用した財源対策を講じる。
			調査									
	② 利活用の検討	財政課	行動計画	調査・研究 60,100	⇒ 30,500	⇒ 14,500			歳出105,100千円減			
			実績(A)	調査・研究 0	⇒ 3,672	⇒ 3,089			歳出6,761千円減			
9 第三セクターの見直し	① 第三セクターの見直し (公益財団法人木津川市公園都市緑化協会) (財団法人木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団)	管理課 (関係課)	行動計画	調査・研究	段階実施	⇒	⇒	⇒		効率的な運営がなされるよう指導等を行う。	経営改革に向け職員の指導等を行うことにより、経営健全化の意識をより一層強める努力を行った。	自立した効率的、効果的な経営を実現するため、基本となる改善の方向性を定める。
			実績(B)	未実施		⇒	⇒					
		社会教育課 (関係課)	行動計画	調査・研究	段階実施	⇒	⇒	⇒		引き続き、事業団の体制強化に努める。	事業団との連携を密にして、情報の共有を図るとともに、効果的・効率的な財団運営を行うための指導等を行った	引き続き事業団の体制強化に努める
			実績(B)	未実施	段階実施	⇒	⇒					
10 公共下水道事業再評価の実施	① 公共下水道事業再評価	下水道課	行動計画	実施						旧加茂町域(瓶原地域)は、必要に応じて住民と意見交換をしていく。また、旧木津町域は、地域役員の皆様への説明や住民説明会に向けて庁内調整を進める。 説明会終了後は、地域審議会の意見やパブリックコメントの意見、議会の請願を踏まえて最終決定を行う。なお、公共下水道計画は処理区毎に策定するので、理解の得られた旧町域毎に変更することも検討に加える。	瓶原地域は役員との話し合いを進めたが、平行線のままであった。 また、旧木津地域(鹿背山・梅谷)は地域長、副地域長に基づき本構想(案)の説明を行なったが、北・東地区の土地利用、クリーンセンター建設問題、中央地区隣接地域の公共下水道の取扱い等、調整事項が多く住民への説明は時期尚早との返答であった。	瓶原地域は、加茂地域選出議員との意見交換を行い、統一した汚水処理の方向性を見出せるよう調整を進める。 また、旧木津地域(鹿背山・梅谷)は、今後の動向を見極めながら対応する。
			実施									
	② 下水道事業計画の策定	下水道課	行動計画	調査・研究 →	実施							
			実績(B)	調査・研究 →	素案策定	→		実施				

(4) 公共施設の再構築

○木津川市行財政改革行動計画進行管理表（平成24年3月31日現在）

改革項目	実施内容	担当課	前年度評価区分	進行管理（効果見込額 単位：千円）					計画期間中(H20～24)の財政効果見込額 平成20～23年度の財政効果額	平成23年度取組方針 (公表済事項)	平成23年度取組実績	平成24年度取組方針	
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度					
1 指定管理者制度の活用	① 施設管理のあり方の検証 H21指定管理施設数10施設 H22指定管理施設数9施設 H23指定管理施設数9施設 H24指定管理施設数9施設	関係課 (行財政改革推進室)	行動計画	調査	段階実施	⇒	⇒	⇒ 10,000	歳出10,000千円減	引き続き、施設所管課が指定管理者評価マニュアルに基づく事が円滑に実施できるよう協力する。	指定管理者評価制度の本格導入(平成24年度)に向けて、評価マニュアルの周知徹底を図るために、指定管理施設所管課打ち合わせ会議を行い、全庁的に評価に対する意思統一を図った。	引き続き、指定管理施設所管課打ち合わせ会議の開催等も含めて、指定管理者評価制度の本格導入がスムーズに進むように全庁的な調整を行う。	
			実績(B)	調査	段階実施	⇒	⇒	⇒					
		関係課 (高齢介護課)	行動計画	調査	段階実施	⇒	⇒	⇒		引き続き、木津老人福祉センターで指定管理者制度を導入する。 指定管理施設:木津老人福祉センター 指定管理者:社会福祉法人木津川市社会福祉協議会 指定期間:H21.4.1～H24.3.31	引き続き指定していく。(平成24年度～平成26年度)	継続	
			実績(B)	調査	段階実施	⇒	⇒	⇒					
		関係課 (農政課)	行動計画	調査	段階実施	⇒	⇒	⇒		引き続き、レストヴィレッジ山城で指定管理者制度を導入する。 公園利用者の拡大に向けた啓発の強化と経営の安定を図る。 指定管理施設:レストヴィレッジ山城 指定管理者:山城町森林組合 指定期間:H23.4.1～H26.3.31	山城町森林組合と指定管理契約締結済。	森林公園の利用者拡大に向け、協働し、環境整備を進める。	
			実績(A)	調査	段階実施	⇒	⇒	⇒					
		関係課 (社会福祉課)	行動計画	調査	段階実施	⇒	⇒	⇒		引き続き、山城福祉センターで指定管理者制度を導入する。 指定管理施設:山城福祉センター 指定管理者:社会福祉法人木津川市社会福祉協議会 指定期間:H23.4.1～H24.3.31	山城福祉センターで指定管理者制度を導入。 指定管理施設:山城福祉センター 指定管理者:社会福祉法人木津川市社会福祉協議会 指定期間:H23.4.1～H24.3.31	山城福祉センターで指定管理者制度を導入。 指定管理施設:山城福祉センター 指定管理者:社会福祉法人木津川市社会福祉協議会 指定期間:H24.4.1～H25.3.31 指定管理者評価制度に基づく、モニタリング等実施予定	
			実績(A)	調査	段階実施	⇒	⇒	⇒					
		関係課 (山城地域総務課)	行動計画	調査	段階実施	⇒							
			調査	段階実施	⇒								
		関係課 (管理課)	行動計画	調査	段階実施								
			調査	段階実施									
		関係課 (社会教育課)	行動計画	調査	段階実施	⇒	⇒	⇒		加茂文化センター等の施設において指定管理者制度導入についての検討・準備作業を進める。指定管理者制度導入済施設においては、引き続き、効率的・効果的な運営が図れるよう検証を進める。 また、引き続き、次の施設で指定管理者制度を導入する。 ①指定管理施設:中央交流会館・西部交流会館 指定管理者:財団法人木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団 指定期間:H22.4.1～H25.3.31 ②指定管理施設:山城総合文化センター・やすらぎタウン山城プール・都市公園不動川公園・都市公園上泊駅東公園 指定管理者:財団法人木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団 指定期間:H22.4.1～H25.3.31	加茂文化センター等の施設において指定管理者制度導入についての検討・準備作業を進める。指定管理者制度導入済施設においては、引き続き、効率的・効果的な運営が図れるよう検証を進める。 また、引き続き、次の施設で指定管理者制度を導入する。 ①指定管理施設:中央交流会館・西部交流会館 指定管理者:財団法人木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団 指定期間:H22.4.1～H25.3.31 ②指定管理施設:山城総合文化センター・やすらぎタウン山城プール・都市公園不動川公園・都市公園上泊駅東公園 指定管理者:財団法人木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団 指定期間:H22.4.1～H25.3.31	平成25年度から加茂文化センターへの指定管理者制度導入に向けての準備作業を進める	
			実績(A)	調査	段階実施	⇒	⇒	⇒					
2 PFI手法の活用	① PFI手法の活用の検討	関係課	行動計画	調査・研究	→	→	→	→					
			調査・研究	→	→	→	→						
3 施設の点検・修繕等の基準づくり	① 施設の点検・修繕等の基準づくり	関係課 (建設課)	行動計画	調査・研究	→	→	→	→		平成22年度に引き続き調整を行い、計画・方針を決定し、報告書作成を行い、計画的な修繕と予防保全的な維持管理を実施する。	ストック総合活用計画において、計画的な修繕と予防保全的な維持管理基準を定めるため協議調整を行なっていたが、完成までには至らなかった。	ストック総合活用計画において、計画的な修繕と予防保全的な維持管理方針を定める。	
			実績(B)	未実施	調査・研究	→	→	⇒					

(4) 公共施設の再構築

○木津川市行財政改革行動計画進行管理表（平成24年3月31日現在）

改革項目	実施内容	担当課	前年度評価区分	進行管理（効果見込額 単位：千円）					計画期間中(H20～24)の財政効果見込額 平成20～23年度の財政効果額	平成23年度取組方針 (公表済事項)	平成23年度取組実績	平成24年度取組方針	
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度					
4 公共施設の適正配置	① 公共施設の適正配置の検討 (レクリエーション・スポーツ施設、基盤施設、文教施設、社会福祉施設等)	関係課 (社会教育課)	行動計画	調査・研究	→	→	→	→		引き続き、平成23年度以降も検討を進めていく。	社会教育委員会において社会教育施設の適正配置について専門部会で検討を行った	引き続き、適正配置についての検討を進める	
				実績(B)	調査・研究	→	→	→	黒				
	② 学校適正配置の検討	学校教育課	行動計画	調査・研究	→	→	→	→		平成23年度は、当尾小学校の児童の通学(バス運行)についての計画、児童の南加茂台小学校との交流、また、市の跡地利用検討委員会での協議を推進し、閉校に向けた取組みを行う。	平成23年度に児童の交流プログラムを実施し、当尾小学校を廃校して南加茂台小学校へ円滑に統合することが出来た。 跡地利用については、利活用検討委員会の基本方針を定め、地元の意見を確認し、了承を得ることが出来た。	基本方針に基づき、具体的な跡地の利活用を決定・実施する。	
				実績(A)	調査・研究	→	→	→	黒				
	③ 加茂支所庁舎の有効活用	加茂地域総務課	行動計画	調査・研究	実施	⇒	⇒	⇒		引き続き、空きスペースの活用方法について検討していく。	支所庁舎の空きスペースの有効な活用について、検討及び結果のまとめを行った。 また、平成24年4月の支所再編に向け、支所の使用形態の整理及び配置再編を行った。	今後も、引き続き空きスペースの活用について模索していく。	
				実績(B)	調査・研究	実施	⇒	⇒	⇒				
5 施設の民営化	① 保育園の民営化(検討委員会の設置)	子育て支援課	行動計画			調査・研究	実施						
						調査・研究	実施						
	② 幼稚園の民営化検討委員会の設置	教育総務課	行動計画	調査・研究	→	実施	⇒	⇒		教育総務課内で検討	教育総務課での検討結果 ・今後、新規の公立幼稚園は建設せず、私立を誘致するという市の基本方針がある ・現公立3幼稚園民営化の検討は、現在、委員会等を設置して検討するという状況ない ①国の「幼保一元化、こども園」の政策が一定しておらず、幼稚園経営についての検討は國の方針決定を待つ必要がある ②現公立3幼稚園の建物はいずれも築22～28年で、施設の維持管理に多額の費用を要するため、施設を引き取つて私立を經營する事業者探しは困難が予想される(民設化は困難) ③現公立幼稚園の運営を手がける事業者探しは困難が予想される(民営化・運営委託化は困難)	国のある子ども・子育て新システムやこども園に関する動向を注視し、市の対応を内部検討する。	
			実績(B)	未実施	未実施	未実施	未実施	調査・研究	→				

改革項目	実施内容	担当課	前年度評価区分	進行管理（効果見込額 単位：千円）					計画期間中(H20~24)の財政効果見込額 平成20~23年度の財政効果額	平成23年度取組方針 (公表済事項)	平成23年度取組実績	平成24年度取組方針
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度				
課税・収納業務の強化及び徴収率の向上	① 公平・適正課税の推進 【課税客体（償却資産）の把握方法の確立】	税務課	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	従来より行っている法人市民税の設立届・開設届による把握及び家屋評価時における償却資産の申告案内を継続とともに、未申告者の資産の有無について、税務署調査を行う。	従来より行っている法人市民税の設立届・開設届による把握及び家屋評価時における償却資産の申告案内を継続実施し、未申告者の資産の有無について、税務署調査を行った。	従来より行っている法人市民税の設立届・開設届による把握及び家屋評価時における償却資産の申告案内を継続するとともに、未申告者の資産の有無についても、継続的に税務署調査を行う。	
				実績(A)	継続実施	⇒	⇒	⇒				
	② 口座振替制度の推進 【利用者の拡大】 H19年度口座振替利用率36.49% H20年度口座振替利用率34.75% H21年度口座振替利用率34.09% H22年度口座振替利用率33.16% H23年度口座振替利用率33.90%	収納課	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	広報・ホームページをはじめ、納税通知書等の個別通知の際に啓発文書を同封し、口座振替制度の勧奨に努める。	広報やホームページ、窓口等において、常時、勧奨を行うとともに、各税の納税通知書の送付時に啓発チラシを同封し、口座振替制度の利用勧奨に努めた。	今後も広報や窓口対応時など、常に勧奨に努める。	
				実績(A)	継続実施	⇒	⇒	⇒				
	③ コンビニ納付制度の導入 H22 コンビニ納付件数18,841件	収納課	行動計画	調査・研究	準備	実施	/	/	歳出9,724千円増	歳入95,000千円増	歳入113,507千円増	今後も広域連合「京都地方税機構」へ移管した滞納案件について、京都地方税機構と連携し、収納率の向上に努める。
				調査・研究	準備▲9,724	実施	/	/				
	④ 徴収体制の強化 【滞納処分を含む】 H19年度市税収納率 現年分98.00% 繰越分13.04% H20年度市税収納率 現年分97.78% 繰越分11.19% H21年度市税収納率 現年分97.71% 繰越分10.63% H22年度市税収納率 現年分97.95% 繰越分16.87% H23年度市税収納率 現年分98.08% 繰越分19.52%	収納課	行動計画	継続実施7,000	⇒12,000	⇒17,000	⇒22,000	⇒37,000	広域連合「京都地方税機構」が行う滞納整理に対し、滞納者の情報を共有するなど連携し、収納率の向上に努める。	広域連合「京都地方税機構」が行う滞納整理について、滞納者の情報を共有し、連携を図りながら、収納率の向上に努めた。現年度分のみの滞納者で、当該年度内に完納できる者について、納付の相談を行った。	今後も広域連合「京都地方税機構」へ移管した滞納案件について、京都地方税機構と連携し、収納率の向上に努める。	
				実績(A)	継続実施0	⇒0	⇒38,931	⇒74,576				
	⑤ 京都府との税の共同化 【広域連合への参加（徴収・課税業務の共同化）】	収納課	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	歳出6,870千円増	歳入95,000千円増	歳入113,507千円増	今後も広域連合「京都地方税機構」へ移管した滞納案件について、京都地方税機構と連携し、収納率の向上に努める。
				実績(A)	継続実施▲6,870	⇒	⇒	⇒				
受益者負担の使用料、手数料の適正化	① 受益者負担の使用料、手数料の適正化 (市営駐輪場等)	全課（総務課）	行動計画	調査・研究	→	→	実施	⇒	引き続き、市営駐輪場の使用料等について、総合的な見地で検討を行う。	引き続き、市営駐輪場の使用料等について、総合的な見地で検討を行った。	引き続き、市営駐輪場の使用料等について、総合的な見地で検討を行っていく。	
				調査・研究	→	→	→	→				
			行動計画	調査・研究	実施	⇒	⇒	⇒	平成22年度に実施した利用者アンケートの集計結果を基に検証を行い、今後の使用料等についての検討を進め、さらなる適正化を図る。	平成22年度に実施した料金改定結果の検証を行い、一部施設の冷暖房費改定を行った（平成24年4月実施）	引き続き、使用料の適正化についての検討を行うとともに、特に社会体育施設使用料金についての検証・検討を行う	
				調査・研究	実施	⇒	⇒	⇒				
	② コミュニティバス利用料の見直し	学研企画課	行動計画	調査・研究	実施	⇒7,779	⇒7,779	⇒7,779	追加後歳出23,337千円減	3年間ある国庫補助金の最終年であり、特定財源に頼らない、持続可能な運行体系に向け、現在、示している定時定路線の継続条件を満たさない路線の見直し等を行う。	地域公共交通総合連携協議会の審議結果に基づき、定時定路線の継続条件を満たさない路線の見直し基準となるコミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドラインを策定した。	平成23年度に策定した「コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドライン」に基づき、地域公共交通総合連携協議会の意見を伺いながら、コミュニティバス等の利用実態に即したサービスの提供を行うための見直しを行う。
				実績(A)	試行実施	実施	⇒21,676	⇒15,229	歳出36,905千円減			
	③ 公共下水道使用料の見直し	下水道課	行動計画	調査・研究	→	実施	⇒	⇒	答申内容を基本に下水道使用料改定の実施時期等を十分検討する。 また、答申内容及び改定の必要性について、市民の理解を得られるためのPR（広報への掲載）等を行ったうえ、議会へ条例改正を上程する準備を進める。	平成23年9月定例会において下水道使用料改定（統一）に係る条例（案）を提案し、平成23年9月29日に可決された。これを受け下水道使用料改定に伴う市民へのPR・周知として①平成23年11月9日の地域長会議において、下水道使用料改定の概要を説明した。②広報平成23年11月号から平成24年3月号まで下水道使用料改定に伴う内容を掲載、併せて木津川市HPにも同内容を掲載。③平成24年1月から検針時に下水道使用料改定のチラシを各戸配布した。	システムトラブルがない様にスムーズに実施する。	
				調査・検討	→	→	準備	実施78,549				
	④ 職員駐車場の有料化	人事秘書課	行動計画	実施2,000	⇒4,000	⇒4,000	⇒4,000	⇒4,000	追加後歳入18,000千円増	継続	継続	継続
				実績(A)	実施2,092	⇒5,676	⇒6,615	⇒6,843	歳入21,226千円増			
	(新規) ⑤ 児童クラブ使用料の見直し	子育て支援課	行動計画				準備	実施18,972	○使用料の見直し ○保育サービスの見直し	継続（保育サービスの見直し）	継続	
				実績(S)			準備	実施18,972				

(5) 財政システムの再構築

○木津川市行財政改革行動計画進行管理表（平成24年3月31日現在）

改革項目	実施内容	担当課	前年度評価区分	進行管理（効果見込額 単位：千円）					計画期間中(H20～24)の財政効果見込額 平成20～23年度の財政効果額	平成23年度取組方針 (公表済事項)	平成23年度取組実績	平成24年度取組方針	
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度					
3 ごみ収集有料化の検討	① ごみ収集有料化の検討	まち美化推進課	行動計画	調査・研究	→	→	→	→		引き続き、廃棄物等減量審議会にて審議を行う。	現在、審議会でごみ減量化施策の一つとして、諮問中	引き続き、審議会にて継続審議。	
			実績(B)	調査・研究	→	→	→	→					
	② 廃棄物減量等推進審議会へ諮問	まち美化推進課	行動計画	調査・研究	→	実施	/	/					
			未実施	→	実施	/	/						
4 公共物等への有料広告の掲載	① 市のホームページ・市広報紙への掲載	学研企画課 (関係課)	行動計画	実施	⇒ 600	⇒ 1,100	⇒ 1,100	⇒ 1,100	⇒ 1,100	歳入5,000千円増	広告収入の増加を目指し、広報・HPなどを通じて周知を行う。	広告収入の増加を目指し、広報・HPなどを通じて周知を行った。	引き続き、広告収入の増加を目指し、広報・HPなどを通じて周知を行う。
			実績(B)	実施	⇒ 570	⇒ 1,014	⇒ 1,318	⇒ 1,262		歳入4,164千円増			
	② 公用封筒への掲載	財政課、税務課、収納課、国保医療課、高齢介護課	行動計画	調査・検討	→	→	→	→		「木津川市有料広告掲載要綱」との整合を図り、封筒への掲載実施要領の制定に向け、検討を進める。	京都府下14市管財協議会において、他市の広告掲載の取組状況の調査を行った。その結果としては、城陽市及び宮津市の2市で取り組まれている状況であった。今年度においては、前年度分の在庫が多数あるため、封筒印刷を実施しなかった。		継続
			実績(B)	調査・検討	→	→	→	→					
		財政課、税務課、収納課、国保医療課、高齢介護課	行動計画	調査・検討	→	→	→	→		引き続き、証明書関係封筒については、バナー広告封筒を活用する。その他、納税通知書送付封筒等についての有料広告掲載は、既に広告を掲載している自治体の封筒印刷枚数が、本市に比べ非常に多いことから、費用対効果を重点として、今後も調査・研究を行う。	市民年金課から、バナー広告封筒の提供を受け活用している。有料広告掲載については、府内全団体を調査した結果、京都市以外に取組実績がなく、発送件数が多くないとメリットがないことが判明した。今後も、更に費用対効果を重点として、調査・研究を行うこととした。	引き続き、証明書関係封筒については、バナー広告封筒を活用する。有料広告掲載については、府内他団体においても取組実績がないことから、更に幅広く費用対効果を重点として、今後も調査・研究を行う。	
			実績(B)	調査・検討	→	→	→	→					
		財政課、税務課、収納課、国保医療課、高齢介護課	行動計画	調査・検討	→	→	→	→		引き続き、公用封筒への有料広告について、調査・検討を行う。	広域連合「京都地方税機構」の発足により、督促状や催告書の発送など、封筒の大量印刷が不要となった(又は、不要となる見込みである)こと、督促状発送用封筒への有料広告の適切な掲載希望者が見込めず、公用封筒への有料広告の掲載は実施できなかった。	引き続き、公用封筒への有料広告について、調査・検討を行う。	
			実績(B)	調査・検討	→	→	→	→					
		財政課、税務課、収納課、国保医療課、高齢介護課	行動計画	調査・検討	→	→	→	→		引き続き、公用封筒への有料広告について、調査・検討を行う。	公用封筒への有料広告について、調査・検討を行った。	木津川市有料広告掲載要綱に基づく封筒への掲載規程が定められたのちに、これに基づき課作成の公用封筒に有料広告を掲載する。	
			実績(B)	調査・検討	→	→	→	→					
		財政課、税務課、収納課、国保医療課、高齢介護課	行動計画	調査・検討	→	→	→	→		引き続き、公用封筒への有料広告について、調査・検討を行う。	引き続き、調査・検討を行った。		継続
			実績(B)	調査・検討	→	→	→	→					
	③ 木津駅自由通路・加茂駅東西通路への掲載 (加茂駅東西通路) (木津駅自由通路)	管理課	行動計画	調査・検討	→	→	→			平成22年度に引き続き、公用封筒の有料化を実施する。	継続		継続
			実績(B)	調査・検討	→	→	→						
		都市計画課	行動計画	調査・検討	→	→	→	→		引き続き、他市町村の事例等を研究する。	他市町村の事例の取りまとめを行った。	法整備に取り掛かる。	
			実績(B)	調査・検討	→	→	→	→					

(5) 財政システムの再構築

○木津川市行財政改革行動計画進行管理表（平成24年3月31日現在）

改革項目	実施内容	担当課	前年度評価区分	進行管理（効果見込額 単位：千円）					計画期間中(H20~24)の財政効果見込額 平成20~23年度の財政効果額	平成23年度取組方針 (公表済事項)	平成23年度取組実績	平成24年度取組方針		
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度						
5 企業誘致の推進	① 特定研究施設の市条例優遇措置のPR	企業立地推進室	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、特定研究施設の企業誘致の推進に努める。パンフレット、ホームページを適宜更新し、魅力ある学研都市・市内への企業立地に向けたPRを実施する。業種等の絞り込み、郵送や訪問などの手法等、回収効果の高い有効なアンケートの実施する。	・市ホームページ・パンフレット等の情報の隨時更新を行い、積極的なPRを行った。 ・各種ビジネスイベント等へ参加・出展の際には、関係機関とも連携し、市独自で作成しているPRパンフレットを配布するとともに、その場でアンケート調査を実施した。 ・市の知名度を上げるためのPR活動を積極的に進めるため、来年度における活動方針案や当初予算案を固めた。	・新たなる条例施行後、対象企業の要件が追加されることについて、関係機関と連携しながら、積極的にPRに努める。 ・市ホームページ・パンフレット等の情報の随时更新を行い、積極的なPRを行う。			
				実績(A)	継続実施	⇒	⇒	⇒						
	② 企業誘致の推進			行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、企業誘致の推進に努める。 ・関係機関と連携し、ビジネスイベントへの出展・参加※イベント概要を精査し、全国を対象とした幅広い活動を検討 ・既立地(誘致)企業の市内定着に向けた各種取り組みの拡充 ※「学研都市就職フェア」の継続開催など ・「市企業立地促進条例」が平成23年度末で失効するため、現状分析・将来展望等を踏まえた平成24年度以降の対応を検討	・木津南地区に、新たに4件(約5.4ヘクタール)の進出が決定した。 ・東京ビッグサイトで開催された「第15回 機械要素技術展」へ関係機関と共に共同出展、さらに、京都府とも企業誘致の説明会を実施することで、関東圏域でのPR(誘致活動)を実施した。 ・毎月1回以上、誘致企業や市内立地施設などへの訪問を実施することで、企業との信頼関係の構築に努めた。 ・7月26日(火)に「第8回学研都市就職フェア」を開催。市内企業を含め24社が出展し、約250名の来場者との就職マッチングを実施した。 ・2月21日(火)に「第9回学研都市就職フェア」を開催。市内企業を含め21社が出展し、約150名の来場者との就職マッチングを実施した。 ・東京・大阪等で開催される各種ビジネスフェア・イベントへ参加し、誘致活動を展開した。 ・既立地(誘致)企業の市内定着に向けた取り組みの拡充を進めた。 ・木津川市企業立地促進条例(案)について、京都府や近隣市町村の動向を確認しつつ、3月15日から30日間、意見募集(パブリックコメント手続)を実施した。	・引き続き、企業誘致の推進に努める。 ・関係機関と連携し、ビジネスイベントへの出展・参加に努める。 ※イベント概要を精査し、全国を対象とした幅広い活動を検討していく。 ・木津川市が誘致した同志社大学附属同志社国際学院と連携し、外国企業が進出するような案件が出てきた場合に、インターナショナルが木津川市にあることを、関係機関とも連携しながら、積極的なPRに努める。		
				実績(A)	継続実施	⇒	⇒	⇒						
6 未利用財産の有効活用	① 市有財産利活用推進検討委員会の設置	財政課	行動計画	実施	/	/	/	/	壳却可能財産及び払い下げ申出のある財産について、利活用検討委員会、政策会議の審議を経て、売払いを進める。施設の余裕空間の洗い出しを行い、行政内部での利用や各種団体への貸付等の検討を進める。	利活用推進検討委員会を経て政策会議決定を受けた物件について、一般競争入札により1物件(山城町平尾)、随意契約により2物件(洲見台、加茂町駅西)を売却した。	壳却可能財産及び払い下げ申出のある財産について、利活用検討委員会、政策会議の審議を経て、売払いを進める。施設の余裕空間の洗い出しを行い、行政内部での利用や各種団体への貸付等の検討を進める。			
				実施	/	/	/	/						
	② 市有財産利活用計画の策定		行動計画	調査0	実施15,300 ▲100	⇒15,700 100	⇒11,100 200	⇒11,500 300	歳入53,600千円増 歳出500千円減					
7 旅費・食糧費等の事務的経費及び交際費等の削減	① (事務用品の一括購入・一括管理、内部資料のペーパーレス化等)	全課(財政課)	行動計画	調査・研究	実施	⇒	⇒	⇒	引き続き、物品の一括購入・一括管理、供出物品の優先使用を行ふ。 全庁に対し、使用節約の周知を継続して行う。	継続	継続	継続		
				実績(A)	実施855	⇒16,498 ▲347	⇒44,828 ▲395	⇒71,674 ▲281						
	② 交際費等の削減			行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	継続	継続	継続	継続		
				実績(A)	継続実施	⇒	⇒	⇒						
8 電子入札制度導入の研究	① 電子入札制度導入の研究	指導検査課	行動計画	調査・研究	→	→	→	→	引き続き、京都府電子入札システム等に係る情報収集を図り、調査研究を行っていく。	建設工事・コンサル業務(物品・役務の供給を除く)について、平成25年度発注分より従来の紙入札方式から電子入札方式に変更することの方針決定を行った。 導入の方針決定にあたり、関係機関との協議調整を行った。平成24年度を具体的な準備年となるため、その事前準備を行った。	京都府電子入札システムに加入し、実施するための具体的な準備等作業を実施する。			
				実績(S)	→	→	導入準備	→						
	② 総合評価方式の導入		行動計画	試行実施	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、不正防止と適正な競争性が確保されるよう、入札制度の改善に努める。	不正防止と適正な競争性が確保されるよう、入札制度の改善に努めた。	引き続き、不正防止と適正な競争性が確保されるよう、入札制度の改善に努める。			
9 入札制度の改革	① 入札制度の改革	指導検査課	行動計画	実施	⇒	⇒	⇒	⇒						
	② 総合評価方式の導入		行動計画	試行実施	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、予定価格概ね1億円以上の土木工事を対象として、総合評価方式を試行実施する。	予定価格が概ね1億円以上の土木工事を対象として、総合評価方式を試行実施した。(本年度対象案件:なし)	引き続き、予定価格が概ね1億円以上の土木工事を対象として、総合評価方式を試行実施する。			
			試行実施	⇒	/	/	/	/						

(5) 財政システムの再構築

○木津川市行財政改革行動計画進行管理表（平成24年3月31日現在）

改革項目	実施内容	担当課	前年度評価区分	進行管理（効果見込額 単位：千円）					計画期間中(H20~24)の財政効果見込額 平成20~23年度の財政効果額	平成23年度取組方針 (公表済事項)	平成23年度取組実績	平成24年度取組方針	
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度					
10 工事コストの低減	① 発注時期の平準化	関係課 (指導検査課)	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒		継続	継続	継続	
				実績(A)	⇒	⇒	⇒	⇒					
	② 工事の統括発注	関係課 (水道工務課)	行動計画	継続実施 2,500	⇒ 2,500	⇒ 2,500	⇒ 2,500	⇒ 2,500	歳出12,500千円減	引き続き、可能な範囲で統括発注を進める。	該当する案件がなかった。	可能な範囲で統括発注を進める。	引き続き、可能な範囲で統括発注を進める。
				継続実施 2,500	⇒ 2,500	/	/	/	歳出5,000千円減				
11 予算枠配分の取組み	① 枠配分型予算の導入	財政課	行動計画	試行実施	⇒ 100,000	⇒ 150,000	⇒ 150,000	⇒ 150,000	歳出550,000千円減	府内においても本制度が定着してきたが、予算要求枠の設定対象及び設定額がより適切となるよう見直しを図るとともに、通年予算の中でも対応できるよう徹底し、財政課と事業原課相互の共通認識化を図る。	継続	継続	継続
				実績(A)	試行実施	⇒ 28,920	⇒ 20,836	⇒ 136,200		歳出185,956千円減			
	② 地方公営企業の見直し	水道業務課	行動計画	調査・研究	→	実施	/	/		答申内容を基本に水道料金改定の実施時期等を十分検討する。また、答申内容及び改定の必要性について、市民の理解が得られるためのPR(広報への掲載)等を行ったうえ、議会へ条例改正を上程する準備を進める。	平成23年9月定例議会において水道料金改正(統一)に係る条例(案)を提案し、平成23年9月29日に可決された。これを受け、水道料金改定に伴う市民へのPR・周知として①平成23年11月9日の地域長会議において、水道料金改定の概要を説明した。②木津川市広報の平成23年11月号から平成24年3月号まで水道料金改定に伴う内容を掲載、併せて木津川市HPにも同内容を掲載。③平成24年1月から検針時に水道料金改定のチラシを各戸配布をした。	なし。	平成24年度も経費節減努力をする。
				実績(A)	調査・検討	→	→	準備	実施 64,913				
13 特別会計の見直し	(国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計) (公共下水道事業特別会計) (簡易水道事業特別会計) (介護保険特別会計)	関係課 (国保医療課)	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒		引き続き、医療費適正化事業や保健事業を実施する。健診事業については、検査項目の追加や実施期間の延長により受診率の向上を図る。	国民健康保険特別会計においては、レセプト点検・医療費通知等の医療費適正化事業を実施した。 疾病的早期発見早期治療による医療費抑制を目的に、国保及び後期高齢者医療とともに健康診査及び人間ドック助成事業を実施した。平成23年度においては、血液検査項目を追加し、心電図を全ての受診者に実施した。受診期間を2ヶ月から4ヶ月に拡大するとともに、未受診者への受診勧奨を行った。	引き続き、医療費適正化事業や保健事業を実施する。	
				実績(A)	継続実施	⇒	⇒	⇒					
		関係課 (下水道課)	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	歳出118,389千円減	引き続き、公営企業会計移行への準備作業として、緊急雇用創出事業により下水道資産評価(管渠、人孔、マンホールポンプ、処理場等)に伴う事前調査を行う。 また、事務体制の見直しによる臨時職員の1名削減等の経費削減に取り組む。	公営企業会計移行への準備作業として、緊急雇用創出事業により下水道資産評価(管渠、人孔、マンホールポンプ、処理場等)に伴う事前調査を行った。 また、臨時職員の1名削減を行なった。	引き続き、公営企業会計移行への準備作業として、庁舎内で体制について検討を行なう。 また、事務体制の見直しにより経費削減に取り組む。	
				実績(B)	継続実施	⇒ 39,463	⇒ 39,463	⇒ 39,463	⇒ 39,463	歳出78,926千円減			
		関係課 (水道業務課)	行動計画	継続実施	⇒ 80	⇒ 80	⇒ 80	⇒ 80	歳出400千円減	適正な執行を行なった。	平成24年度も適正な予算執行を行なう。	継続	
				実績(B)	継続実施 80	⇒ 80	⇒ 68	⇒ 80					
		関係課 (高齢介護課)	行動計画	継続実施	⇒ 1,190	⇒ 1,190	⇒ 1,190	⇒ 1,190	歳出4,760千円減	継続	継続	継続	
				実績(B)	継続実施	⇒ 1,190	⇒ 1,190	⇒ 1,190					

(5) 財政システムの再構築

○木津川市行財政改革行動計画進行管理表（平成24年3月31日現在）

改革項目	実施内容	担当課	前年度 評価区分	進行管理（効果見込額 単位：千円）					計画期間中(H20～24) の財政効果見込額 平成20～23年度 の財政効果額	平成23年度取組方針 (公表済事項)	平成23年度取組実績	平成24年度取組方針
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度				
14一部事務組合の改革 ① 効率的・効果的な運営の推進 (相楽郡広域事務組合)	関係課 (学研企画課)	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、相楽広域事務組合に対し、一層の効率的・効果的な運営を実施するよう求める。	適正な事務事業の執行を確認した。	引き続き、相楽郡広域事務組合に対し、一層の効率的・効果的な運営を実施するよう求めていく。	
			実績(B)	⇒	⇒	⇒	⇒	黒				
		行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	引き続き、人事交流を実施し、効率的な消防業務の運営に努める。	相楽中部消防組合から職員1名の派遣を受け入れ、消防・防災業務担当として、常備消防業務と防災業務の相互理解と連携に努めた。	職員の人事交流については、実施することはできないが、今後も情報を共有し、常備消防業務と防災業務の相互理解と連携に努める。	
			実績(A)	⇒	⇒	⇒	⇒	黒				
	関係課 (危機管理室)	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	職員派遣の間に進められた事務の効率化、業務改善が今後も継続して進められるよう、組合の運営状況を見守る。また、地域医療に携わる基幹病院として、地域住民に質の高い医療が安定的に提供されるよう要請していくとともに、京都府や地域医師会などの医療関係機関とも連携を強化していく。	平成22年度決算は、前年度に比して、収支の改善が図られ、黒字決算となった。また、平成23年10月からは、欠員であった整形外科に常勤医が配置された。	病院組合を構成する市として、経営の健全化、及び地域医療に携わる中核病院として、市民に質の高い医療が安定的に供給されるように、要請して行くとともに、第二次経営プランの進捗状況を確認する。	
			実績(A)	⇒	⇒	⇒	⇒	黒				
	関係課 (健康推進課)	行動計画	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	職員派遣の間に進められた事務の効率化、業務改善が今後も継続して進められるよう、組合の運営状況を見守る。また、地域医療に携わる基幹病院として、地域住民に質の高い医療が安定的に提供されるよう要請していくとともに、京都府や地域医師会などの医療関係機関とも連携を強化していく。	平成22年度決算は、前年度に比して、収支の改善が図られ、黒字決算となった。また、平成23年10月からは、欠員であった整形外科に常勤医が配置された。	病院組合を構成する市として、経営の健全化、及び地域医療に携わる中核病院として、市民に質の高い医療が安定的に供給されるように、要請して行くとともに、第二次経営プランの進捗状況を確認する。	
			実績(A)	⇒	⇒	⇒	⇒	黒				

木津川市事業仕分け結果に対する改善状況

○平成23年度事業仕分け

事業仕分け項目	仕分け結果	事業の客観的課題	仕分けの主な意見	改善取組段階【直近改善】 【時期決定済(実施済)の改善に向けた事業】	時期決定改善段階【今後改善】 【時期未定の改善に向けた具体的な事業】	改善検討段階【将来改善】 【今後、改善に向けた検討を行う事業】	平成21年度 予算額	平成22年度 予算額	平成23年度 予算額 (仕分け時)	平成24年度 予算額	増減(H23とH24) (仕分け時と翌年度)	主な改善の進捗状況
23-1-1 リサイクル研修ステーション管理事業	(4)市実施改善 (内容・規模)	①リサイクル研修センターのあり方及び利用者の増加 ②効果的なリサイクル推進啓発活動	①利用者アンケートを行い、ニーズに適合した啓発活動や積極的に出前講座等を実施すべき ②市民の利便性を中心に施設の設置場所を検討すべき	○施設や事業のPRを広報により強化するとともに、廃棄物減量等推進員の会やこどもエコクラブサポートーの会と連携して、3R等の環境学習出前講座にも努めた。(平成23年度環境学習出前講座実績6回)	○ソフト面による啓発活動の充実を図るため、特に廃棄物減量等推進員の会との連携を強化し、恒例的な事業に加えて新規事業の展開を図る。	○施設の移転等は、遊休施設の活用やクリーンセンターとの併設も視野に入れた検討を行う。	3,572	3,444	3,677	3,733	56	(平成23年度)環境学習出前講座実績6回
23-1-2 資源ごみリサイクル・減量化事業(古紙回収補助金)	(4)市実施改善 (内容・規模)	①集団回収未実施地域の組織化 ②古紙回収による処理の増加	①集団回収未実施地域の調査等を行い、自治会等へ組織化に向けた積極的な働きかけを行うべき	—	—	○廃棄物減量等推進審議会において、ごみの減量に向けた具体的かつ効果的な施策の審議や古紙類集団回収補助制度の検討を進めていく。	17,434	17,412	17,380	17,380	0	
23-1-3 女性センター運営事業	(4)市実施改善 (内容・規模)	①女性センターのあり方及び利用者の増加 ②相楽老人福祉センター施設内の浴場施設の運営のあり方	①施設の有効利用を行うべき(特に浴場施設の運営は廃止を含めた検討) ②働く女性に対する相談業務等を充実させるべき	○平成24年度から女性センターの使用料に関する見直しを図り、適正化に努める。 ○講座や事業等は、毎年、利用者のニーズに応じて見直しを図っていく。	○老人福祉センター部分における浴場の管理や運営の見直しを含めた検討を行う。(施設所管課;高齢介護課)	—	5,520	5,667	5,487	6,352	865	(平成24年度)女性センター使用料及び減免基準の見直し
23-1-4 やましろ保育園管理事業(バス運行業務委託)	(1)不要	①旧山城地域のみの保育園送迎バスのあり方 ②老朽化しているバス車両の更新費用やランニングコスト	①市の公共サービスは公平に与えられるべき(段階的に廃止) ②バスの更新費用やランニングコスト等の財源を他の子育て支援事業に転換すべき	—	○今後のバスのあり方について、廃止を含めた検討を行う。	—	3,840	3,799	3,721	3,737	16	
23-2-1 加茂文化センター管理運営事業	(4)市実施改善 (内容・規模)	①加茂文化センターのあり方及び利用者の増加 ②平成25年度から指定管理施設への移行	①民間のノウハウを活用して指定管理者を導入すべき ②利用者アンケート等の収集・分析や宣伝活動等のマーケティングを強化すべき	○利用者の安全を重視して、早急に施設管理委託業者からの指摘箇所の改修を行う。 ○来館者アンケートを行い、利用者ニーズに適合したサービスや施設稼動率を引き上げる努力を行う。	○施設の老朽化(開館後18年)が進んでおり、年度ごとに外壁や屋上部の防水等の施設修繕計画を立て、大規模改修を行っていく。 ○使用料は近隣自治体の状況を把握し、適正な料金設定を検討する。	管理20,034 運営16,656	管理15,379 運営19,194	管理16,624 運営18,851	管理15,769 運営18,760	-946	(平成25年度)指定管理施設へ移行	
23-2-2 プラネタリウム館運営事業	(1)不要	①プラネタリウム館のあり方及び利用者の増加 ②老朽化している施設及び機器の改修及び更新費用	①市の財政状況から施設の大規模修繕費、多額の投資費用及びランニングコスト等から廃止し、その財源を他の青少年育成事業に転換すべき	○事業参加者数を増やすために広報による事業案内や公共施設・学校へのポスターの配布等を行う。 ○入場料收入を増やすために有料入場が見込める福祉施設等や市外の保育園・小学校への施設にも周知を行う。	—	運営7,482 事業 494 人件費は含まれない	運営11,980 事業 494	運営10,557 事業 484	運営 9,685 事業 422	-934		
23-2-3 教育振興事業(修学旅行費補助金)	(1)不要	①修学旅行費補助金のあり方(府内では補助金を支給している市は京田辺市のみ)	①修学旅行費補助金を廃止し、その財源を他の教育全般的な事業に転換すべき	—	○教育委員会において、近隣自治体の補助金交付状況等を踏まえ、その財源を別の教育施策へ充当すること等を検討する。	小 5,792 中 8,985	小 5,112 中 7,020	小 5,312 中 7,680	小 5,360 中 8,355	723		
23-2-4 道路照明灯整備事業(防犯灯)	(4)市実施改善 (内容・規模)	①防犯灯のLED化と電気料金等の経費削減	①長期的な財政面や環境面からLED灯の導入に関する費用対効果等の検討すべき ②集落内の防犯灯維持管理費を地元に求め、その財源をLED灯を増加する経費に充当すべき	○平成23年10月に集落間設置の防犯灯1基(木津駅東地区)を試験的にLED灯へ変更した。	○今後は集落間設置(市が維持管理)の防犯灯を費用対効果や器具の耐用状況等を確認するため、新設・器具交換時において試験的にLED灯を設置することを検討していく。	概ね28,000	概ね28,000	28,059	28,100	41	(平成23年10月)防犯灯の一部を試験的LED化	
						合 計	117,809	117,501	117,832	117,653	-179	

第2次 木津川市行財政改革大綱・推進計画策定方針

1. 第2次大綱の位置づけ

第2次木津川市行財政改革大綱は、木津川市が、社会経済情勢の変化に対応した効率的な行財政運営の確立に向けて、不斷の行財政改革に取り組むための総合的な指針となるものです。

2. 大綱策定の経緯・必要性について

(大綱策定の経緯)

木津川市は、自主・自立する地方公共団体への成長を目指し、市町村合併を「行財政改革の有効な手段」と位置づけ、平成19年3月12日に木津町・加茂町・山城町の3町合併により誕生しました。

しかしながら、国の三位一体改革等によって、財政的に厳しい状況下での新たな行政運営のスタートとなり、合併前の3町が進めてきた行財政改革の取組を進めるとともに、抜本的な行財政システムの再構築が必要になりました。

このため、平成19年10月に市長の諮問機関として、公募市民及び有識者を委員とする「木津川市行財政改革推進委員会」を設け、木津川市の行財政改革の指針の策定を諮問したものです。

その後、翌年4月にかけての4回の委員会での議論を踏まえた答申に基づき、平成20年6月に「木津川市行財政改革大綱・推進計画」（計画期間：平成20年度から平成24年度）を策定し、また、同年11月には、府内各部署における具体的な取り組みを明示した「行動計画（アクションプラン）」を定めて、新たな行財政改革をスタートしました。

(第2次大綱策定の必要性)

平成20年度以降、木津川市では、大綱等に基づく全庁的な行財政改革に取り組み、また、平成21年度からは、新たに行財政改革推進委員会委員を仕分け人とする「事業仕分け」を導入して、市が実施する個別の事業についての評価を開始しました。

このような改革により、合併自治体の課題である制度・事務・組織の一本化、効

率化は進展しましたが、その一方で、国の地域主権改革に伴う市町村への権限移譲、リーマンショック後の経済情勢の急激な悪化など、自治体を取り巻く行財政の環境は一層厳しさを増しています。

なかでも、本市の収入のおよそ4分の1を占める地方交付税については、合併自治体に対する特例措置が平成28年度以降5年間をかけて段階的に減額されるため、これに対応できる、子や孫の未来につなぐ自立可能な行財政の構築が喫緊の課題となっています。

このため、現行の大綱等の計画期間が終了する平成24年度以降も、行財政改革の考え方・理念を継承し、内容をより進化させた「第2次木津川市行財政改革大綱・推進計画」を定め、不断の改革の取り組みを図る必要があるものです。

3. 第2次大綱等の計画期間

平成25年度から平成29年度まで（5か年計画）

4. 第2次大綱等策定の基本原則

次の3点を、第2次木津川市行財政改革大綱・推進計画策定に向けての基本原則とします。

基本原則

- ① 現行の木津川市行財政改革大綱・推進計画を継承し、不断の行財政改革を継続
- ② 総合計画に掲げるまちの将来像に向け、効率的で市民満足度の高い行財政を構築
- ③ 今後の交付税減額に対応できる、子や孫の未来につなぐ自立可能な行財政を構築

5. 第2次大綱等策定体制

市民・有識者の意見を求めるため、木津川市行財政改革推進委員会に諮問し、その答申を踏まえて、木津川市行財政改革推進本部（本部長：市長）において策定します。

○木津川市の行財政改革関連計画一覧



	行財政改革大綱	行財政改革推進計画	行財政改革行動計画 (アクションプラン)
位置づけ	<u>木津川市の行財政改革の総合的指針</u>	大綱の重点改革項目（5項目）の目標年次と計画的な推進を定める計画	大綱・推進計画に基づく具体的な取り組みを明示して、進行管理を行うための計画
主な内容	・木津川市の行財政改革の基本的な考え方 ・重点改革項目（5項目）	・重点改革項目を具体化（59項目） ・各項目の内容・主管課・目標年次	・行財政改革に係る数値目標 ・推進計画重点改革項目のより詳細な内容 ・行財政改革による財政効果見込
構成	I 行財政改革大綱の策定趣旨 II 行財政改革の基本的な考え方 III 行財政改革の体系 IV 行財政改革の重点改革項目 [5項目] <ul style="list-style-type: none"> 1. 協働による「共生の市政」の推進 2. 行政体制の再構築 3. 事務事業の再編・整理 4. 公共施設の再構築 5. 財政システムの再構築 V 行財政改革の進め方 <ul style="list-style-type: none"> 1. 行財政改革の計画期間 2. 行財政改革の推進体制 3. 実施及び進行管理 	1 推進計画策定の目的 2 推進計画の実施期間 3 推進計画の進行管理 4 重点改革項目 [59項目] <ul style="list-style-type: none"> (1) 協働による「共生の市政」の推進 ⇒ [改革項目数：18] (2) 行政体制の再構築 ⇒ [改革項目数：12] (3) 事務事業の再編・整理 ⇒ [改革項目数：10] (4) 公共施設の再構築 ⇒ [改革項目数：5] (5) 財政システムの再構築 ⇒ [改革項目数：14] 	1 計画の位置づけ 2 計画期間 3 計画の推進・推進体制 4 計画の目標（成果指標） 5 行動計画（総括表） [60項目] 6 行動計画（個表） <ul style="list-style-type: none"> (1) 協働による「共生の市政」の推進 ⇒ [改革項目数：18] (2) 行政体制の再構築 ⇒ [改革項目数：13] (1項目追加) (3) 事務事業の再編・整理 ⇒ [改革項目数：10] (4) 公共施設の再構築 ⇒ [改革項目数：5] (5) 財政システムの再構築 ⇒ [改革項目数：14] ※各項目毎に実施内容を定めて進行管理
策定方法	「行財政改革推進委員会」の答申に基づき「行財政改革推進本部」で制定		「行財政改革推進本部」で制定
計画期間	平成20年度～平成24年度（5か年計画）		
策定期間	平成20年6月	平成20年11月	



○木津川市の行財政改革推進体制の概要

	行財政改革推進委員会	行財政改革推進本部	行財政改革推進本部 (検討会議)
位置づけ	木津川市の行財政改革推進に向けて、 <u>市民・有識者の意見を聴くための諮問機関</u>	<u>市長を本部長とする、木津川市の全庁的な行財政改革の推進の核となる組織</u>	市長が行財政改革について、関係職員の意見を聴く必要がある場合に設置する下部組織
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の諮問に応じて行財政改革推進に係る重要事項を調査・審議 ・諮問された重要事項に係る意見・答申（<u>行財政改革大綱・推進計画・事業仕分け</u>） 	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革の基本方針の策定 ・行財政改革の推進・進行管理 ・その他行財政改革に係る重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進本部の依頼事項についての調査・検討
構成員	<p>[委員（任期2年・現在第3期）]</p> <p>公募委員：3名 識見委員：6名</p> <p>[役職]</p> <p>会長：1名 副会長：1名</p>	<p>[委員・役職]</p> <p>本部長：1名（市長） 副本部長：2名（副市長、教育長、（水道事業管理者）） 本部員：12名（市長公室長、部長、事務局長、支所長、その他市長指名職員）</p>	<p>[委員] 関係課の長・関係職員（市長が指名）</p> <p>[役職] 委員長：1名</p>
協議経過	<p>第1回：平成19年10月26日 ～第15回：平成23年10月16日 第16回：平成24年5月31日</p>	<p>第1回：平成20年8月27日 ～第8回：平成23年6月30日 第9回：平成24年5月9日</p>	設置なし
設置根拠	木津川市行財政改革推進委員会条例 (平成19年条例第231号)	木津川市行財政改革推進本部設置規程 (平成20年訓令第5号)	
庶務	行財政改革担当課 (財政課行財政改革推進室)		

木津川市の人団・世帯数の推移

○木津川市の国勢調査人口（男女別人口・増減・世帯）

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	(参考) 平成22年 全国平均
人口	39,761	49,532	52,436	58,809	63,649	69,761	
(内 男)	19,348	24,043	25,368	28,399	30,581	33,531	
(内 女)	20,413	25,489	27,068	30,410	33,068	36,230	
増減数	5,330	9,771	2,904	6,373	4,840	6,112	
増減率 (%)	15.5	24.6	5.9	12.2	8.2	9.6	0.2
世帯数	10,386	13,575	15,160	18,570	21,426	24,393	
一世帯当たりの人口	3.8	3.6	3.5	3.2	3.0	2.9	2.5

※割合は、小数点第2位を四捨五入。

※平成17年以前のデータは、木津町、加茂町、山城町の合算。

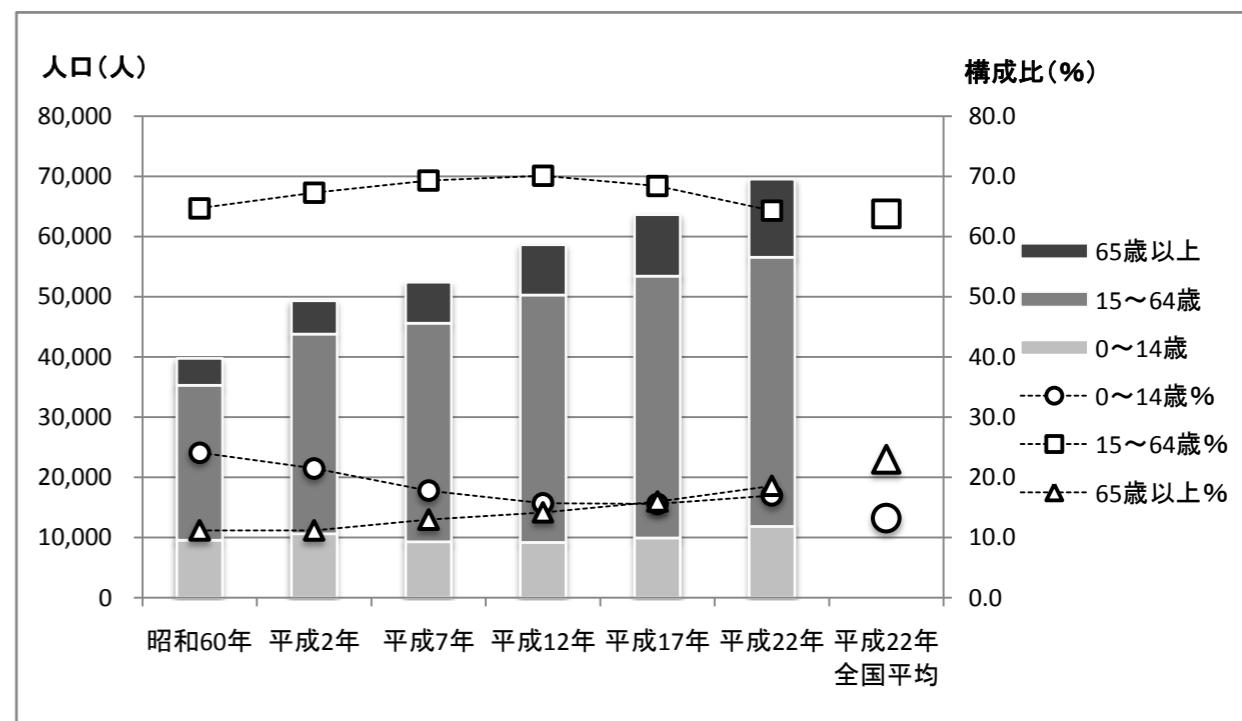
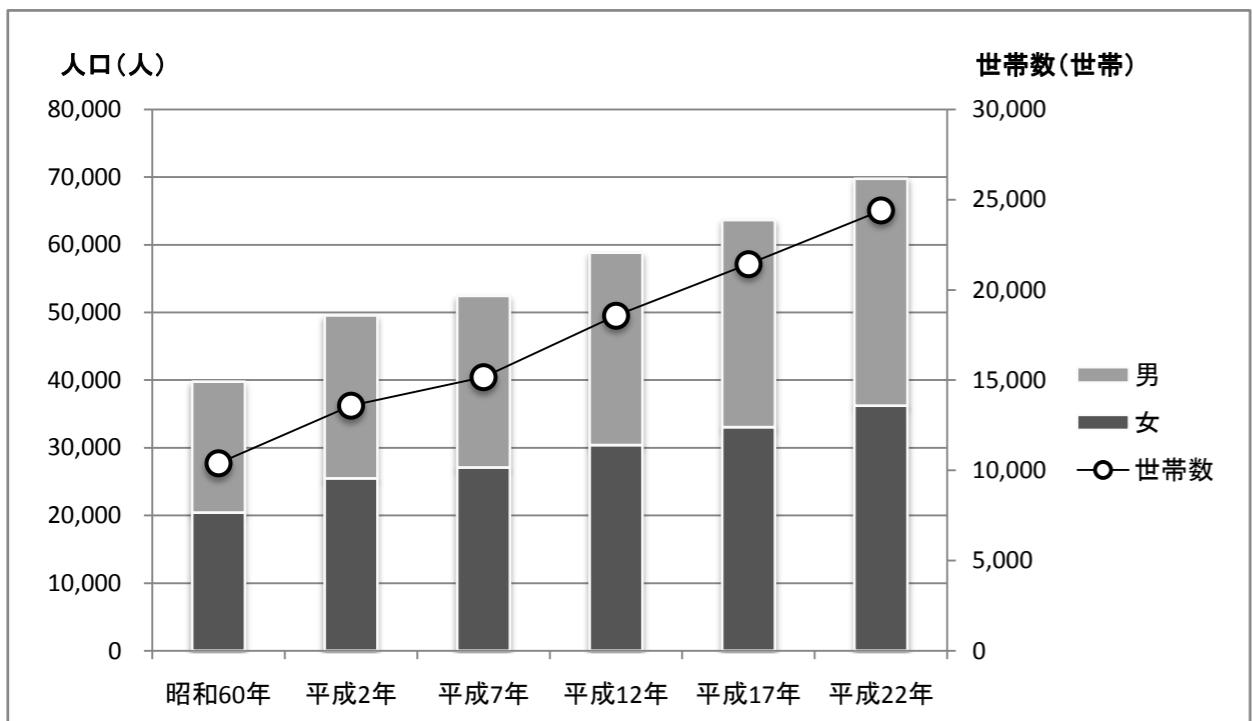
○木津川市の国勢調査人口（年齢3区分別 人口・構成比）

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年 全国平均
総数(人)	39,761	49,532	52,436	58,809	63,649	69,761	
(内 0~14歳)	9,575	10,617	9,310	9,189	9,933	11,839	
(内 15~64歳)	25,728	33,200	36,305	41,123	43,516	44,746	
(内 65歳以上)	4,458	5,511	6,798	8,323	10,198	12,952	
0~14歳%	24.1	21.5	17.8	15.7	15.6	17.0	13.2
15~64歳%	64.7	67.3	69.3	70.1	68.4	64.3	63.8
65歳以上%	11.2	11.2	13.0	14.2	16.0	18.6	23.0

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

※割合は、不詳を除いて算出し、小数点第2位を四捨五入。

※平成17年以前のデータは、木津町、加茂町、山城町の合算。

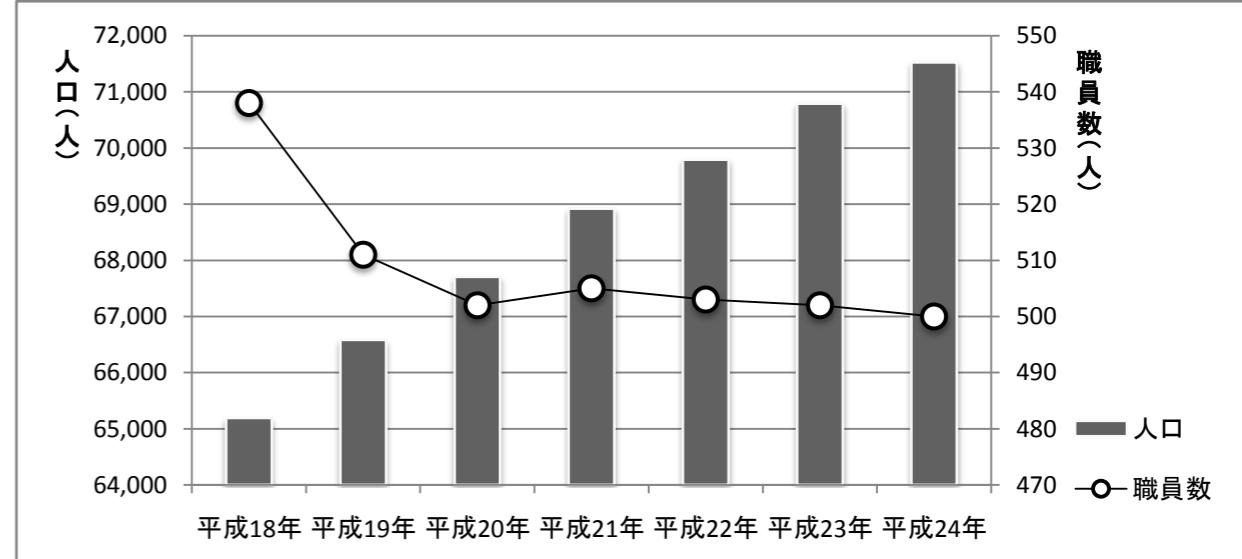


【参考 合併後の人団・職員数】

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
人口	65,191	66,580	67,707	68,922	69,789	70,788	71,524
人口増減数		1,389	1,127	1,215	867	999	736
人口増減率 (%)		2.1	1.7	1.8	1.3	1.4	1.0
職員数	538	511	502	505	503	502	500
職員増減数		▲ 27	▲ 9	3	▲ 2	▲ 1	▲ 2
職員増減率 (%)		▲ 5.0	▲ 1.8	0.6	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.4
職員1人当たり人口	121	130	135	136	139	141	143

※人口は、各年3月末時点の住民基本台帳・外国人登録ベース

※職員数は、各年4月1日時点の一般職職員数（非常勤・臨時・再任用職員を除き教育長を含む。）



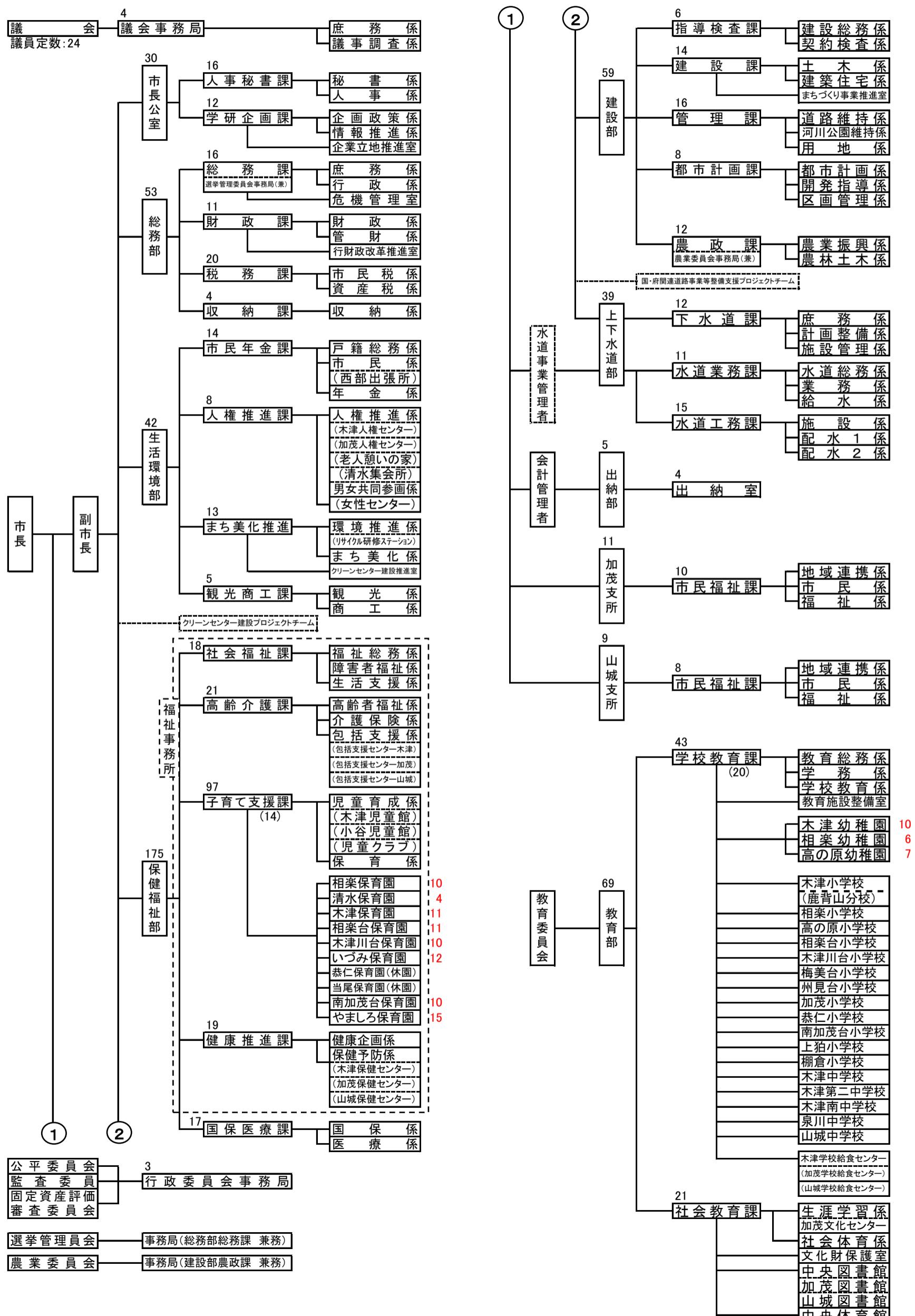
木津川市の行政組織・職員数① [木津川市組織機構図]

資料 8

(平成24年4月1日現在)

【職員内訳】

市長、副市長、教育長、一般職499名 再任用1名 計503名
(内本庁293名、派遣8名、支所・出張所24名、その他施設174名)



木津川市の行政組織・職員数② [各課・係の主な業務内容]

○市長部局

部	課・室	係	主な業務	場所
市長公室	人事秘書課	秘書係	秘書、市長会、涉外、褒章・表彰、部庶務	市役所4階
		人事係	人事・服務、給与、福利厚生・研修	市役所4階
	学研企画課	企画政策係	総合計画、組織、地方分権、総合調整、公共交通、市民協働、学研都市	市役所4階
		情報推進係	情報化推進、電算システム、広報・広聴、ホームページ	市役所4階
企業立地推進室			企業誘致、新産業創出	市役所4階
総務部	総務課	庶務係	庁舎管理、交通安全、行政相談、市民相談、行政地域、部庶務	市役所3階
		行政係	議会召集、議案、文書例規、情報公開・個人情報保護、統計、選挙	市役所3階
	危機管理室		防災・防犯、消防、国民保護	市役所3階
	財政課	財政係	予算編成、財政計画、市債、地方交付税、土地開発公社	市役所4階
		管財係	物品管理、市有財産、財産区、加茂笠置組合	市役所4階
	行財政改革推進室		行財政改革、行政評価、指定管理者、民間委託	市役所4階
	税務課	市民税係	市民税、軽自動車税、たばこ税、原動機付自転車標章、所得証明	市役所2階
		資産税係	固定資産税、都市計画税、住宅用家屋証明	市役所2階
	収納課	収納係	納税相談、市税等収納、納税証明、滞納対策	市役所2階
生活環境部	市民年金課	戸籍総務係	戸籍記録、人口動態、部庶務	市役所1階
		市民係	住民基本台帳、印鑑登録、証明交付、埋火葬許可、公的個人認証、総合窓口	市役所1階
		年金係	国民年金、年金相談	市役所1階
	人権推進課	人権推進係	人権擁護・啓発、人権センター	市役所2階
		男女共同参画係	男女共同参画、女性政策、女性センター	女性センター
	まち美化推進課	環境推進係	地球温暖化対策、環境保全、公害防止、ごみ減量化、リサイクル研修ステーション	市役所2階
		まち美化係	ごみ収集・処理、動物飼育管理、墓地、浄化槽・し尿、生活環境・美化	市役所2階
	クリーンセンター建設推進室		クリーンセンター計画・建設、広域処理	市役所2階
	観光商工課	観光係	観光振興、伝統工芸品、各種イベント	市役所2階
		商工係	商工業振興、商工会、雇用対策、消費生活相談	市役所2階
保健福祉部	社会福祉課	福祉総務係	保健福祉施策企画調整、地域福祉、民生児童委員、社会福祉協議会、部庶務	市役所1階
		障害者福祉係	障害者福祉、相楽療育教室	市役所1階
		生活支援係	生活保護、行旅病人・死亡人、ホームレス支援	市役所1階
	国保医療課	国保係	国民健康保険、国民健康保健事業	市役所1階
		医療係	老人保健医療、福祉医療、後期高齢者医療、子育て支援医療	市役所1階
	高齢介護課	高齢者福祉係	高齢者在宅福祉、老人クラブ、シルバー人材センター、老人福祉センター	市役所2階
		介護保険係	介護保険、在宅介護支援センター	市役所2階
		包括支援係	地域包括支援センター、介護予防	市役所2階
	子育て支援課	児童育成係	児童福祉、児童虐待対策、児童クラブ、児童遊園、少子化対策、子育て支援	市役所1階
		保育係	保育園、地域子育て支援拠点	市役所1階
	健康推進課	健康企画係	母子手帳、妊婦健診、食品衛生、献血、保健センター、山城病院、休日診療所	市役所1階
		保健予防係	母子保健、成人保健、予防接種、感染症対策、健康増進	市役所1階
建設部	指導検査課	建設総務係	補助事業総括、国・府連絡調整、部庶務	市役所3階
		契約検査係	工事検査・進行管理、工事入札・契約、業者資格審査	市役所3階
	建設課	土木係	道路・橋梁工事、河川・排水路工事、公共土木	市役所3階
		建築住宅係	市有建築物計画・整備・修繕、市営住宅	市役所3階
	まちづくり事業推進室		補助事業事務、国道・府道調査、まちづくり支援・啓発	市役所3階
	管理課	道路維持係	道路・橋梁管理、道路維持修繕	市役所3階
		河川公園維持係	河川管理・維持補修、都市公園管理・維持補修、緑化協会、岩石・土砂採集	市役所3階
		用地係	道路・河川・都市公園財産管理、地価公示、地籍調査	市役所3階
	都市計画課	都市計画係	都市計画、屋外広告物許可、土地区画整理事業、市地図作成	市役所3階
		開発指導係	開発指導、開発事業調整、優良住宅認定	市役所3階
		区画管理係	木津駅前土地区画整理事業、加茂駅周辺土地区画整理事業	市役所3階
	農政課	農業振興係	農林水産業振興、農業委員会、市民農園、林政、有害鳥獣捕獲	市役所3階
		農林土木係	基盤整備事業、かんがい排水路、土地改良事業、治山事業	市役所3階
上下水道部	下水道課	庶務係	下水道事業財政、下水道使用料	吐師受水場
		計画整備係	下水道事業総括・計画・調整	吐師受水場
		施設管理係	下水道施設維持管理、排水設備指定工事業者、水洗化普及促進	吐師受水場
出納部	出納室		現金・小切手・有価証券の出納・管理、決算調整、支出・調定審査	市役所1階
加茂支所	市民福祉課	地域連携係	本庁連絡調整、庁舎管理、地域要望・市民相談受付、支所庶務	加茂支所
		市民係	戸籍・住民異動届出受付、各種証明等交付	加茂支所
		福祉係	福祉・国保・医療・年金関係各種申請等受付・証発行	加茂支所
山城支所	市民福祉課	地域連携係	本庁連絡調整、庁舎管理、地域要望・市民相談受付、支所庶務	山城支所
		市民係	戸籍・住民異動届出受付、各種証明等交付	山城支所
		福祉係	福祉・国保・医療・年金関係各種申請等受付・証発行	山城支所

○教育委員会

部	課・室	係	主な業務	場所
教育部	学校教育課	教育総務係	教育政策企画立案・調整、教育委員、教育行政相談、教育委員会庶務	市役所2階
		学務係	市立小中学校、通学区域、児童生徒の安全、就学・入学、市立幼稚園	市役所2階
		学校教育係	児童生徒の保健、学習指導、人権教育、就学指導、教科書採択、奨学金	市役所2階
	教育施設整備室		教育財産維持管理、教育財産新設改修	市役所2階
	社会教育課	生涯学習係	社会教育企画調整、公民館・図書館・交流会館、文化・芸術振興	市役所2階
		社会体育係	体育・スポーツ企画調整、体育館・プール	中央体育館
	文化財保護室		文化財保護、埋蔵文化財発掘、市史編纂	市役所2階

○議会事務局

部	課・室	係	主な業務	場所
議会事務局		庶務係	議場管理、議長会、議会広報、議会事務局の庶務	市役所5階
		議事調査係	本会議、各委員会、議事運営、議員提出議案、請願・陳情、会議録	市役所5階

○行政委員会

部	課・室	係	主な業務	場所
行政委員会事務局			公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会	市役所3階

○公営企業

部	課・室	係	主な業務	場所
上下水道部	水道業務課	水道総務係	水道事業企画調整、水道事業所庶務	吐師受水場
		業務係	水道料金計算・収納、検針	吐師受水場
		給水係	給水工事、簡易水道管理運営	吐師受水場
	水道工務課	施設係	水道施設改良・設計・施工、水道施設・簡易水道施設の維持管理	吐師受水場
		配水1係	給水管・送水・配水管維持管理、消火栓設置・維持管理	吐師受水場
		配水2係	新市街地水道事業開発調整、新市街地消火栓	吐師受水場

木津川市行財政改革大綱並びに推進計画

平成20年6月

木 津 川 市

- 《木津川市行財政改革大綱》
- 《木津川市行財政改革推進計画》
- 《付属資料》

木津川市行財政改革大綱

～自立と共生に向けて～

平成20年6月

木　津　川　市

目 次

I 行財政改革大綱の策定趣旨	1
II 行財政改革の基本的な考え方	2
III 行財政改革の体系	4
IV 行財政改革の重点改革項目	5
1 協働による「共生の市政」の推進	5
2 行政体制の再構築	6
3 事務事業の再編・整理	8
4 公共施設の再構築	9
5 財政システムの再構築	10
V 行財政改革の進め方	12
1 行財政改革の計画期間	12
2 行財政改革の推進体制	12
3 実施及び進行管理	12

I 行財政改革計画の策定趣旨

木津川市は、地方分権時代に自主・自立する地方公共団体への成長を目指し、市町村合併を「行財政改革の有効な手段」と位置付け、平成19年3月12日に木津町・加茂町・山城町の3町合併により、新たな行政運営をスタートさせました。

しかしながら、地方分権の推進と国の三位一体改革によって、地方財政の大きな転換がおこなわれ、法定受託事務や自治事務の増加に伴い木津川市が責任を負う事業量が増加する一方で、国から配分される地方交付税や国庫支出金の削減が進んでおり、木津川市のまちづくり事業に係る国からの歳入が期待できない状況にあります。

これまで、合併前のそれぞれの町では、独自の行財政改革に取り組む中、公共施設の整備や公共的施設の運営・各種市民サービスに対して大きな財政負担をしてきました。しかし、このような財政状況が続く中、これからの中研都市開発等をはじめとする公共施設整備などの大規模な公共事業を進めていくには、極めて厳しい環境になっており、今後、何ら対策を講じることなく現状のまま行政運営を続けた場合には、市の財政は一気に厳しい状況に陥ることが予測されます。

このような木津川市を巡る状況を踏まえ、財政的に極めて厳しい状況であるということを前提に、合併前の3町が進めてきた行財政改革の取組みを進化させるとともに、時代の方向性を見据えた抜本的な行財政システムの再構築に向けた取組みを迅速に行い、地方分権時代に自主・自立し、持続的な発展が望める自治体運営基盤の確立を目指し、不断の行財政改革に取り組むための総合的な指針として「木津川市行財政改革大綱」を策定するものです。

II 行財政改革の基本的な考え方

1 基本理念

大変厳しい財政状況のもとで、多様化する市民ニーズや新たな行政需要に対応していくためには、より一層効率的・効果的な行政運営に努めていくとともに、時代と社会の変転を見極め、自らが変革の意思を持ち続け、果敢に実行することによって「持続可能な自治の運営」を確実なものにしていかなければなりません。そのためには、行政運営の原動力となる職員一人ひとりが行財政改革の理念と効率的で効果的な行政運営の意識を新たにし、自らの持てる能力を十分に発揮していくことが重要であります。また、公民総がかりで、知恵と工夫を出し合う、市民協働・市民参加型の行政運営の推進が求められています。

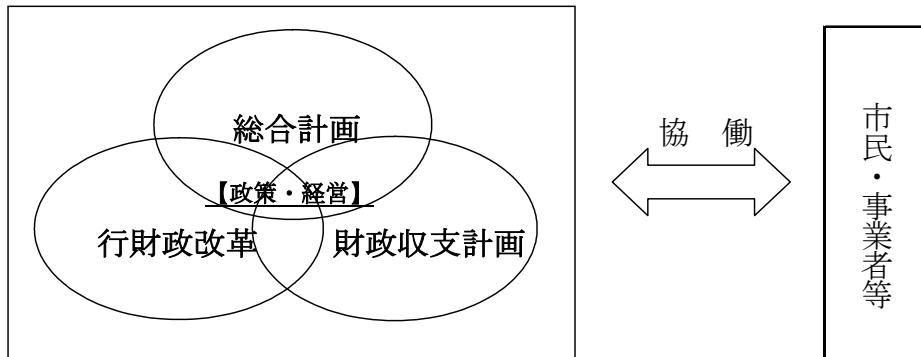
こうした認識のもと、木津川市では、山積する重要施策の推進と市民サービスの向上を図るため、木津川市の行政運営の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

- ・共に生き、共に創る協働の社会
- ・簡素で、市民満足度の高い自治体

○ 行政運営のイメージ

目指す都市像の実現に向けて事業を展開する「総合計画」、
その事業費用の財政的な裏付けとなる「財政収支計画」、
それら2つの計画差、つまり財政的に不足する部分を埋めるための「行財政改革」、
これら3つを三位一体として、加えて市民等との協働により行政運営を行う。



※上記の図の3つの楕円の重なり部分は、「政策・経営」手段やその手法

2 重視する視点

これまでの行財政改革への取組みは、組織の改廃・職員の削減・経費の削減など、量的縮小に成果を求めてきましたが、今後は、引き続きこれらの改革に取り組みつつ、人材の育成・活用をはじめとする質的改革に重点を移し、「自己決定・自己責任」の原則に基づく行政の公正性と透明性の向上を図り、市民に対し一層の情報公開と説明責任を果たしつつ、市民から信頼される質の高い行政サービスの提供に資する効率的な行政の展開を図らなければなりません。

特に、行財政改革を円滑に進めていくためには、時として負担の公平性に基づく市民の理解と協力が不可欠であることから、行政情報を市民と共有できるよう市行政の透明性の一層の拡大に努め、市民と行政の距離を縮めていくとともに、新しい公共空間の形成に向けての仕組みづくりが重要となります。

これらのこと踏まえ、木津川市の行財政改革の実施にあたっては、次の4つの視点に立って行政全般にわたり見直しを行い、市民の理解を得ながら市民本位の行財政システムの再構築を行うものとします。

○ 視点1 合併団体としての視点

地域の活性化による均衡ある発展を遂げる地方公共団体として、木津川市にふさわしい行財政運営を行うため、行政体制・組織・人員の見直し等を通じた行政組織のスリム化を図るとともに、事業の見直しや行政評価システムを活用するなど、合併による行政効果を最大限に高める効率的・効果的な行政経営の実現を目指します。

○ 視点2 市民とともに築く行政としての視点

多様化する市民ニーズや市民自らのまちづくり意識の高まりに対応するため、市民に行政の現状をわかりやすく説明するとともに、市民参加による対話、検討の機会を確保するなど、透明性の高い開かれた市政を推進することを通じて、行政と市民の役割分担を明確にし、市民との協働によるまちづくりを目指します。

○ 視点3 簡素で効率的な行政組織としての視点

行政でなければ実施が難しいものと、市民や地域社会、民間企業・団体が担うことができるものを選別し、真に行政が担うべき業務・事業にあらゆる資源を集中することを目指します。

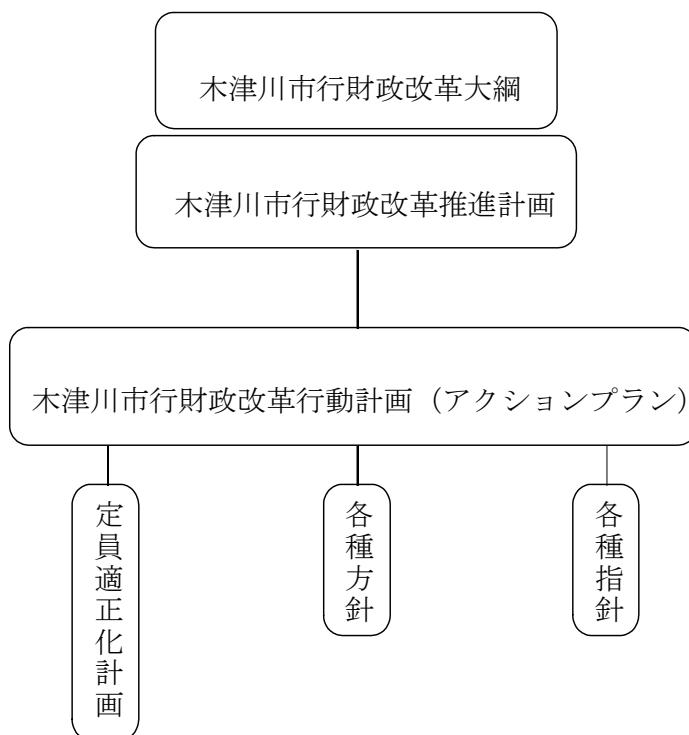
また、職員定数の管理や組織機構の見直しを着実に推進し、簡素で効率的な行政組織の実現と、公務員制度の動向を踏まえながら、公務員倫理の確立、成果主義や能力主義に基づいた人事評価システムの構築、人材育成など、人事管理制度の改革を目指します。

○ 視点4 持続可能な財政運営としての視点

地方分権推進に伴う今後の行財政運営においては、持続可能性の確立を基本とした財政運営が喫緊の課題となっており、適正な税収・使用料等の歳入確保を図るとともに、歳出面においては経常経費の抑制をはじめ、事務事業の抜本的な見直しを行うなど、健全で自立性の高い財政構造への転換を目指します。

III 行財政改革の体系

○ 行財政改革関連計画体系



IV 行財政改革の重点改革項目

行財政改革の基本的な考え方に基づき、次の5項目を重点改革項目として位置づけ、取組みを行っていくものとします。

1 協働による「共生の市政」の推進

①市民との協働によるまちづくり

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、市民やN P O・地域団体など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取組みについて、地域の実情に応じ、積極的に推進する必要があります。

そのため、行政と市民、N P O、地域団体などが公共的目的を共有し、相互に連携・分担する仕組みの整備を進めるとともに、地域協働を実践するため、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備などに積極的に取り組みます。

また、行政と共に地域協働を支える市民、地域コミュニティ組織、市民団体やN P Oなどの積極的な市政参加を実現するための仕組みづくりに取り組み、その支援施策の充実に努めます。

②公正の確保と透明性の向上

市民に信頼される開かれた市政を推進するには、市民と行政がまちづくりビジョンや施策などの情報を共有し、市民と対話できる環境を整備する必要があります。そのため、広報誌やホームページ等をはじめ、様々な手法を通じて行政が保有する情報を迅速でわかりやすく公開するとともに、事業の実施と行政の諸活動についても積極的な情報提供を行います。

また、市民への説明責任を果たし、市政の透明性・信頼性の向上を図るため、行政評価や情報提供・公開制度並びにパブリックコメント制度の充実に取り組むとともに、市政への市民参加の環境づくりを推進します。

2 行政体制の再構築

①組織改革

地方公共団体の組織については、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務・事業を処理し得る組織とする必要があります。

そのため、政策、施策、事務・事業のまとめや地域などに対応した部局、課室編成とともに、市民ニーズへの迅速な対応の観点や、スピーディーな意思決定・対応の観点から、個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織を編成します。

また、市民から見ても責任・権限の所在がわかりやすい構造、職名とすることに留意します。

②定員管理の適正化

定員管理にあたっては、合併協定や社会経済情勢の変化等を踏まえ、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、IT化の推進、地域協働の取組みなどを通じて、職員数の抑制に取り組みます。

定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、実行します。

また、将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について詳細に分析し、定員モデルや類似団体別職員数を積極的に活用します。

③総人件費の抑制

木津川市の給与水準は、合併時において国家公務員の基準により調整を行いましたが、人件費は財政構造の硬直化を招く経費であることから、公務員制度の動向に留意し、その業務の性格や内容を踏まえつつ、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進します。

これとともに、現在行政サービスの一翼を担っている臨時職員の適正な配置を推進し、職員・臨時職員トータルでみた総人件費を抑制します。

④人材育成の推進

分権型社会の進展に伴い、今後の行政組織は、事業やサービスの直接的な「担い手」から、事業・サービスの企画立案や管理を担う「制度設計者・管理者」としての役割が高まることが予想されます。そのため、人材育成の目的や方策を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めます。

また、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に引き続き積極的に取り組みます。

⑤電子自治体の推進

市民サービスの向上、業務改革を進めることを目的とした電子自治体の推進にあたっては、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用等に積極的に取り組みます。

なお、電子自治体業務の標準化・共同化により、低廉なコストで高い水準の運用が実現できるよう取り組みます。また、システムについては、最適化を図る中で、改善・刷新に取り組んでいくとともに、職員の能力開発や民間の専門的な能力・ノウハウの活用等により、情報システムの品質、コスト等に関する評価能力の向上を図り、情報システムの調達の適正化に努めます。

⑥法令順守（コンプライアンス）改革

市民の信頼や期待に応え、透明で公正な職務執行を実現する自治体として、市民要望等の記録制度、職員倫理規程、公益通報者保護制度などの整備を進め、コンプライアンス体制を充実させます。

⑦借入金や公債費の適正管理

何よりも健全で安定した自治体としての財政基盤を確立し、持続的なまちづくりを推進するため、必要以上の借入を抑制し、債務負担が過度にならないよう公債費の適正管理に努めます。

3 事務事業の再編・整理

①事務事業の見直し

すべての施策・事業のあり方をさまざまな角度から点検し、市民、団体、事業者と行政との役割分担を明確にします。日常の旅費計算から課の中心事業そのものまで、運営コスト、間接コストを含めて行政が公的サービスを担うことの妥当性（「公共の利益になっているか」「市が直営でやるべきことか」「財政状況が厳しい中でもあえてやるべきことか」）を明確化します。これにより、行政が担うべき公的領域におけるサービスの質の向上と効率化を実現し、同時に事務事業コストの徹底した削減を進めます。

また、新規・拡充事業については、目的、対象や内容の類似性を検証するなど、スクラップアンドビルトを徹底します。

②補助金の見直し

様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、抜本的に見直します。

見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に伴い必要性や効果が薄れたものについては縮小、統合、廃止等を行うとともに、補助金交付の終期の設定など、より効果的、効率的な補助金の適正化に努めます。

③外郭団体の見直し

外郭団体については、特定の行政需要に対応するため、市政の補完的組織として重要な役割を果たしてきましたが、時代の変化とともに、その役割や存在意義なども変化し、社会情勢への対応や官民の役割分担の明確化など、柔軟な見直しを行う必要があります。

このため、それぞれの外郭団体自らが独立採算に向けた経営改善を図るとともに、設立目的や業務内容について常に見直しを行い、必要に応じて統廃合等について検討します。

また、学研都市開発公社を通じて先行取得しながら、長期間保有し活用が図れていない土地については、時価評価を進めるとともに、有効活用と経営環境の改善に向けた土地対策に取組みます。

4 公共施設の再構築

①公共施設の適正な配置

市民に各種のサービスを提供する公共施設については、統合による機能集約、機能強化を念頭に置き、配置・利用状況・老朽化度などを総合的に判断し、適正な配置の検討を進めます。

②公共施設の有効活用

合併により、庁舎などに生じた空スペースについては施設の部分的な用途転換を図るなど、新たな需要に対応します。

また、余剰施設や老朽化が進み安全性が確保できない施設については、代替措置を講じて廃止、処分を含め、そのあり方を検討します。

③計画的な保全管理

これまでの事後保全的な保全業務を、ライフサイクルにおける環境負荷の軽減に配慮した予防保全的な保全業務へ転換して、構造物を含めた機能劣化が起こる前に修繕・補修・補強工事を実施し、施設の長寿命化とコスト縮減を図るための点検・修繕等の基準づくりを進めます。

④維持管理手法の見直し

大規模な公共施設の建設・運営等については民間の資金や経営能力を活用する手法（P F I 事業）を選択肢の一つとして検討するとともに、公共施設の管理運営については、施設の民営化、民間委託の推進や指定管理制度の導入、企業やN P Oをはじめ、自治会や市民団体などの地域コミュニティ組織が有する技術力や活力を最大限活用して、利用者の視点に立ったきめ細やかな施設運営により、サービスや利用者の利便性の向上を図るとともに、維持管理コストの縮減を推進します。

特に、指定管理者制度については、平成19年3月の合併を機に、管理のあり方について一定の見直しを実施しているが、さらに、施設本来の役割と機能、市民サービスへの影響等を十分検討した上で、指定管理者制度の活用を推進します。

5 財政システムの再構築

①歳入の確保と支出の抑制

市税は自主財源の中心をなすものであり、安定的な財政基盤の確立と健全化のためには市税収入の向上を図る必要があります。三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、徴収対策の強化や適切な課税客体の把握に努め、目標に基づく徴収率の向上を図ります。その他の収入等についても、有料広告掲載などの新たな財源確保を図るとともに、受益者負担の適正化や徴収率の向上等に努めるなど自主財源の確保に努めます。

支出の抑制については、例外なき事務事業の再編・整理に取組みます。

②入札・契約手続きの改善

入札・契約制度の透明性、公正・公平性、競争性、効率性を高めるとともに、時代の要請に応じた新たな入札・契約制度の導入や諸手続の合理化、簡素化を進めます。

③未利用、低利用資産の有効活用

未利用、低利用資産については、行政財産としての利用可能性を調査の上、その可能性があるものについては積極的な活用を図るとともに、利用可能性が低いものについては、処分可能な財産を選定し、処分を進めます。

④予算査定の改革

事務事業の見直しやスクラップアンドビルトを推進し、限られた財源を効果的に配分するため、各部局に一般財源を配分して予算編成を行う枠配分方式の予算編成制度の導入を目指します。

⑤地方公営企業会計、特別会計等の見直し

(ア) 地方公営企業の見直し

公営企業体としての経営管理基盤の強化を進め、公営企業経営の公共性と効率性の観点から中長期的視野に立った経営手法を確立するとともに、企業会計を支える料金体系・使用料の見直しについて、公正で公平な負担の適正化を図りながら収入の確保に努めます。

(イ) 特別会計の見直し

国民健康保険事業や介護保険事業等の特別会計については、各種制度改革等により一般会計への負担の増加が予測されるため、これらの環境変化に対応できる体制の整備に努めます。

(ウ) 一部事務組合の改革

一部事務組合の運営の自立化や事務事業の効率化について、積極的に他の構成市町村との協議を進め、適正な執行が行われるよう行政改革の視点に立った運営を目指します。

V 行財政改革の進め方

1 行財政改革の計画期間

行財政改革大綱（以下「大綱」という。）の計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

2 行財政改革の推進体制

協議・決定・連絡する府内組織として木津川市行財政改革推進本部設置規程（平成20年木津川市訓令第5号）に基づく「木津川市行財政改革推進本部」を活用するとともに、民間の有識者等からなる「木津川市行財政改革推進委員会」を設置し、行政改革を推進します。

3 実施及び進行管理

行財政改革の実施にあたっては、大綱及び推進計画に基づき、可能な限り数値目標を定めた行財政改革行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、計画的に取り組みます。

また、行動計画については、毎年度その進捗状況を点検、確認するとともに、社会経済状況の変化等に応じて適切に対応できるよう追加、修正を行い、可能な限り早期に取り組むこととします。

なお、計画の進捗状況については、「木津川市行財政改革推進委員会」に報告し、意見を求めるとともに市広報やホームページにより広く市民に公表します。

木津川市行財政改革推進計画

推進 5 か年 計画

平成20年6月

木 津 川 市

目 次

1	推進計画策定の目的	1
2	推進計画の実施期間	1
3	推進計画の進行管理	1
4	重点改革項目	2
(1)	協働による「共生の市政」の推進	2
(2)	行政体制の再構築	4
(3)	事務事業の再編・整理	5
(4)	公共施設の再構築	6
(5)	財政システムの再構築	7

1 推進計画策定の目的

本推進計画は、「木津川市行財政改革大綱」に掲げる、今後改善を図っていくべき課題の5項目について、それぞれ目標年次を定め、計画的に推進していくために策定するものであります。

2 推進計画の実施期間

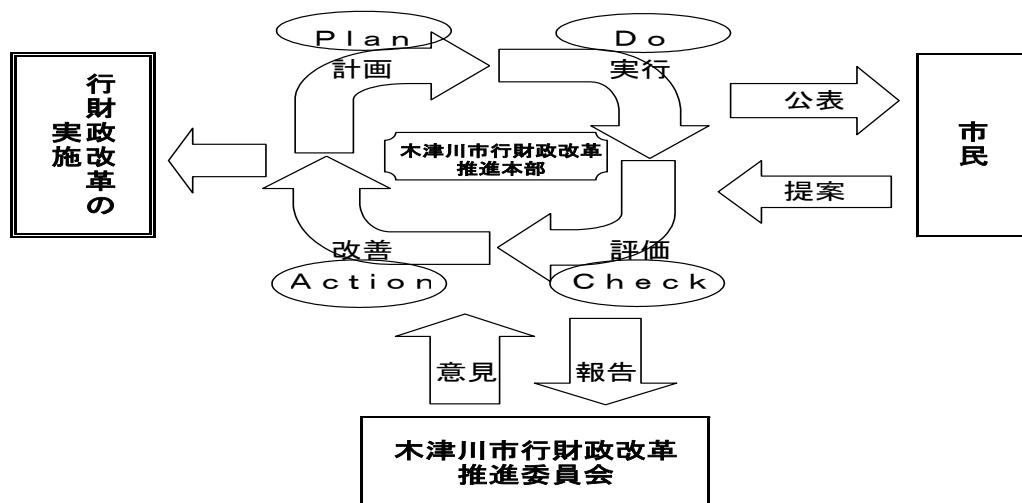
本推進計画の実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。ただし、行財政改革大綱及び推進計画に掲げた事項以外に新たに取り組むべきものなどが生じた場合には、追加や変更を図っていくものとします。

3 推進計画の進行管理

行財政改革を推進するにあたっては、府内においては市の「木津川市行財政改革推進本部」において、毎年度その進捗状況を把握し、推進計画のローリングによる効果的な進行管理を行います。これにより、社会経済情勢の変化等を十分把握し、必要に応じて的確かつ迅速に取組事項の追加・変更等の見直しを行います。

また、「木津川市行財政改革推進委員会」に報告し、意見を求めるとともに、市民の理解と協力を得て行財政改革を推進するため、進捗状況等を広報やホームページでも公表します。

○ 推進体制



4 重点改革項目

《凡例》「○」:準備年度(調査・研究) 「⇒」:段階的実施・継続実施 「◎」:実施年度

(1) 協働による「共生の市政」の推進

No	改革項目	内 容	主管課	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	NPO等市民活動の支援	関係課・社会福祉協議会等と協力して市内のボランティア団体に関する情報を収集、分類、登録し、ホームページ上で検索できるシステムを構築します。また、ボランティアを求める行政側の情報やNPO団体の情報も掲載していきます。	企画課	○	◎	⇒	⇒	⇒
2	自主防災組織の育成支援	災害における防災活動を円滑に行うため、先進的な組織との地域交流を図っていくなど、自主防災組織を育成します。	危機管理課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3	市民提案型助成制度の創設	市民やNPOなどから提案される事業について、各課等で予算措置を行い、市民の意見が施策に反映される制度（提案型助成制度）を創設します。	企画課 (関係課)	○	○	⇒	⇒	⇒
4	市民参加の「ガイドライン」の策定	協働を推進するための心得などをはじめとする「市民参加の仕組み」づくりに取り組むとともに、市民参加条例など市民参加に関するルールづくりの策定に向けて研究します。	企画課 (関係課)	○	○	○	⇒	⇒
5	コミュニティ施策の検討	市民活動を支援するための施策について調査・研究します。	関係課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
6	ごみゼロ運動の推進	市民・事業者・行政の三者が協働した、ごみの減量化・資源化を一層推進するため、ごみゼロ運動（ごみの減量化）に取り組みます。	まち美化推進課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
7	人材バンク制度の導入	専門知識をもつ市民を「人材バンク」に登録し、市民の知恵が行政や市民活動に活かされるような制度をつくります。	人権推進課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
8	パブリック・インボルブメントの導入	地域福祉計画や公園・道路の整備計画の策定などに、パブリック・インボルブメント（施策や計画立案の過程への市民参加）を導入します。	関係課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
9	アダプトプログラムの導入	道路・公園など身近な公共施設の管理に市民が参画する制度（アダプトプログラム）を導入します。	関係課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
10	審議会・協議会の活性化	各種審議会・協議会等については、会議の公開、委員の公募、女性委員の比率増に努めるなどその活性化を図ります。また、廃止・統合・新設の必要性と運営等の改善について検討します。	関係課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
11	意見提出制度の導入	事業を計画するにあたっては、できる限り市民の意見を反映させるため、計画の提案・策定・実施の各段階における市民参加・参画のあり方や手法を検討し、推進します。	企画課 (関係課)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
12	ホームページの拡充等による情報提供の推進	ホームページをバリアフリー化し、誰にでも見やすいホームページとしていきます。また、利用者側に立った構成とすることにより、欲しい情報が素早く検索できるようにし、サービスの向上を図ります。	秘書課 (全課)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
13	広報を「お知らせ型」から「問題提起型」「提案型」に拡充	広報の内容を「お知らせ型」傾向から、啓発・啓蒙も含めた「問題提起型」「提案型」に移行します。記事を提供する職員の広報意識を改革するため、職員講習会等を実施します。	秘書課 (全課)	○	⇒	⇒	⇒	⇒
14	イベントの整理統合と民営化	イベントや講座などで自主的な事業活動ができる事業については、主体を行政から民間やNPOなどに順次移行を進めます。	関係課	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
15	大学等との連携の強化	生涯学習・起業・創業・まちづくり等、幅広く大学との相互協力を図り、連携を深めます。	企画課 (関係課)	○	○	⇒	⇒	⇒

No	改革項目	内 容	主管課	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
16	タウンミーティングやワークショップの実施・拡大	タウンミーティングやワークショップを積極的に導入します。	秘書課 (全課)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
17	財務諸表の公表	より民間企業的な考え方を基に貸借対照表などの財務諸表を作成・公表し、協働による市政運営を行なうべく、市の財政面での基礎的な情報を共有します。	財政課	○	◎	⇒	⇒	⇒
18	予算、決算等財政状況の公表	市民によりわかりやすく予算・決算を公表します。健全化判断比率など他団体との比較検討を含め、わかりやすく公表することで、現在実施している事業や、現在・今後の財政状況の判断などを可能にし、協働による市政運営に役立てます。	財政課	◎	⇒	⇒	⇒	⇒

(2) 行政体制の再構築

No	改革項目	内 容	主管課	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	柔軟な行政組織・機構改革の構築	市民にわかりやすく、関連する業務を効率的・効果的に連携して実施できるよう、組織機構の見直しを行い、簡素で効率的で仕事がしやすい組織機構を構築します。	企画課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
2	定員管理の適正化	今後の行政需要の動向等を勘案しながら、極力増員を抑制する方向の中で、定員適正化計画に基づいた定員管理を推進します。	職員課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3	給与の適正化	担当している業務の性格や内容を踏まえつつ、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進します。	職員課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4	計画的な職員研修の実施	職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にし、職員研修を実施します。	職員課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
5	人事評価システムの導入	職員の資質、能力の開発向上を図り、人材の育成と職員の資質に応じた人事配置を行うため、人事評価システムを導入します。	職員課	○	◎	⇒	⇒	⇒
6	職員提案制度の推進	職員の意識改革や行財政運営見直しの有効な手段とするため、提案が改善の実施に結びつく仕組みの検討、提案者に対する褒賞についての検討、府内外に周知する方策の検討を行うとともに、職員への啓発を進めます。	企画課 (全課)	○	◎	⇒	⇒	⇒
7	職員意識の改革	職員一人ひとりがコストと利便性の両方を追及しながら、担当業務に特化することなく幅広い知識と視野をもって市民満足度を高める意識づくりを推進します。	全 課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
8	事務マニュアル、会計マニュアル等の作成による職務能力の平準化	職員全員が幅広い業務を理解しこなせるため、又、事務処理の標準化及び公正サービスのため、実践的実務マニュアルを作成します。	全 課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
9	福利厚生事業の適正化	事業の点検・見直しを行い、適正に事業を実施します。	職員課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
10	府内 LAN の拡充・活用	インターネットや府内 LAN を利用し各課の情報をデータベース化するなど、府内での各課の情報を職員がだれでも共有できる環境づくりを実践します。	財政課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
11	電子申請システムの導入	情報システムやネットワークを活用し、各種申請事務手続の簡素化、迅速化、広域化等を進めるなど市民の立場に立った行政サービスの向上を図ります。	財政課 (関係課)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
12	コンプライアンス体制の充実	市民要望等の記録制度、職員倫理規程、公益通報者保護制度などの整備を進め、法令順守(コンプライアンス)体制を充実させます。	全 課	○	○	○	○	○

(3) 事務事業の再編・整理

No	改革項目	内 容	主管課	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	行政評価、事業評価システムの導入	施策や事務事業について、成果指標等を用いて有効性や効率性を客観的に評価し、その成果を行財政運営に反映させる仕組みを導入します。	企画課 (全課)	○	⇒	⇒	⇒	⇒
2	予算のメリットシステムの創設	予算の執行段階での経費削減や、財源確保を評価する仕組み（予算のメリットシステム＝ 経費削減や財源の確保に対する職員の創意・工夫を評価し、予算上一定のメリットを与えるシステム）を創設します。	財政課 (全課)	○	⇒	⇒	⇒	⇒
3	財務諸表の作成	より民間企業的な考えを基に貸借対照表などの財務諸表を作成する上で、関係台帳の整備、複式簿記による同時仕訳が可能な財務システムの導入などを検討の上、必要に応じ導入し、全庁的に取組みます。	財政課	○	○	○	○	○
4	各種団体等の自主的運営の推進	関係課で所掌している各種団体等については、事務業務、経理の自立を促し、自主的運営を推進します。	関係課	○	○	⇒	⇒	⇒
5	定期的な研修活動の廃止（隔年化・廃止等）	視察・研修の必要性の是非の指標としての「方針」を策定するなど、機械的に隔年実施をするのみならず、その必要性まで踏み込んで、経費節減につなげるものとします。	関係課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
6	補助金（法令外負担金含む）の統廃合・削減	補助金・負担金・交付金については、必要性、妥当性について検討し、補助金等の削減計画を策定して実施します。	関係課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
7	事務事業の民間委託	定型的な業務や業務の効率化、市民サービスの向上が期待できる業務について、公共サービス改革法の今後の動向を踏まえながら、費用対効果を勘案し、民間等への委託を進めます。	全 課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
8	地方公社の見直し	学研都市京都土地開発公社が保有している長期保有土地について、利用目的や未利用理由等を調査し、他の目的に転用あるいは売却をするなどの措置を講じます。	財政課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
9	第三セクターの見直し	経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減合理化を図るとともに、予算の厳正な執行をより一層図ります。（財団法人木津町公園都市緑化協会、財団法人山城町公園緑化協会）	管理課 (関係課)	○	⇒	⇒	⇒	⇒
10	公共下水道事業再評価の実施	公共下水道の基本計画策定から長期間が経過したため、全体計画の見直しを行います。	下水道課	○	⇒	⇒	⇒	⇒

(4) 公共施設の再構築

No	改革項目	内 容	主管課	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	指定管理者制度の活用	直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表します。	関係課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
2	P F I 手法の活用の検討	効率的で効果的な公共施設の整備を推進するために、民間の資金とノウハウを活用するP F I の導入について調査・研究・検討を行います。	関係課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
3	施設の点検・修繕等の基準づくり	施設の計画的な維持更新を行っていくための点検・修繕等の基準づくりを検討します。	関係課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
4	公共施設の適正配置	耐震診断結果等を参考にし、小・中学校の統廃合を含め、全ての公共施設の適正配置について調査研究します。	関係課	○	○	⇒	⇒	⇒
5	施設の民営化	幼稚園や保育園の民営化について調査研究します。	子育て支援課 教育総務課	○	○	⇒	⇒	⇒

(5) 財政システムの再構築

No	改革項目	内 容	主管課	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	課税・収納業務の強化及び徴収率の向上	課税客体等の的確な把握に努めるとともに、納税者の利便を図るための納付機会の拡大と徴収体制の強化を図り、収納率を向上させます。また、京都府内の市町村と府が進める課税・徴収業務を共同処理する税務共同化を取り組みます。	税務課 収納対策課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
2	受益者負担の使用料、手数料の適正化	受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料等を定期的に見直し、財源の確保を図ります。	全 課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
3	ごみ収集有料化の検討	市民とともに循環型社会を作るため、ごみ処理に対する意識を高め、ごみの減量化を進めるとともに、ごみ処理経費の一部の受益者負担を導入するものとし、ごみの減量化やリサイクル、環境保全のためなどの費用に充てます。	まち美化推進課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
4	公共物等への有料広告の掲載	自主財源を確保するため、市のホームページや市広報をはじめ、市の印刷物や公共施設に民間企業等の広告を掲載し、歳入の確保を図ります。	秘書課 (関係課)	○	⇒	⇒	⇒	⇒
5	企業誘致の推進	特定研究施設の市条例優遇措置の改善や企業誘致活動の活性化により自主財源を増収させます。	学研・企業振興課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
6	未利用財産の有効活用	未利用の市有財産について、売却を含めて有効活用します。	総務課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
7	旅費・食糧費等の事務的経費及び交際費等の削減	経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減合理化を図るとともに、予算の厳正な執行をより一層図ります。	全 課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
8	電子入札制度導入の研究	入札制度の適正化と入札業務の効率化を図るために、電子入札の導入を検討します。	指導検査課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
9	入札制度の改革	公共工事等の入札及び契約の適正化を一層推進し、透明性・公正性を追及するとともに適正な競争を確保します。	指導検査課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
10	工事コストの低減	直接的な工事コストの縮減に加えて、公共工事の社会への影響や役割などを考慮し、社会的コストの低減やライフサイクルコストの低減などの観点から取組み、公共工事に関する総合的コストの縮減を目指します。	関係課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
11	予算枠配分の取組み	市民ニーズに機動的に対応するとともに予算編成作業の効率化を図るため、現場の実情を最も把握している各部局の立案、裁量を高める枠配分型予算編成の導入を目指します。	財政課	○	○	⇒	⇒	⇒
12	地方公営企業の見直し	経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減合理化を図るとともに、予算の厳正な執行をより一層図ります。	水道業務課	○	⇒	⇒	⇒	⇒
13	特別会計の見直し	国の制度改正を踏まえながら、予算の適正執行に努めます。	関係課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
14	一部事務組合の改革	積極的に他の構成市町村との協議を進め、適正な執行が行われるよう行政改革の視点に立った運営を目指します。	関係課	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

付 屬 資 料

付 屬 資 料 目 次

・木津川市行財政改革推進委員会条例.....	1
・木津川市行財政改革推進本部設置規程.....	3
・用語解説集.....	5

○木津川市行財政改革推進委員会条例

平成 19 年 6 月 27 日条例第 231 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変革に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、木津川市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、市の行財政改革推進に関する重要事項を調査及び審議すること。
- (2) 前号の重要事項に関して、市長に意見を述べること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、9 人以内で組織する。

2 委員は、市民及び優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 識見を有する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行財政改革担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会の会議は、市長が招集する。

○木津川市行財政改革推進本部設置規程

平成 20 年 5 月 23 日訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した効率的な行財政運営の確立に向けて、木津川市の行財政改革を計画的かつ全庁的に推進するため、木津川市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 行財政改革の基本方針の策定等に関すること。
- (2) 行財政改革の推進及び進行管理に関すること。
- (3) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、教育長、水道事業管理者及び支所の参与をもって充てる。
- 3 本部員は、市長公室長、部長、事務局長、支所長及び本部長が指定した職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうち副市長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が主宰する。

- 2 推進本部は、木津川市行財政改革推進委員会の審議状況、意見等を適宜反映させながら審議を行うものとする。
- 3 本部長は、必要があるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(検討会議の設置)

第6条 本部長は、行財政改革を推進するに当たって特に専門的に検討を行う必要のある事項について職員から意見を聞くため、複数の検討会議を設けることができる。

- 2 検討会議は、推進本部から依頼された事項について調査及び検討を行い、推進本部に報告する。
- 3 検討会議の委員は、推進本部が検討を行うべき事項の関連性の高い課等の長及び関係職員の中から本部長が指名する。
- 4 検討会議に委員長を置く。
- 5 委員長は、会議を招集し、議事を進行する。
- 6 検討会議は、他の検討会議と合同で会議を開催することができる。この場合において、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部及び検討会議の庶務は、行財政改革担当課において行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

《用語解説集》

五十音	用語	解説
あ	アイテイ I T (Information Technology)	コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。意味する範囲は広く、コンピュータを構成するハードやソフトの技術をさす場合や情報の活用の仕方をさす場合などがある。
	アウトソーシング	業務の外部委託のこと。広い意味では、民間事業者等外部の機能や資源を活用することをいう。
	アダプトプログラム	道路・公園など身近な公共施設の管理に市民が参加する制度。市民を里親に、公共施設などを養子になぞらえたもの。
	新しい公共空間	これまでのような行政を中心とした公共サービスの提供には質的にも量的にも限界があり、地域において公共的サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた多様な主体（住民団体、NPO、企業等）と協働して公共サービスを提供する仕組みを構築していく必要性から、多元的な主体により担われる「公共」＝「新しい公共空間」をいう。「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」において提言された言葉。
い	一部事務組合	特別地方公共団体。市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立された組合。1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である等の理由で設立されるもので、ゴミ処理、消防、火葬等様々な事務処理のために各地で設立されている。
	インターネット	インターネットと同様の技術を使って構築された組織内ネットワークのこと。インターネットとの大きな違いは、社内など限定された範囲でのみ利用できるネットワークである点。
え	エヌピーオー- N P O (Non Profit Organization)	非営利組織のこと。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで営利を目的とせず社会的な公益活動を行う組織・団体をいう。
か	外郭団体	行政組織などの外部にあって、行政組織と連携を保ち、柔軟な事業展開を行って、その活動や事業を助ける団体のこと。ここでは、本市と人的、財政的その他事実上密接な関係を有する法人をいう。
き	行政評価システム	行政活動の実績などを、成果重視の視点から一定の尺度で測定し、その有効性や効率性などを分析するしくみのこと。政策施策評価、事務事業評価など様々な方法がある。
け	経常経費	毎年必要となる経費。
こ	公益通報者保護制度	国民生活の安心や安全を損なうような企業等の法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇等の不利益な取扱いから保護し、事業者のコンプライアンス（法令遵守）経営を強化するために、平成18年4月に施行された公益通報者保護法に基づく制度。
	公共サービス改革法	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」のこと。これまで国が直接行ってきた事業について、民間の事業者と国自身とが透明・中立・公正な条件で競争入札に参加し、価格と質の両面からの総合的な審査を経て、より優れた主体

		が落札し、そのサービスを提供していくこととする仕組み。法制化に向けて、平成17年度からモデル事業が実施されている。
	公債費	地方債の発行の際に定められた条件により毎年度必要となる元金の償還及び利子の支払に要する経費のこと。
	国庫支出金	国が地方公共団体に対して補助金、交付金、負担金、補給金などさまざまな名称で支出金を交付しているが、そのうち地方交付税など一般財源であるものを除く、使途を特定した支出金。
さ	財務諸表	市の財政活動を統括的に説明する資料。地方公共団体の財政状況を示す公会計の改革を進めている総務省は、「新地方公会計制度実務研究会」がまとめた報告書をもとに公会計のモデルを設計し、全国の自治体に通知した。それにより、各自治体は平成21年秋までに、「基準モデル」もしくは「改訂モデル」で、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を連結ベースで作成しなければならなくなつた。
	債務負担	数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束するもの。翌年度以降も支出が必要な特定の事項について、期間や限度額を定めて行う市議会の「債務負担行為の議決」によって生ずるもの。
	三位一体改革	国と地方との税財政改革で、国庫補助負担金の削減、地方交付税の削減及び税源移譲を含む税源配分の見直しの3つの改革を同時並行して進めようとしていること。
し	自主財源	地方公共団体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等がこれに該当する。
	自治事務	地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものを自治事務といい（地方自治法第2条第8項）、小中学校の設置管理、市町村税の賦課徴収、都市計画の決定などの事務がある。
	指定管理制度	公の施設の管理を設置者である地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として代行する制度のこと。平成15年9月に施行された地方自治法改正により、それまでの管理委託制度に代えて導入された。従来の管理委託では、受託者は地方公共団体の出資法人、公共団体又は公共的団体に限られていたが、指定管理者制度では特段の制約が設けられず、民間事業者にも広く門戸が開かれている。
	市民要望等の記録制度	市民の皆さんから面談または電話により市に寄せられる職員の職務に関する要望等をルールに従って記録し、組織としてきっちり受けとめ、要望等に対する対応の方針を回答するなど、要望等に対して適切な対応を組織としてすすめることを目的としたもの。
	人事評価システム	職員の能力、適性、志向、実績等を重視し、職員個々の業務遂行意欲を向上させ、公務能率の一層の増進を図るための、

		人事管理を推進するマネジメント・ツールのこと。
す	スクラップアンドビルド	組織、制度、事業などを新たに作る場合は、まず既存のものを見直し、廃止や統廃合をして、全体として増加・拡大しないようにすること。
そ	総合行政ネットワーク (LGWAN) エルジーワン	LGWANは、Local Government Wide Area Networkの略称。地方公共団体の組織内ネットワーク（府内 LAN）を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。
た	第3セクター タウンミーティング	「第3セクターとは地方公共団体が出資または出えんを行っている民法法人及び商法法人をいう。」（平成15年12月12日付け総財経第398号総務省通知「第三セクターに関する指針の改定について」より） 行政当局が地域住民を集めて行う対話集会。
ち	地方交付税 地方分権 府内 LAN (Local Area Network)	地方財源保障、財源調整制度の主体であり、国税である所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合をその総額とし、地方公共団体が、等しく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行できるように、必要な経費と、標準的な状態において徴収が見込まれる税率を算定し、収入が経費に不足する場合に、その差額を国が交付するもので、「地方固有の財源」とされる。地方交付税には普通交付税（総額の94%）と特別交付税（総額の6%）がある。 国に集中している権限や財源を都道府県や市町村に移し、住民と自治体が協力して、地域のことは地域で決められようすること。 同一府内の範囲での総合的な情報通信網のこと。コンピュータ・ネットワークを基本とし、多様な情報を一括して送受信したり、処理したりすることが可能である。
て	定員管理計画 データベース	定員管理を計画的に行うために、計画期間を定め、数値目標を掲げた計画のこと。 大量の情報を系統的に整理して、効率よく管理・蓄積されたデータの集合体のこと。
と	特別会計 土地開発公社	特別会計とは、公営企業などの特定の事業を行う場合に、特定の歳入（収入）をもって特定の歳出（支出）に充て、一般会計と区別して個別に処理する必要がある場合において設置することができる会計のこと。 「公有地の拡大の推進に関する法律」第10条第1項の規定に基づき、地方公共団体が、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地の取得及び造成を行わせるため、単独又は共同で全額出資して設立する特殊法人のこと。
に	任期付職員制度	その人が持つ高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用するため、若しくは短期間で終了する見込みの業務や短期間の増加業務に対応するため、任期を定めて職員として採用された者のこと。任用形態は、常勤（常時勤務を要する職）と非常勤（短時間勤務の職）とがあり、任期は、常勤は5年

		以内、非常勤は特に必要がある場合のほかは3年以内で任命権者が定める。
は	パブリック・インボルブメント	パブリックは「公共性」、インボルブメントは「巻き込む」。つまり様々な情報媒体を使って住民に情報を公開した上で、広く意見を集め、施策の立案や事業計画に反映させる計画や事業の進め方であり、施策や計画立案の過程への市民参加のこと。
	パブリックコメント制度	市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画や条例等を立案する過程において、これらの案の趣旨、内容等を公表し、当該案について市民等から提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続のこと。
	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、昭和49年（1974年）に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出したところから、この言葉が使用されるようになった。
ひ	PFI（Private Finance Initiative）	公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ること。
ふ	フラットな組織	管理階層が削減された組織のこと。組織構成員の自律性を高めることにより、スピーディーな意思決定の実現に貢献する。
ほ	法定受託事務	「第一号法定受託事務」と「第二号法定受託事務」に分けられる。「第一号法定受託事務」とは、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、適正な処理を確保する必要があるものとして法令により都道府県、市町村、特別区が処理する事務をいい（地方自治法第2条第9項第1号）、戸籍事務や国政選挙、生活保護の決定・実施、国の指定統計などの事務があたる。「第二号法定受託事務」とは、都道府県が本来果たすべき事務であって、適正な処理を確保するため法令により市町村、特別区が処理する事務をいい（第2号）、都道府県知事・議会議員の選挙事務などがあたる。
	法令順守（コンプライアンス）	企業や団体などが法令や規則をよく守るようにすること。
る	類似団体	市町村が財政運営の健全性を確保していくためには、自らの財政状況を分析して問題の所在を明らかにし、それを将来の財政運営に反映させていくことが適当で、分析に当たっては、自らの財政状況を他の地方公共団体と比較することが有効であるが、比較対象は、その態様（財政状況を決定する前提条件〔例：人口〕）が自らと類似している団体であることが望ましいと考えられることから、そのような比較検討の資料を提供するため、総務省において、態様が類似している地方公共団体ごとに作成されている類型のこと。現在、類似団体の類型は、市（政令市を除く。）及び町村別に、団体の人口及び第2次・第3次産業人口比率を基準として、設定されている。

わ	ワークショップ	専門家の助言を受けながら、参加者が共同で研究や作業を行う場のこと。
	枠配分	予算編成にあたって、事業部門にあらかじめ一定額の予算枠を提示し、その範囲内で予算要求が行われれば、原則として財政部門による個別事務事業の査定を行わない制度のこと。

[木津川市行財政改革推進委員会資料]

第2次木津川市行財政改革大綱・推進計画素案作成に向けた 木津川市行財政改革大綱・推進計画対応表

○第2次木津川市行財政改革大綱・推進計画素案作成に向けた現行大綱・推進計画対応表

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>目 次</p> <p>I 行財政改革大綱の策定趣旨</p> <p>II 行財政改革の基本的な考え方</p> <p>III 行財政改革の体系</p> <p>IV 行財政改革の重点改革項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 協働による「共生の市政」の推進 2 行政体制の再構築 3 事務事業の再編・整理 4 公共施設の再構築 5 財政システムの再構築 <p>V 行財政改革の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 行財政改革の計画期間 2 行財政改革の推進体制 3 実施及び進行管理 		

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
I 行財政改革計画の策定趣旨 木津川市は、地方分権時代に自主・自立する地方公共団体への成長を目指し、市町村合併を「行財政改革の有効な手段」と位置付け、平成19年3月12日に木津町・加茂町・山城町の3町合併により、新たな行政運営をスタートさせました。 しかしながら、地方分権の推進と国の三位一体改革によって、地方財政の大きな転換がおこなわれ、法定受託事務や自治事務の増加に伴い木津川市が責任を負う事業量が増加する一方で、国から配分される地方交付税や国庫支出金の削減が進んでおり、木津川市のまちづくり事業に係る国からの歳入が期待できない状況にあります。		H24.3 合併5周年
これまで、合併前のそれぞれの町では、独自の行財政改革に取り組む中、公共施設の整備や公共的施設の運営・各種市民サービスに対して大きな財政負担をしてきました。しかし、このような財政状況が続く中、これから学研都市開発等をはじめとする公共施設整備などの大規模な公共事業を進めていくには、極めて厳しい環境になっており、今後、何ら対策を講じることなく現状のまま行政運営を続けた場合には、市の財政は一気に厳しい状況に陥ることが予測されます。		～H18 三位一体の改革 H21.9 政権交代 H22.6 地域主権戦略大綱 (義務付け・枠付け見直しと条例制定権拡大、権限委譲、補助金改革、地方税財源の充実確保、地方自治法の抜本見直し等) H24 夏 地域主権推進大綱 (仮称)
このような木津川市を巡る状況を踏まえ、財政的に極めて厳しい状況で		H20.6 第1次木津川市行財

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>あるということを前提に、合併前の3町が進めてきた行財政改革の取組みを進化させるとともに、時代の方向性を見据えた抜本的な行財政システムの再構築に向けた取組みを迅速に行い、地方分権時代に自主・自立し、持続的な発展が望める自治体運営基盤の確立を目指し、不断の行財政改革に取り組むための総合的な指針として「木津川市行財政改革大綱」を策定するものです。</p>		<p>政改革大綱・推進計画（～H24）</p> <p>H20.11 第1次木津川市行財政改革行動計画（～H24）</p>
<p>II 行財政改革の基本的な考え方</p> <p>1 基本理念</p> <p>大変厳しい財政状況のもとで、多様化する市民ニーズや新たな行政需要に対応していくためには、より一層効率的・効果的な行政運営に努めしていくとともに、時代と社会の変転を見極め、自らが変革の意思を持ち続け、果敢に実行することによって「持続可能な自治の運営」を確実なものにしていかなければなりません。そのためには、行政運営の原動力となる職員一人ひとりが行財政改革の理念と効率的で効果的な行政運営の意識を新たにし、自らの持てる能力を十分に發揮していくことが重要であります。また、公民総がかりで、知恵と工夫を出し合う、市民協働・市民参加型の行政運営の推進が求められています。</p>		<p>H20.9 リーマンショック</p> <p>H23.3 東日本大震災</p>

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>こうした認識のもと、木津川市では、山積する重要施策の推進と市民サービスの向上を図るため、木津川市の行政運営の基本理念を次のように定めます。</p> <p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共に生き、共に創る協働の社会 ・簡素で、市民満足度の高い自治体 <p>○行政運営のイメージ</p> <p>目指す都市像の実現に向けて事業を展開する「総合計画」、その事業費用の財政的な裏付けとなる「財政収支計画」、それら2つの計画差、つまり財政的に不足する部分を埋めるため「行財政改革」、これら3つを三位一体として、加えて市民等との協働により行政運営を行う。</p> <p>※上記の図の3つの楕円の重なり部分は、「政策・経営」手段やその手法</p>		H21.3 第1次木津川市総合計画（～H30）「水・緑・歴史が薫る文化創造都市～ひとが輝き ともに創る 豊かな未来～」

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>2 重視する視点</p> <p>これまでの行財政改革への取組みは、組織の改廃・職員の削減・経費の削減など、量的縮小に成果を求めてきましたが、今後は、引き続きこれらの改革に取り組みつつ、人材の育成・活用をはじめとする質的改革に重点を移し、「自己決定・自己責任」の原則に基づく行政の公正性と透明性の向上を図り、市民に対し一層の情報公開と説明責任を果たしつつ、市民から信頼される質の高い行政サービスの提供に資する効率的な行政の展開を図らなければなりません。</p> <p>特に、行財政改革を円滑に進めていくためには、時として負担の公平性に基づく市民の理解と協力が不可欠であることから、行政情報を市民と共有できるよう市行政の透明性の一層の拡大に努め、市民と行政の距離を縮めていくとともに、新しい公共空間の形成に向けての仕組みづくりが重要となります。</p> <p>これらのこと踏まえ、木津川市の行財政改革の実施にあたっては、次の4つの視点に立って行政全般にわたり見直しを行い、市民の理解を得ながら市民本位の行財政システムの再構築を行うものとします。</p> <p>○視点1 合併団体としての視点 地域の活性化による均衡ある発展を遂げる地方公共団体として、木津川市にふさわしい行財政運営を行うため、行政体制・組織・人員の</p>		

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>見直し等を通じた行政組織のスリム化を図るとともに、事業の見直しや行政評価システムを活用するなど、合併による行政効果を最大限に高める効率的・効果的な行政経営の実現を目指します。</p>		
<p>○視点2 市民とともに築く行政としての視点</p> <p>多様化する市民ニーズや市民自らのまちづくり意識の高まりに対応するため、市民に行政の現状をわかりやすく説明するとともに、市民参加による対話、検討の機会を確保するなど、透明性の高い開かれた市政を推進することを通じて、行政と市民の役割分担を明確にし、市民との協働によるまちづくりを目指します。</p>		
<p>○視点3 簡素で効率的な行政組織としての視点</p> <p>行政でなければ実施が難しいものと、市民や地域社会、民間企業・団体が担うことができるものを選別し、真に行政が担うべき業務・事業にあらゆる資源を集中することを目指します。</p> <p>また、職員定数の管理や組織機構の見直しを着実に推進し、簡素で効率的な行政組織の実現と、公務員制度の動向を踏まえながら、公務員倫理の確立、成果主義や能力主義に基づいた人事評価システムの構築、人材育成など、人事管理制度の改革を目指します。</p>		
<p>○視点4 持続可能な財政運営としての視点</p> <p>地方分権推進に伴う今後の行財政運営においては、持続可能性の確</p>		

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>立を基本とした財政運営が喫緊の課題となっており、適正な税収・使用料等の歳入確保を図るとともに、歳出面においては経常経費の抑制をはじめ、事務事業の抜本的な見直しを行うなど、健全で自立性の高い財政構造への転換を目指します。</p> <p>III 行財政改革の体系</p> <p>○行財政改革関連計画体系</p> <pre> graph TD A[木津川市行財政改革大綱] --- B[木津川市行財政改革推進計画] B --> C[木津川市行財政改革行動計画(アクションプラン)] C --- D[定員適正化計画] C --- E[各種方針] C --- F[各種指針] </pre>		

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>IV 行財政改革の重点改革項目</p> <p>行財政改革の基本的な考え方に基づき、次の5項目を重点改革項目として位置づけ、取組みを行っていくものとします。</p> <p>1 協働による「共生の市政」の推進</p> <p>①市民との協働によるまちづくり</p> <p>地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、市民やNPO・地域団体など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取組みについて、地域の実情に応じ、積極的に推進する必要があります。</p> <p>そのため、行政と市民、NPO、地域団体などが公共的目的を共有し、相互に連携・分担する仕組みの整備を進めるとともに、地域協働を実践するため、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備などに積極的に取り組みます。</p> <p>また、行政と共に地域協働を支える市民、地域コミュニティ組織、市民団体やNPOなどの積極的な市政参加を実現するための仕組みづくりに取り組み、その支援施策の充実に努めます。</p>	<p>[1-1]NPO等市民活動の支援 [1-2]自主防災組織の育成支援 [1-3]市民提案型助成制度の創設 [1-4]市民参加の「ガイドライン」の策定 [1-5]コミュニティ施策の検討 [1-6]ごみゼロ運動の推進 [1-7]人材バンク制度の導入 [1-9]アダプトプログラムの</p>	

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>②公正の確保と透明性の向上</p> <p>市民に信頼される開かれた市政を推進するには、市民と行政がまちづくりビジョンや施策などの情報を共有し、市民と対話できる環境を整備する必要があります。そのため、広報誌やホームページ等をはじめ、様々な手法を通じて行政が保有する情報を迅速でわかりやすく公開するとともに、事業の実施と行政の諸活動についても積極的な情報提供を行います。</p> <p>また、市民への説明責任を果たし、市政の透明性・信頼性の向上を図るため、行政評価や情報提供・公開制度並びにパブリックコメント制度の充実に取り組むとともに、市政への市民参加の環境づくりを推進します。</p>	<p>導入</p> <p>[1-14] イベントの整理統合と民営化</p> <p>[1-15] 大学等との連携の強化</p> <p>[1-8] パブリック・インボルブメントの導入</p> <p>[1-10] 審議会・協議会の活性化</p> <p>[1-11] 意見提出制度の導入</p> <p>[1-12] ホームページの拡充等による情報提供の推進</p> <p>[1-13] 広報を「お知らせ型」から「問題提起型」「提案型」に拡充</p> <p>[1-16] タウンミーティングやワークショップの実施・拡大</p> <p>[1-17] 財務諸表の公表</p> <p>[1-18] 予算、決算等財政状況</p>	

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>2 行政体制の再構築</p> <p>①組織改革</p> <p>地方公共団体の組織については、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務・事業を処理し得る組織とする必要があります。</p> <p>そのため、政策、施策、事務・事業のまとめや地域などに対応した部局、課室編成とともに、市民ニーズへの迅速な対応の観点や、スピーディーな意思決定・対応の観点から、個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織を編成します。</p> <p>また、市民から見ても責任・権限の所在がわかりやすい構造、職名とすることに留意します。</p> <p>②定員管理の適正化</p> <p>定員管理にあたっては、合併協定や社会経済情勢の変化等を踏まえ、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、ＩＴ化の推進、地域協働の取組みなどを通じて、職員数の抑制に取り組みます。</p>	<p>況の公表</p> <p>[2-1]柔軟な行政組織・機構改革の構築</p> <p>[2-2]定員管理の適正化</p>	

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、実行します。</p> <p>また、将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について詳細に分析し、定員モデルや類似団体別職員数を積極的に活用します。</p> <p>③総人件費の抑制</p> <p>木津川市の給与水準は、合併時において国家公務員の基準により調整を行いましたが、人件費は財政構造の硬直化を招く経費であることから、公務員制度の動向に留意し、その業務の性格や内容を踏まえつつ、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進します。</p> <p>これとともに、現在行政サービスの一翼を担っている臨時職員の適正な配置を推進し、職員・臨時職員トータルでみた総人件費を抑制します。</p>		
<p>④人材育成の推進</p> <p>分権型社会の進展に伴い、今後の行政組織は、事業やサービスの直接的な「担い手」から、事業・サービスの企画立案や管理を担う「制度設計者・管理者」としての役割が高まることが予想されます。そのため、人材育成の目的や方策を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めます。</p> <p>また、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求め</p>	<p>[2-3]給与の適正化 [2-9]福利厚生事業の適正化</p> <p>[2-4]計画的な職員研修の実施 [2-5]人事評価システムの導入 [2-6]職員提案制度の推進 [2-7]職員意識の改革 [2-8]事務マニュアル、会計</p>	

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>られており、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に引き続き積極的に取り組みます。</p> <p>⑤電子自治体の推進</p> <p>市民サービスの向上、業務改革を進めることを目的とした電子自治体の推進にあたっては、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用等に積極的に取り組みます。</p> <p>なお、電子自治体業務の標準化・共同化により、低廉なコストで高い水準の運用が実現できるよう取り組みます。また、システムについては、最適化を図る中で、改善・刷新に取り組んでいくとともに、職員の能力開発や民間の専門的な能力・ノウハウの活用等により、情報システムの品質、コスト等に関する評価能力の向上を図り、情報システムの調達の適正化に努めます。</p>	<p>マニュアル等の作成による職員能力の平準化</p> <p>[2-10] 庁内 LAN の拡充・活用</p> <p>[2-11] 電子申請システムの導入</p>	
<p>⑥法令順守（コンプライアンス）改革</p> <p>市民の信頼や期待に応え、透明で公正な職務執行を実現する自治体として、市民要望等の記録制度、職員倫理規程、公益通報者保護制度などの整備を進め、コンプライアンス体制を充実させます。</p>	<p>[2-12] コンプライアンス体制の充実</p>	

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>⑦借入金や公債費の適正管理</p> <p>何よりも健全で安定した自治体としての財政基盤を確立し、持続的なまちづくりを推進するため、必要以上の借入を抑制し、債務負担が過度にならないよう公債費の適正管理に努めます。</p>	[2-13]借入金・公債費の適正管理（行動計画項目）	
<p>3 事務事業の再編・整理</p> <p>①事務事業の見直し</p> <p>すべての施策・事業のあり方をさまざまな角度から点検し、市民、団体、事業者と行政との役割分担を明確にします。日常の旅費計算から課の中心事業そのものまで、運営コスト、間接コストを含めて行政が公的サービスを担うことの妥当性（「公共の利益になっているか」「市が直當でやるべきことか」「財政状況が厳しい中でもあえてやるべきことか」）を明確化します。これにより、行政が担うべき公的領域におけるサービスの質の向上と効率化を実現し、同時に事務事業コストの徹底した削減を進めます。</p> <p>また、新規・拡充事業については、目的、対象や内容の類似性を検証するなど、スクラップアンドビルトを徹底します。</p> <p>②補助金の見直し</p> <p>様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき</p>	[3-1]行政評価、事務事業評価システムの導入 [3-2]予算のメリットシステムの創設 [3-3]財務諸表の作成 [3-5]定期的な研修活動の廃止（隔年化・廃止等） [3-7]事務事業の民営化 [3-10]公共下水道事業再評価の実施 [3-4]各種団体等の自主的運	

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、抜本的に見直します。</p> <p>見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に伴い必要性や効果が薄れたものについては縮小、統合、廃止等を行うとともに、補助金交付の終期の設定など、より効果的、効率的な補助金の適正化に努めます。</p> <p>③外郭団体の見直し</p> <p>外郭団体については、特定の行政需要に対応するため、市政の補完的組織として重要な役割を果たしてきましたが、時代の変化とともに、その役割や存在意義なども変化し、社会情勢への対応や官民の役割分担の明確化など、柔軟な見直しを行う必要があります。</p> <p>このため、それぞれの外郭団体自らが独立採算に向けた経営改善を図るとともに、設立目的や業務内容について常に見直しを行い、必要に応じて統廃合等について検討します。</p> <p>また、学研都市開発公社を通じて先行取得しながら、長期間保有し活用が図れていない土地については、時価評価を進めるとともに、有効活用と経営環境の改善に向けた土地対策に取組みます。</p>	<p>営の推進 [3-6]補助金（法令外負担金含む）の統廃合・削減</p> <p>[3-4]各種団体等の自主的運営の推進 [3-8]地方公社の見直し [3-9]第三セクターの見直し</p>	
4 公共施設の再構築		

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>①公共施設の適正な配置</p> <p>市民に各種のサービスを提供する公共施設については、統合による機能集約、機能強化を念頭に置き、配置・利用状況・老朽化度などを総合的に判断し、適正な配置の検討を進めます。</p>	[4-4] 公共施設の適正配置	
<p>②公共施設の有効活用</p> <p>合併により、庁舎などに生じた空スペースについては施設の部分的な用途転換を図るなど、新たな需要に対応します。</p> <p>また、余剰施設や老朽化が進み安全性が確保できない施設については、代替措置を講じて廃止、処分を含め、そのあり方を検討します。</p>	[4-4] 公共施設の適正配置	
<p>③計画的な保全管理</p> <p>これまでの事後保全的な保全業務を、ライフサイクルにおける環境負荷の軽減に配慮した予防保全的な保全業務へ転換して、構造物を含めた機能劣化が起こる前に修繕・補修・補強工事を実施し、施設の長寿命化とコスト縮減を図るための点検・修繕等の基準づくりを進めます。</p>	[4-3] 施設の点検・修繕等の基準づくり	
<p>④維持管理手法の見直し</p> <p>大規模な公共施設の建設・運営等については民間の資金や経営能力を活用する手法（PFI事業）を選択肢の一つとして検討するとともに、公共施設の管理運営については、施設の民営化、民間委託の推進</p>	[4-1] 指定管理者制度の活用 [4-2] PFI手法の活用の検討	

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>や指定管理制度の導入、企業やN P Oをはじめ、自治会や市民団体などの地域コミュニティ組織が有する技術力や活力を最大限活用して、利用者の視点に立ったきめ細やかな施設運営により、サービスや利用者の利便性の向上を図るとともに、維持管理コストの縮減を推進します。</p> <p>特に、指定管理者制度については、平成19年3月の合併を機に、管理のあり方について一定の見直しを実施しているが、さらに、施設本来の役割と機能、市民サービスへの影響等を十分検討した上で、指定管理者制度の活用を推進します。</p>	[4-5]施設の民営化	
<h2>5 財政システムの再構築</h2> <h3>①歳入の確保と支出の抑制</h3> <p>市税は自主財源の中心をなすものであり、安定的な財政基盤の確立と健全化のためには市税収入の向上を図る必要があります。三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、徴収対策の強化や適切な課税客体の把握に努め、目標に基づく徴収率の向上を図ります。その他の収入等についても、有料広告掲載などの新たな財源確保を図るとともに、受益者負担の適正化や徴収率の向上等に努めるなど自主財源の確保に努めます。</p> <p>支出の抑制については、例外なき事務事業の再編・整理に取組みま</p>	[5-1]課税・収納業務の強化及び徴収率の向上 [5-2]受益者負担の使用料、手数料の適正化 [5-3]ごみ収集有料化の検討 [5-4]公共物等への有料広告の掲載 [5-5]企業誘致の推進	

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
す。 ②入札・契約手続きの改善 入札・契約制度の透明性、公正・公平性、競争性、効率性を高めるとともに、時代の要請に応じた新たな入札・契約制度の導入や諸手続きの合理化、簡素化を進めます。	[5-7]旅費・食糧費等の事務的経費及び交際費等の削減 [5-8]電子入札制度導入の研究 [5-9]入札制度の改革 [5-10]工事コストの低減	
③未利用、低利用資産の有効活用 未利用、低利用資産については、行政財産としての利用可能性を調査の上、その可能性があるものについては積極的な活用を図るとともに、利用可能性が低いものについては、処分可能な財産を選定し、処分を進めます。	[5-6]未利用財産の有効活用	
④予算査定の改革 事務事業の見直しやスクラップアンドビルトを推進し、限られた財源を効果的に配分するため、各部局に一般財源を配分して予算編成を行う枠配分方式の予算編成制度の導入を目指します。	[5-11]予算枠配分の取組み	
⑤地方公営企業会計、特別会計等の見直し (ア) 地方公営企業の見直し	[5-12]地方公営企業の見直し	

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>公営企業体としての経営管理基盤の強化を進め、公営企業経営の公共性と効率性の観点から中長期的視野に立った経営手法を確立するとともに、企業会計を支える料金体系・使用料の見直しについて、公正で公平な負担の適正化を図りながら収入の確保に努めます。</p> <p>(イ) 特別会計の見直し</p> <p>国民健康保険事業や介護保険事業等の特別会計については、各種制度改正等により一般会計への負担の増加が予測されるため、これらの環境変化に対応できる体制の整備に努めます。</p> <p>(ウ) 一部事務組合の改革</p> <p>一部事務組合の運営の自立化や事務事業の効率化について、積極的に他の構成市町村との協議を進め、適正な執行が行われるよう行政改革の視点に立った運営を目指します。</p>	<p>し</p> <p>[5-13]特別会計の見直し</p> <p>[5-14]一部事務組合の改革</p>	

V 行財政改革の進め方

1 行財政改革の計画期間

行財政改革大綱（以下「大綱」という。）の計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

木津川市行財政改革大綱（現行）	推進計画項目	備考・メモ
<p>2 行財政改革の推進体制</p> <p>協議・決定・連絡する庁内組織として木津川市行財政改革推進本部設置規程（平成20年木津川市訓令第5号）に基づく「木津川市行財政改革推進本部」を活用するとともに、民間の有識者等からなる「木津川市行財政改革推進委員会」を設置し、行政改革を推進します。</p>		H19.10 第1回木津川市行財政改革推進委員会 (15回開催 現在第3期) H20.8 第1回木津川市行財政改革推進本部 (9回開催)
<p>3 実施及び進行管理</p> <p>行財政改革の実施にあたっては、大綱及び推進計画に基づき、可能な限り数値目標を定めた行財政改革行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、計画的に取り組みます。</p> <p>また、行動計画については、毎年度その進捗状況を点検、確認するとともに、社会経済状況の変化等に応じて適切に対応できるよう追加、修正を行い、可能な限り早期に取り組むこととします。</p> <p>なお、計画の進捗状況については、「木津川市行財政改革推進委員会」に報告し、意見を求めるとともに市広報やホームページにより広く市民に公表します。</p>		H21～ 木津川市行財政改革推進委員会による「事業仕分け」導入 (6回開催 (各年2回))

○第2次木津川市行財政改革大綱・推進計画等 策定スケジュール（案）

年	月 日	事 項	内 容 等
24 年	5月9日	第9回木津川市行財政改革推進本部	・市策定方針決定
	5月31日	第16回木津川市行財政改革推進委員会	・諮詢 ・行財政改革進捗状況報告 ・第2次大綱・推進計画策定審議 (素案作成に向けて)
	6~7月		・府内説明会 ・府内照会
	8月	第10回木津川市行財政改革推進本部	
	8月		・府内調整 ・素案(たたき台)とりまとめ
	8~9月	第17回木津川市行財政改革推進委員会	・第2次大綱・推進計画策定審議 (素案審議)
	9~10月		・府内調整 ・中間案(たたき台)とりまとめ
	10月	第11回木津川市行財政改革推進本部	
	10~11月	第18回木津川市行財政改革推進委員会	・第2次大綱・推進計画策定審議 (中間案審議)
	11~12月	第2次大綱・推進計画中間案 パブリックコメント	
25 年	12~1月		・府内調整 ・答申案(たたき台)とりまとめ
	1月	第19回木津川市行財政改革推進委員会	・第2次大綱・推進計画策定審議 (答申案審議)
	1~2月	第2次大綱・推進計画会長答申	・答申
		第12回木津川市行財政改革推進本部	・第2次大綱・推進計画策定
			・府内照会・調整 ・行動計画素案作成
	2~3月	第13回木津川市行財政改革推進本部	・第2次行動計画策定
	3月	第2次大綱等議会報告・ホームページ公開	

※このスケジュールは、現時点での案であり、今後の推進委員会・推進本部の審議に基づいて、適宜変更を行うものです。

地方財政白書 [総務省]

平成 24 年度版（平成 22 年度決算）抜粋

第 3 部 最近の地方財政をめぐる諸課題

1 社会保障・税一体改革

平成 24 年 1 月 6 日に政府・与党社会保障改革本部において「社会保障・税一体改革素案」が決定され、次いで 2 月 17 日に「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定された。

同大綱では、社会保障の機能強化を確実に実施するとともに社会保障全体の持続可能性の確保を図ることにより、全世代を通じた国民生活の安心を確保する「全世代対応型」社会保障制度の構築を目指すとされた。また、社会保障は、子育て、医療、介護などの多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割も極めて大きいことから、国と地方が一体となって、安定的に実施していくことが重要であり、今回の改革は、国・地方双方が協力しながら推進していく必要があることが示された。

また、同大綱の策定までには、平成 23 年 11 月 17 日から 12 月 29 日までの計 6 回にわたり「国と地方の協議の場」（社会保障・税一体改革分科会を含む。）において国と地方の協議が行われ、国の制度と地方単独事業の二つのセーフティネットが組み合わさることによって社会保障制度全体が持続可能なものと

なっていくという認識が共有された上で、地方単独事業の総合的な整理が行われ、引上げ分の消費税収に係る国と地方の配分の協議が整った。

同大綱では、地方財政との関係で、次のような内容が盛り込まれることとなった。

社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成への第一歩を踏み出すための税制抜本改革を行うこととし、特に、消費税及び地方消費税については、以下の措置を講じる。

ア 消費税率（国・地方）は、平成 26 年 4 月より 8%へ、平成 27 年 10 月より 10%へ段階的に引上げを行うこと。

イ 地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像の総合的な整理を踏まえ、引上げ分の消費税収（国・地方）については、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」

（「社会保障四経費」、平成 21 年度税制改正法附則第 104 条）に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、引上げ分の消費税収の地方分は、消費税率換算で、平成 26 年 4 月から 0.92%分、平成 27 年 10 月から 1.54%分とすること。また、地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方団体における必要な社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図ること。

このため、地方消費税の現行の税率 1%（消費税率換算）を、平成 26 年 4 月より 1.7%（消費税と合わせて 8%）へ、平成 27 年 10 月より 2.2%（消費税と合わせて 10%）へ引き上げるとともに、消費税に係る現行の地方交付税率（29.5%（消費税率換算 1.18%））を、平成 26 年度から 22.3%（同 1.40%）、平成 27 年度から 20.8%（同 1.47%）、平成 28 年度から 19.5%（同 1.52%）とすること。

ウ 消費税収（地方分（現行分の地方消費税を除く。））については、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、その使途を明確化すること（消費税収の社会保障財源化）。

エ 引上げ分の地方消費税収の都道府県と市町村の配分については、現行の 1：1 を基本とし、また、引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、人

口による配分など社会保障財源化に適した交付基準を検討し、地方団体の意見を踏まえて結論を得ること。

2 地域主権改革

政府では、国と地方公共団体の関係を、対等の立場で対話のできる新たな関係へと転換するとともに、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるよう、地域主権改革の推進に取り組んでいる。具体的には、内閣総理大臣を議長とする「地域主権戦略会議」を中心に、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、「ひも付き補助金」の一括交付金化等の実現に向けた議論が行われている。

また、平成23年4月28日に「国と地方の協議の場」が法定化され、社会保障・税一体改革や子どものための手当など地方自治に影響を及ぼす国の政策について、平成23年中に計8回の協議を行った。

(1) 義務付け・枠付けの見直し

地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けが多数存在する。地域主権改革を進めるためには、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を進め、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていく必要がある。

義務付け・枠付けの見直しについては、これまで地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月）で見直す必要があるとされた4,076条項について、重点分野を定め、分野ごとに義務付け・枠付けの存置が許容される類型に該当しない事項の見直しが進められてきた。

「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定。第1次見直し）及び「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定。第2次見直し）に基づくこれまでの見直しでは、「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」及び「計画等の策定及びその手続」の3分野等に係る1,216条項のうち、同第3次勧告（平成21年10月）において許容類型に該当せず見直すべきとされた889条項のうち636条項、その他の事項9条

項の見直しが行われた。これにより、従来国の基準が全国一律に適用されていた保育所等の児童福祉施設の設備運営基準、公営住宅の整備基準及び収入基準、道路の構造の技術的基準等が条例委任され、地域の実情を踏まえた基準の制定が可能となる。また、市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出とするなど、国等の関与の縮減を図ることとされ、山村振興計画の策定義務の廃止等の義務付けの見直しが行われた。

また、同第2次勧告で示された条項以外でも、地方債協議制度や地方から国等への寄附禁止規定の見直しを含む21条項の見直しが行われた。

これらの見直しについては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。第1次一括法）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。第2次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われた。

第3次見直しにおいては、「地方からの提言等に係る事項」、「通知・届出・報告、公示・公告等」及び「職員等の資格・定数等」の3分野に係る1,212条項を対象に許容類型を設定し、それに該当しない事項等の見直しが行われている。

第1次見直しから第3次見直しまでの取組により、4,076条項のうち2,428条項が検討の対象となり、また、地方公共団体から提言等のあった事項については全て検討の対象とし、一定の見直しが行われることとなった。残された1,648条項の義務付け・枠付けについても、その見直しに向けて引き続き取り組んでいくこととなった。なお、見直しの手法としては、各条項の内容は多岐にわたるものであることから、これまでのように、重点分野を定めて見直しを行う方式ではなく、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、個別の義務付け・枠付けの見直しを検討することにより進めることとなった。また、その際、これまで検討したものを見直しに至らなかった事項や、更には4,076条項以外の義務付け・枠付けについても検討の対象とし、見直しを進めることとなった。

（2）基礎自治体への権限移譲

地域主権改革においては、住民に最も身近な基礎自治体に事務事業を優先的

に配分し、地域における行政の自主的・総合的な実施の役割を担えるようになることが必要不可欠である。また、いわゆる「平成の合併」等により、市町村の行政規模・能力の拡充等も進んでいる。

これらを踏まえ、「地域主権戦略大綱」では、都道府県と市町村の間の事務配分を「補完性の原則」に基づいて見直しを行い、可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な基礎自治体が広く担うこととし、具体的には地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月）に掲げられた事務について検討を行って、権限移譲等を行う事務について結論を得た（68項目、251条項）。このうち法改正により措置すべき事務については、第2次一括法が制定され、原則として平成24年4月1日から、基礎自治体への権限移譲（47法律）が行われることとなった。これにより、例えば、家庭用品販売業者への立入検査、騒音・振動・悪臭に係る規制地域の指定が市に移譲され、区域区分（線引き）に係る都市計画決定を指定都市が行うこととなる。

今後は、まずは大綱で決定した事務の移譲に万全を期すとともに、残る項目の移譲の実現に向けた検討を行うなど、継続的に権限移譲を行っていくこととしている。

（3）地域自主戦略交付金

地域のことは地域が決める地域主権を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、平成23年度に「地域自主戦略交付金」及び「沖縄振興自主戦略交付金」が創設された（計5,120億円）。同交付金は、対象事業の中から各府省の枠にとらわれず、地方自治体が自主的に選択した事業に交付金を交付するものであり、箇所付け等の国の事前関与を廃止したほか、継続事業に配慮しつつ、客観的指標を導入している。

平成24年度の地域自主戦略交付金においては、新たに政令指定都市に一括交付金を導入するほか、23年度に一括交付金化を実施した都道府県分について、対象事業を拡大・増額することとしており、対象事業は9事業から18事業に拡大する（都道府県分5,515億円程度、政令指定都市分1,239億円程度、計6,754億円）。また、本交付金と、沖縄振興のための新たな一括交付金として創設される「沖縄振興一括交付金（仮称）」（1,575億円）を合わせると8,329億円となる。

平成 24 年度の地域自主戦略交付金における主な対象事業は以下のとおりとなっている。

- ・交通安全施設整備費補助金の一部
- ・消防防災施設整備費補助金
- ・学校施設環境改善交付金の一部
- ・水道施設整備費補助の一部
- ・社会福祉施設等施設整備費補助金の一部
- ・農山漁村地域整備交付金の一部
- ・農山漁村活性化対策整備交付金の一部
- ・農業・食品産業強化対策整備交付金の一部
- ・水産業強化対策整備交付金の一部
- ・工業用水道事業費補助
- ・社会資本整備総合交付金の一部
- ・自然環境整備交付金
- ・循環型社会形成推進交付金の一部

なお、政令指定都市以外の市町村分については、年度間の変動や地域間の偏在が大きいといった課題等を踏まえつつ、地方の意見を聞きながら、引き続き検討を進めることとしている。また、経常関係については、地方の自由裁量の拡大に寄与する観点からの一括交付金化について、地方の意見を聞きながら、引き続き検討を進めることとしている。

(4) 国の出先機関の原則廃止

国のかたちを変えて、住民に身近な行政ができる限り地方公共団体に委ね、地域における行政を地方公共団体が自主的かつより総合的に実施できるよう国の出先機関の改革を進めることとしている。

平成 22 年 12 月 28 日に「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定された。この中で、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的実施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行うこととされた。

「アクション・プラン」では、「出先機関の事務・権限のブロック単位での

移譲を受けようとする具体的の意思を有する地域との間で、十分な協議・調整を行う」とされており、関西、九州両地域から、当面の移譲希望機関として、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の3機関の提示があったことを踏まえ、地域主権戦略会議及びその下に設けられた「アクション・プラン」推進委員会において、広域的実施体制の枠組み作りや個別の事務・権限の移譲の在り方に係る所要の検討が進められているところである。

また、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲のほか、地方自治体が特に移譲を要望している「直轄道路」「直轄河川」及び「公共職業安定所（ハローワーク）」等についても、「アクション・プラン」推進委員会の下に、直轄道路・直轄河川チーム、公共職業安定所（ハローワーク）チーム及び共通課題チームの3つのチームがそれぞれ設置され、検討が進められているところである。

(5) 地方税財源の充実確保

ア 地方税の充実

「平成24年度税制改正大綱」（平成23年12月10日閣議決定）では、地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要であるとされ、地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが示された。

イ 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

「平成24年度税制改正大綱」では、税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくこと、その際、「自主的な判断」の拡大の観点に立って、地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、地方公共団体が自主的に判断し、条例で決定できるように改革を進めることとされた。

また、「執行の責任」の拡大の観点に立って、地方公共団体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすように改革を進めることとされた。

具体的取組みとして、

(ア) 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入

地方税法で定める特例措置を可能な限り廃止し、地方税制について国が定める範囲を縮小していくとともに、特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方公共団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み（「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」）を導入し、地方公共団体の自主性・自立性を一層高めるとともに、税制を通じて、これまで以上に地方公共団体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにする。平成24年度税制改正においては、固定資産税の課税標準の特例措置2件について、地方公共団体が課税標準の軽減の程度を条例で決定できるようにする。

(イ) 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方公共団体の役割の拡大

地方公共団体の「執行の責任の拡大」や「住民の利便性の向上」等の観点から、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方公共団体の役割の拡大を進めることが必要である。当面は、現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組みを進め、その上で、地方公共団体の体制整備の状況等を見極めながら、消費税を含む税制の抜本改革を実施する時期を目途に、地方公共団体に対する申告書提出の制度化等について、実務上の論点を十分整理して、改めて判断する。

(ウ) 税負担軽減措置等の見直し

地方税については、平成22年度税制改正大綱に掲げた「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」に沿い、さらには地域主権改革の視点を踏まえ、国が地方の税収を一方的に減収せしめる税負担軽減措置等は、可能な限り行わないような方向で引き続き見直しを行う。

ことが示された。

(6) 地方自治制度の見直し

地域の住民が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うにふさわしいものとしていくという観点から、地方公共団体の運営に当たって地域住民の意思がこれまで以上に反映されるよう、地方自治制度についての見直しを行うこととしている。

地方自治制度の見直しについては、平成 23 年 1 月 26 日に取りまとめられた「地方自治法抜本改正についての考え方（平成 22 年）」を踏まえ、地方議会の会期や臨時会の招集権などの地方議会制度、再議制度、専決処分、条例公布についての議会と長との関係、直接請求制度（解散・解職の請求に必要な署名数要件や条例の制定・改廃の請求対象など）、大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度、国等による違法確認訴訟制度、一部事務組合等からの脱退手続きの簡素化などに関して検討が行われ、さらに、慎重な審議を尽くす観点から、第 30 次地方制度調査会（「地方制度調査会設置法」（昭和 27 年法律第 310 号）第 2 条の規定に基づき内閣府に設置される内閣総理大臣の諮問機関（平成 23 年 8 月 24 日設置））での審議も経ることとされた。

同調査会においては、地方団体の代表者も交え議論が行われ、同年 12 月にこれまでの議論が「地方自治法改正案に関する意見」としてとりまとめられ、内閣総理大臣に提出された。

地方議会制度、議会と長との関係、一部事務組合等からの脱退手続きの簡素化については制度化を図るべきとの意見が出された一方、地方税等を条例の制定・改廃の請求対象とすることについては制度化を図るべきであるが、その制度化の時期については検討すべきとされた。また、大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度の創設については、引き続き検討すべきとされた。

上記意見を踏まえ、地方自治法改正案を国会へ提出していくこととしている。

同調査会においては、「議会のあり方を始めとする住民自治のあり方」、「我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方」及び「東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方」について諮問されており、平成 24 年 1 月の総会において、今後の審議の進め方等について議論が行われ、同調査会の諮問事項のうち大都市のあり方及び基礎自治体のあり方について、先行して審議が行われることとされている。

3 地域力の創造

活力ある地域社会を形成し、地域主権型社会を構築するため、地域で様々な主体が協働・連携して地域資源を活用し、地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう、「緑の分権改革」、「定住自立圏構想」の推進や過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援を行っている。

(1) 緑の分権改革

ア 基本的な考え方

「緑の分権改革」とは、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産などの地域資源を最大限活用する仕組を、地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げ、地域の活性化、絆の再生を図ることにより、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型に転換し、「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会」を構築しようとする取組である。

イ 緑の分権改革の推進

緑の分権改革の推進に向けてはこれまで、横断的な推進体制である「緑の分権改革推進本部」（本部長・総務大臣）や担当組織である「緑の分権改革推進室」を設置し、推進体制の整備を図るとともに、施策の展開におけるそれぞれの段階に応じた事業を行ってきたところである。

具体的には、まず平成21年度において、緑の分権改革の推進のための基礎的条件整備として、地域におけるクリーンエネルギー資源の賦存量の調査やフィージビリティ調査、固定価格買取の仕組みや住民共同出資の活用等を含めた事業化方策の調査を実施した。

次に、平成22年度においては、組織体制の構築、再生可能エネルギー以外の地域資源の発掘、事業化の可能性の検討など、先行的・総合的な取組を行う団体を募集し、ソフト面を中心とした調査を実施した。また、先進的な事例に基づく改革のモデル例の検討と提示、事業化検討の流れや再生可能エネルギー等の賦存量調査等についての統一的なガイドラインの作成等を行った。

そして平成 23 年度は、前年度までの調査等を踏まえ、各地方公共団体において、「再生可能エネルギー」、「農林水産業・食品」及び「文化・観光・地域間交流」の個別分野ごとに縁の分権改革のモデルとなり得る取組を具体的に実施し、実証的な調査を行ったところである。今後はその成果や課題を抽出し対応策等について検討を深めた上で、実証的で使いやすい改革モデルをとりまとめ、全国の地方公共団体に対し提示していくこととしている。

さらに、平成 24 年度においては、23 年度までのモデル的な調査等の成果に基づき、改革モデルの全国展開を図るため、アドバイザーの派遣やプラットフォームの構築等を総合的に実施することとしている。また、離島や辺地等の条件不利地域の集落においては、他の地域とは異なる課題が見られるところから、こうした地域の課題解決に向けたモデル的な取組の実証調査を行うこととしている。

ウ 取組の具体例

平成 23 年度縁の分権改革調査事業の例として、以下のようなものがあげられる。

a 岩手県釜石市

多数の被災者が自家用車を失ったことから、移動の利便性向上のため、太陽光発電装置・蓄電池を設置し、電動アシスト自転車シェアリングを実施している。また、林地残材、がれき木材を燃料とする薪ボイラーを設置し、地域コミュニティの核として足湯を設け、市街地のにぎわいを復活させる。

b 秋田県男鹿市

温泉郷で「温泉排熱利用のヒートポンプによるハウス栽培」を軸とした改革モデルを企画・実証し、県外から供給されていた野菜類の地域での自給を図るとともに、新たな「食・農・観」サービスによる男鹿温泉郷の集客とにぎわいの強化を図っている。

c 群馬県川場村

農産物の規格外品を地域資源として活用するため、惣菜、菓子等への加工に向けた研究開発を行うとともに、縁組提携の世田谷区との連携を通じて、都市部住民の定住促進を図っている。

d 新潟県十日町市

過去の芸術祭のネットワークや作品、残された空家、廃校等を活かし、継続して集落との交流を進めている作家、団体、サポーター等と集落が協力して、都市農村交流、交流人口の拡大を図っている。

エ 被災地における緑の分権改革

東日本大震災の被災地の復興には、自然環境や再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用し、域内循環を進めることにより、自立的な地域づくりを行うことが重要である。特に、東日本大震災の発生後、再生可能エネルギー等を活用する必要性が高まっているが、地域の視点に立てば、これを真に自立的な地域づくりにつなげるため、住民参画の下、エネルギーの地産地消、事業化による経済効果の域内循環などを一体的に進めていくことが重要と考えられる。

また、「東日本大震災からの復興の基本方針」では、復興施策として「災害に強い地域づくり」が掲げられており、その中で「地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組」について「地域主体の取組を支援すること」とされている。

こうした観点から、平成23年度補正予算（第3号）において、東日本大震災により被災した地方公共団体におけるモデル的な取組の実証調査を行い、復興へ向けて地域の自給力と創富力を高める取組を推進することとしている。

(2) 定住自立圏構想

ア 基本的な考え方

我が国は、今後、総人口の減少及び少子化・高齢化の進行が見込まれており、特に地方圏においては、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれている。このような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。

「定住自立圏構想」とは、中心市と周辺市町村が、自らの意思で1対1の

協定を締結することを積み重ねる結果として圏域を形成し、圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方に基づき、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることで、地域住民のいのちと暮らしを守るために圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策である。

イ 経緯

地方圏において人口の定住を進め、地方の活性化を図るため、平成 20 年 1 月から 5 月にかけて、「定住自立圏構想研究会」を開催し、日常に必要な機能を備える圏域のあり方等について、検討を行った。具体的な制度設計に当たっては、定住自立圏の形成に先行して取り組む先行実施団体との意見交換を行い、平成 20 年 12 月 26 日に、定住自立圏構想の基本的な考え方、定住自立圏形成の具体的な手順等を記載した「定住自立圏構想推進要綱」を公表した。

具体的には、人口 5 万人以上（少なくとも 4 万人超）の市が、圏域として必要な生活機能の確保について中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにする中心市宣言を実施し、中心市と隣接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係のある周辺市町村と定住自立圏形成協定を結ぶことになる。中心市は、圏域の将来像や推進する具体的取組を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定し、これに取り組むことになる。

平成 24 年 2 月 10 日時点では、73 団体が中心市宣言を行っており、64 の定住自立圏が形成されている。また中心市 47 団体が周辺市町村 218 団体と定住自立圏形成協定を締結しており、58 団体が定住自立圏共生ビジョンを策定済みとなっている。

ウ 取組

「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」において、文化芸術、地域医療、産業振興の 3 分野について重点的に取り組むこととされ、これらの分野を中心として多様な取組が実施されている。取組事例としては以下のようなものが挙げられる。

a 文化芸術鑑賞等の機会の提供（瀬戸・高松広域定住自立圏）

圏域内市町で共同して文化芸術事業を主催し、高松市の文化芸術ホールで開催される公演に圏域内の児童・生徒等を招待するとともに、美術館学

習や周辺町への出前公演を実施し、圏域内の住民に優良な文化芸術鑑賞等の機会を提供する。

b ドクターカー運行事業（八戸圏域定住自立圏）

八戸市を中心市として、8つの市町村で定住自立圏が形成され、圏域内の中核的な医療機関にドクターカーを配置し、ドクターへリとの一体運営を行い、救急医療体制の充実を図っている。

c 地場産業振興センターの運営（南信州定住自立圏）

圏域産業の中核的な支援機関である地場産業振興センターの施設及び人材を充実させ、圏域内外の企業に対し人材育成、新事業展開、新規創業等の支援を行うことにより、企業の経営及び技術の革新並びに産業クラスターの形成を目指している。

(3) 過疎対策等の条件不利地域の自立・活性化の支援

ア 基本的な考え方

過疎地域等は、都市部の災害防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、森林による二酸化炭素の吸収などにより、都市部を支えている一方、人口減少、高齢化、身近な生活交通の不足、医師不足、維持が危ぶまれる集落の問題など、多くの課題が存在している。

平成12年に制定・施行された過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）においては、経済性・効率性と都市文化を育む都市地域と並び、過疎地域を多様で豊かな自然環境、広い空間、伝統文化等を有する個性的な地域として位置づけ、両者の共生・対流により相互に機能を補完し合いつつ発展し、美しく品格ある多様性に富んだ国土を持つ国を目指すことを目的としている。

これらのこと踏まえ、条件不利地域と都市が共生するという日本型の共生社会を実現するとともに、都市部を含めた国民全体の安心・安全な生活を確保していくことが必要である。

イ 具体的な取組内容

条件不利地域の自立・活性化への支援を着実に推進していくため、以下のような取組を進めている。

- ・地域医療提供体制の確保
- ・モデルプロジェクトによる遠隔医療の推進
- ・デジタル・ディバイドの解消（ブロードバンド、携帯電話）
- ・集落の維持・活性化対策（「集落支援員」による集落点検の実施、話し合いの推進等）
- ・都市から地方への移住・交流の促進（移住・交流推進機構（JOIN）や関連NPO法人との連携、空き家活用によるU・Iターン促進対策等）

ウ 過疎法に基づく施策

過疎地域は、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき市町村毎に「人口要件」及び「財政力要件」により指定され、過疎地域に対しては、過疎対策事業債等の支援が行われる。

平成22年4月1日に「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」（平成22年法律第3号）が施行され、「過疎地域自立促進特別措置法」の失効期限の6年間の延長、過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債のソフト事業への拡充及び対象施設の追加などの改正が行われた。

同法等の改正により過疎対策事業債について、ハード事業においては太陽光その他自然エネルギーを利用するための施設、認定こども園・市町村立の幼稚園、図書館などの施設についても支援対象に追加されるとともに、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化など、住民の安全・安心な暮らしの確保を図り、過疎地域の自立促進に資するソフト事業に対しても広く対象とすることとなった。

また、平成24年度においては、前年度に引き続き、過疎地域等自立活性化推進交付金により、先進的で波及性のあるソフト事業、定住のための空き家改修や団地の整備及び廃校舎等の遊休施設を活用して行う地域間交流施設等の整備に対して支援措置を講じることとしている。

なお、平成23年10月11日現在での過疎関係市町村は775市町村となっており、過疎地域市町村の割合は45.1%となっている。

4 行財政改革

(1) 給与の適正化及び適正な定員管理の推進

地方公共団体においては、現下の厳しい財政状況において、計画的に行政改革を推進するとともに住民への説明責任を果たす見地から、目標の数値化や分かりやすい指標の活用を図りつつ、定員管理や給与の適正化などの取組を行っている。

給与については、国の給与構造改革の取組を踏まえ、ほぼ全ての地方公共団体で給料表水準の引下げ等の改革を実施しており、地方公共団体の給料水準は、平成16年から8年連続で国の水準を下回った（平成23年4月1日現在のラスパイレス指数98.9）。

一方、定員管理については、第51表のとおり、平成18年4月1日から平成23年4月1日までの5年間で、都道府県5.0%減、政令指定都市9.4%減、政令指定都市を除く市区町村9.6%減となっており、全地方公共団体では7.2%の減少となった。

第51表 地方公共団体の定員管理の状況について

第51表 地方公共団体の定員管理の状況について

○平成23年4月1日現在

(単位 人、%)

区分	分	実績			
		平成18年4月1日 職員数	平成23年4月1日 職員数	増減数	増減率
都道府県		1,596,305	1,515,844	△ 80,461	△ 5.0
一般行政部門等		365,437	314,283	△ 51,154	△ 14.0
政令指定都市		265,748	240,728	△ 25,020	△ 9.4
市区町村 ※政令指定都市を除く		1,136,349	1,032,417	△ 103,932	△ 9.1
合計		2,998,402	2,788,989	△ 209,413	△ 7.0

出典：「総務省地方公共団体定員管理調査」

(注) 1 職員数の実績については、市町村合併、政令指定都市への移行等を考慮して、各地方公共団体から報告のあった数値。
2 一般行政部門等は、一般行政部門及び公営企業等会計部門の合計。

(2) 地方公営企業等の改革

ア 地方公営企業の抜本改革の推進

地方公営企業が、将来にわたり本来の目的である公共サービスの供給を行

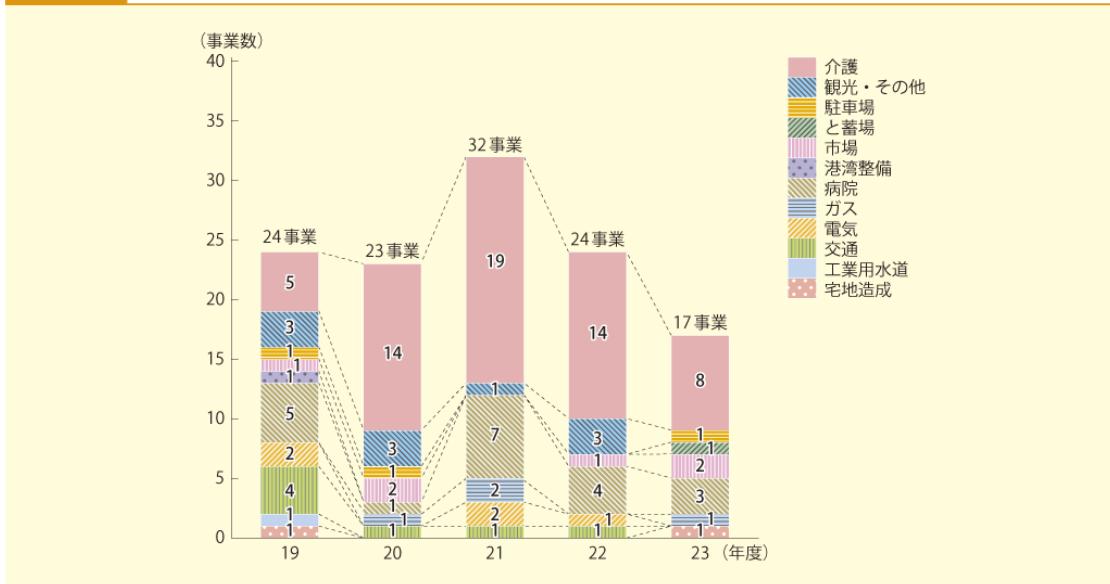
っていくためには、経営環境の変化に適切に対応し、事業のあり方を絶えず見直していくことが求められており、地方公共団体においては、下記に掲げる事項等について取組が進められているところである。

- (ア) 地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性を検討する。また、サービスが必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性があるのかを検討し、公共性の確保等の意義が薄れているなどの場合は、民間への事業譲渡を検討する。
- (イ) 地方公営企業として事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進する。

第125図に示されるように、平成23年度の民営化・民間譲渡事業数は17事業、平成19年度から平成23年度の間で120事業となっている。主なものとしては、介護サービス事業（60事業）、病院事業（20事業）、観光施設事業・その他事業（10事業）が挙げられる。一方、指定管理者制度については、第126図に示されるように、平成23年度時点での導入済事業数は659事業（都道府県・政令指定都市等98事業、市町村等561事業）となっており、第127図に示されるように、主なものは、介護サービス事業（190事業）、観光施設事業・その他事業（142事業）、駐車場整備事業（142事業）が挙げられる。

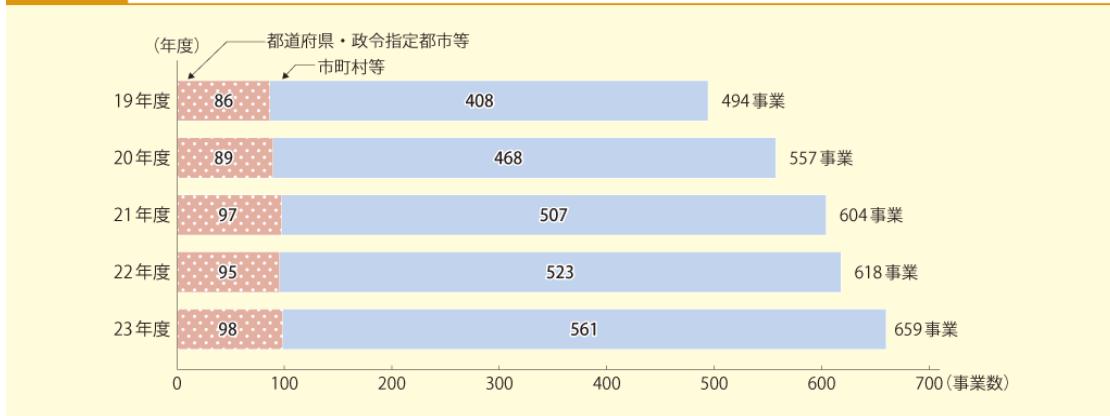
第125図 過去5年間の民営化・民間譲渡の実施状況

第125図 過去5年間の民営化・民間譲渡の実施状況



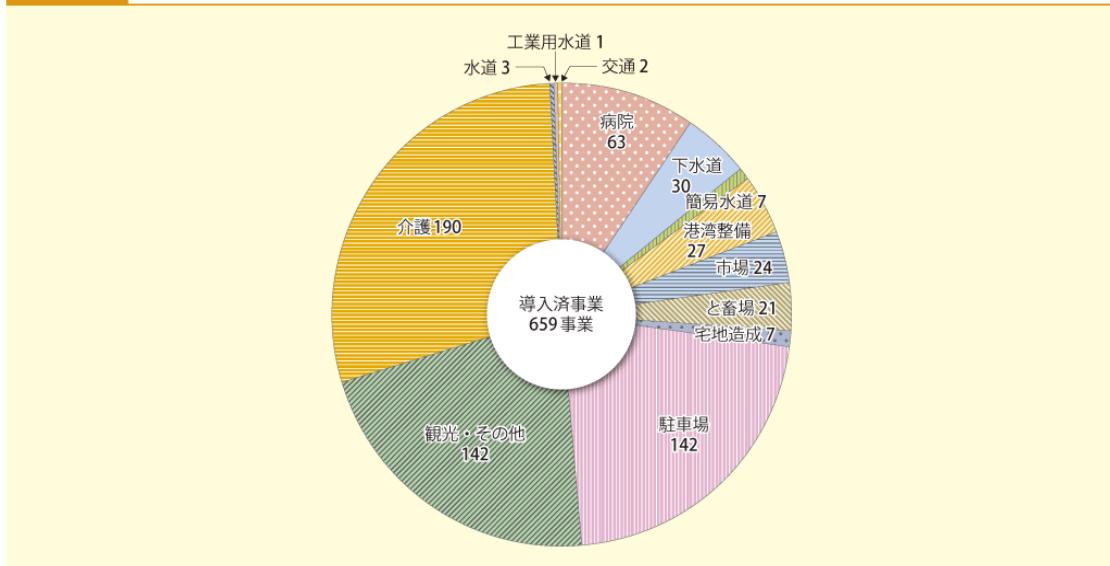
第126図 指定管理者制度の導入状況

第126図 指定管理者制度の導入状況（4月1日現在）



第127図 指定管理者制度の導入事業

第127図 指定管理者制度の導入事業



なお、全ての地方公共団体に対し、平成25年度までに、地方公営企業の抜本改革の推進、一層の経営の健全化等に集中的に取り組むことを要請している。

イ 第三セクター等の抜本的改革の推進

(ア) 第三セクター等の抜本的改革

平成23年度の「第三セクター等の状況に関する調査」によれば、第52表のとおり、地方公社及び第三セクターの数は8,401法人で、前年比155法人減となっている。なお、平成22年度においては、廃止が129件、統合が44件、出資引き揚げが33件行われている。

第52表 第三セクター等の状況

第52表 第三セクター等の状況

《法人数の推移》
《第三セクター等の状況に関する調査結果（平成23年3月31日現在）》

区分	平成19年調査		平成20年調査		平成21年調査		平成22年調査		平成23年調査	
	法人数	統廃合等								
第三セクター	7,775	258	7,686	201	7,535	210	7,439	176	7,317	173
地方住宅供給公社	57	1	57	0	55	2	53	3	52	1
土地開発公社	1,106	23	1,076	30	1,053	32	1,023	29	992	32
地方道路公社	42	0	42	0	42	0	41	1	40	0
合 計	8,980	282	8,861	231	8,685	244	8,556	209	8,401	206
法的整理申立法人		16		20		14		12		13

(注) 統廃合等…統合、廃止及び出資引揚げ件数

《経営状況》
(単位 億円)

区分	調査対象法人数	経営状況等			損失補償残高を有する法人		債務保証残高を有する法人		損失補償残高+債務保証残高
		法人数	割合	額	法人数	額	法人数	額	
第三セクター	6,023	2,346	39.0%	△ 843	409	16,195	—	—	16,195
地方住宅供給公社	51	18	35.3%	△ 28	17	4,119	—	—	4,119
土地開発公社	990	452	45.7%	△ 114	39	1,498	568	20,351	21,849
地方道路公社	40	5	12.5%	△ 10	1	118	36	20,389	20,507
合 計	7,104	2,821	39.7%	△ 996	466	21,929	604	40,741	62,670

(注) 経営状況等調査対象法人とは、①地方公共団体等出資割合が25%以上の第三セクター、②出資割合が25%未満であるものの財政的支援を受けている第三セクター、③地方三公社。

地方公社及び地方公共団体等の出資割合が25%以上又は財政支援を受けている地方公社及び第三セクターのうち、約40%が赤字であり、平成22年度に法的整理を申し立てた法人は13となるなど、依然として厳しい経営状況にある。うち、土地開発公社については、平成22年度末における土地保有総額は第128図に示されるように、前年度と比べると4,163億円減の2兆8,187億円となり、14年連続の減少となった。

第128図 土地保有総額の推移

第128図 土地保有総額の推移



そのため、地方公共団体に対し、地方公営企業、地方公社及び第三セクターの事業の意義、採算性等について、改めて検討の上で、事業継続の是非を判断し、債務調整を伴う処理が必要な場合は、法的整理等の活用を図るとともに、事業を継続する場合でも、最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入の検討を行うなど、第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ、存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことを助言している。

(イ) 第三セクター等改革推進債の状況

地方公営企業、地方公社及び第三セクターの改革については、地方公共団体が「地方公共団体財政健全化法」の全面施行から5年度間で抜本的改革を集中的に行えるよう、平成21年度から平成25年度までの間の时限措置として、その整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手續を経て地方債の対象とできることとされている。

平成22年度において第三セクター等改革推進債を起債した団体は27団体であり、許可額は1,583億円となっている。

ウ 地方公営企業会計制度等の見直し

地方公営企業の会計制度については、昭和27年の「地方公営企業法」施行以来、発生主義の考え方立った複式簿記による会計を導入することにより、企業性を發揮する環境の整備に留意しつつも、企業債等を借入資本金として資本に位置付けるなど、地方公営企業独自の仕組みがとられてきた。

一方、企業会計においては、経済のグローバル化を踏まえ、会計ビッグバンと呼ばれる大幅な会計基準の見直しが行われており、地方公営企業会計と企業会計との制度上の違いが近年大きくなってきてている。

このため、「企業会計基準の見直しの進展」、「地方独立行政法人の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進」、「地域主権改革の推進」、「公営企業の抜本改革の推進」の諸状況を踏まえ、地方公営企業会計制度について、企業会計制度との整合性を図る観点等から、昭和41年以来の全面的な見直しが行われた。その内容については、「地方公営企業会計制度等研究会」の報告書（平成21年12月）を踏まえている。

まず、法定積立金の積立義務の廃止など、資本制度の見直しについては、地方公営企業経営の自由度の向上を図るという観点から、平成 23 年 4 月 28 日に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 1 次一括法）の中で「地方公営企業法」の一部改正が行われ、平成 24 年 4 月 1 日から施行されることとなっている。

また、会計基準の見直しについては、借入資本金を負債に計上すること、みなし償却制度を廃止すること、退職給付引当金等の引当てを義務化することなど、地方公営企業の特性等を適切に勘案しながら、現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れた内容の改正が行われたところである。関係政省令の一部改正については、平成 24 年 2 月 1 日から施行され、新しい会計基準は平成 26 年度の予算及び決算から適用されることとなっている。

さらに、「地方公営企業法」の財務規定等の適用範囲の拡大等については、地方公共団体等と十分に意見交換を行いながら、更に検討を深めていくこととされている。

(3) 地方公会計改革の推進

現金主義では見えにくい費用や資産に関する財務情報の開示といった観点から、発生主義を活用し複式簿記の考え方を導入した公会計の推進は重要な課題である。

近年の公会計整備において、平成 18 年 5 月に地方公共団体が参考とすべき財務書類のモデルとして「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」を提示し、全ての地方公共団体に対して平成 23 年度までに連結財務書類 4 表の整備を要請してきたところである。

さらに、平成 20 年 6 月には、「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」を設置し、中小規模の団体でも円滑に財務書類の整備を進めることができるように、実務上の課題となっている事項に対する解決方策の検討や財務書類の作成のより詳細な手順などの検討を行い、「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」、「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引」、「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」などの各種手引書を、順次とりまとめ、公表してきたところである。

これらの取組もあり、平成 23 年 3 月末時点での財務書類の整備状況は、第 53 表のとおり、全国の 9 割以上の団体が財務書類の作成に着手済み（作成済又は作成中）であり、着実に整備が進められている。

第 53 表 平成 21 年度決算に係る財務書類の整備状況

第 53 表 平成 21 年度決算に係る財務書類の整備状況

平成 23 年 3 月 31 日時点
(単位: 団体、%)

	都道府県	連結財務 4 表まで	市区町村		指定都市	連結財務 4 表まで	指定都市を除く市区町村	
			連結財務 4 表まで	指定都市			連結財務 4 表まで	連結財務 4 表まで
作成済	46 (97.9%)	42 (89.4%)	1,077 (62.8%)	719 (41.9%)	16 (88.9%)	16 (88.9%)	1,061 (62.5%)	703 (41.4%)
基準モデル	3 (6.4%)	2 (4.3%)	100 (5.8%)	87 (5.1%)	3 (16.7%)	3 (16.7%)	97 (5.7%)	84 (4.9%)
総務省方式改訂モデル	40 (85.1%)	39 (83.0%)	867 (50.5%)	624 (36.4%)	13 (72.2%)	13 (72.2%)	854 (50.3%)	611 (36.0%)
総務省モデル	1 (2.1%)	0 (-)	100 (5.8%)	1 (0.1%)	0 (-)	0 (-)	100 (5.9%)	1 (0.1%)
その他のモデル	2 (4.3%)	1 (2.1%)	10 (0.6%)	7 (0.4%)	0 (-)	0 (-)	10 (0.6%)	7 (0.4%)
作成中	1 (2.1%)	1 (2.1%)	506 (29.5%)	200 (11.7%)	2 (11.1%)	2 (11.1%)	504 (29.7%)	198 (11.7%)
基準モデル	0 (-)	0 (-)	51 (3.0%)	34 (2.0%)	0 (-)	0 (-)	51 (3.0%)	34 (2.0%)
総務省方式改訂モデル	1 (2.1%)	1 (2.1%)	437 (25.5%)	161 (9.4%)	2 (11.1%)	2 (11.1%)	435 (25.6%)	159 (9.4%)
総務省モデル	0 (-)	0 (-)	12 (0.7%)	2 (0.1%)	0 (-)	0 (-)	12 (0.7%)	2 (0.1%)
その他のモデル	0 (-)	0 (-)	6 (0.3%)	3 (0.2%)	0 (-)	0 (-)	6 (0.4%)	3 (0.2%)
未作成	0 (-)		133 (7.8%)		0 (-)		133 (7.8%)	
計	47 (100.0%)	43 (100.0%)	1,716 (100.0%)	919 (53.6%)	18 (100.0%)	18 (100.0%)	1,698 (100.0%)	901 (53.1%)

(注) 本表作成時点においては、東日本大震災の影響により 34 市町村が未回答であり、集計の対象外としている。

このような状況の下、今後更に新地方公会計を推進するため、平成 22 年 9 月に、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を設置し、財務書類の作成状況についての検証や国際公会計基準及び国の公会計等の動向を踏まえた新地方公会計の推進方策などについて検討しているところである。

地方公会計の推進にあたっては、住民等に対する情報開示や財政の効率化・適正化を一層進める観点から、全ての団体において連結財務書類 4 表を早期に整備するとともに、必要な分析や説明を加えた分かりやすい公表や内部管理への活用に配慮することが重要である。

資料 14

○木津川市行財政改革推進委員会運営内規（一部改正）

（趣旨）

第1条 この内規は、木津川市行財政改革推進委員会条例（平成19年木津川市条例第231号。以下「条例」という。）第9条の規定により木津川市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の開閉）

第2条 委員会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

（発言）

第3条 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（委員会の会議記録）

第4条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議経過の要旨（以下「会議記録（別記様式第1号）」という。）を作成し、保存するものとする。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 委員会の議題
- (4) 委員会経過の要旨
- (5) その他議長が必要と認めた事項

2 会議記録は、議長及び議事に先立ち議長が指名する出席委員1名が署名する。

（会議記録等の公開）

第5条 会議記録及び委員会資料は、原則として公開する。

2 会議記録及び委員会資料の公開の方法は、総務部財政課、加茂支所及び山城支所の地域総務課市民福祉課において閲覧するものとする。

（委員会の公開）

第6条 委員会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

（傍聴）

第7条 委員会を傍聴しようとする者は、木津川市行財政改革推進委員会傍聴人受付簿（別記様式第2号）に氏名及び住所を記入しなければならない。

（傍聴人の定員）

第8条 傍聴人の定数は、会場の規模に応じて議長が調整する。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

（傍聴席に入ることができない者）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ステッカーの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帶びていると認められる者
- (7) その他審議会を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席において、次の各号に掲げる事項を守らなければならぬ。

- (1) 委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 私語、談笑等審議会の妨げになるような行為をしないこと
- (3) 携帯電話は電源を切るかマナーモードにすること
- (4) みだりに席を離れないこと
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと
- (7) その他委員会の秩序を乱し、又は委員会の妨害になるような行為をしないこと

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、委員会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第13条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの内規に違反するときは、議長はこれを制止し、その指示に従わないときは、退場させることができる。

附 則

この内規は、平成19年10月26日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年5月31日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

木津川市行財政改革推進委員会 会議経過要旨

会議名			
日時			場所
出席者	委員		
	その他出席者		
	庶務		
議題			
会議結果要旨			
会議経過要旨			
その他特記事項			
署名欄	<u>議長</u> 印 _____印		

別記様式第2号（第7条関係）

木津川市行財政改革推進委員会
傍聴人受付簿

1 委員会の内容

委員会名	
開催日時	
開催場所	
特記事項	

2 傍聴希望者

氏名	住所

行財政改革行動計画における財政効果額(平成23年度末現在)

重点項目	実施項目	具体的内容等	実績額								見込額							
			H20財政効果実績額		H21財政効果実績額		H22財政効果実績額		H20~H22財政効果実績額		H23財政効果見込額		計画期間内財政効果見込額(H23末推定)		H24財政効果見込額		計画期間内財政効果見込額	
			歳入増	歳出減	歳入増	歳出減	歳入増	歳出減	歳入増	歳出減	歳入増	歳出減	歳入増	歳出減	歳入増	歳出減	歳入増	歳出減
(1)協働による「共生の市政」の推進	イベントの整理・統合	1箇所100万円を市負担金として上限額		3,377		3,377		3,377	0	10,131		3,000	0	13,131		3,500	0	16,631
(2)行政体制の再構築	定員管理適正化の推進	定員適正化計画に基づく新規職員採用		89,900		31,200		43,400	0	164,500		32,200	0	196,700		115,700	0	312,400
	適正な給与制度の維持	給与号級数の特例実施・地域手当の見直し(3%)・期末手当の見直し他		30,000		148,631		192,675	0	371,306		196,624	0	567,930		60,000	0	627,930
	時間外勤務・業務縮減に向けた指針の策定	時間外勤務の徹底と目標管理			35,000		42,000	0	77,000		53,000	0	130,000		20,000	0	150,000	
	繰上償還の実施(一般会計)	公的資金補償金免除に係る繰上償還及び閑公費の繰上償還		105,783		626,810			0	732,593			0	732,593		8,573	0	741,166
	繰上償還の実施(上水道会計)	公的資金補償金免除に係る繰上償還		29,464		45,123			0	74,587			0	74,587			0	74,587
	繰上償還の実施(簡易水道会計)	公的資金補償金免除に係る繰上償還		7,903					0	7,903			0	7,903			0	7,903
	繰上償還の実施(下水道会計)	公的資金補償金免除に係る繰上償還		180,855		53,457			0	234,312		17,593	0	251,905			0	251,905
(3)事務事業の再編・整理	事務事業評価システムの導入	庁内LAN及びLGWANの見直し						45,827	0	45,827		0	0	45,827		10,633	0	56,460
	事務事業評価システムの導入	公的個人認証の発行窓口の見直し						1,856	0	1,856		344	0	2,200		264	0	2,464
	事務事業評価システムの導入	木津人権センター成人生学級の内容の見直し							0	0		190	0	190		190	0	380
	事務事業評価システムの導入	入札の結果について(落札されなかった旨の通知)の廃止										20		20		1,234		1,254
	定期的な研修活動の廃止	研修費の公費支出の減			200		200	0	400		200	0	600		200	0	800	
	補助金見直し計画の策定	補助金見直し計画策定						0	0	0		0	0	0		8,000	0	8,000
	区事業補助金の見直し	区事業補助金の統一と段階的見直し			-1,732		374	0	-1,358		2,479	0	1,121		2,479	0	3,600	
	市税前納報奨金の見直し	前納報奨金の廃止						35,800	0	35,800		35,800	0	71,600		35,800	0	107,400
	シルバー人材センター補助金見直し	シルバー人材センター補助金見直し						2,025	0	2,025			0	2,025			0	2,025
	高齢者福祉手当の見直し	高齢者福祉手当の廃止						18,153	0	18,153		18,153	0	36,306		18,153	0	54,459
	チャイルドシート補助金の見直し	チャイルドシート補助金の廃止						2,700	0	2,700		2,700	0	5,400		2,700	0	8,100
	土地改良区運営補助金の見直し	団体運営補助金分の見直し						909	0	909		909	0	1,818		909	0	2,727
	桜まつり事業補助金の見直し	桜まつり事業補助金の段階的見直し						100	0	100		700	0	800		700		1,500
	事務事業の民間委託(レセプト点検)	レセプト点検の業者委託		1,697		1,596		2,554	0	5,847		2,357	0	8,204		1,323	0	9,527
	事務事業の民間委託(水道開閉栓業務)	水道の開閉栓業務を業者委託			8,500		8,500	0	17,000		8,500	0	25,500		8,500	0	34,000	
	事務事業の民間委託(学校給食)	木津学校給食(運搬) 職員1名減→臨時職員		3,433		11,000		11,000	0	25,433		11,000	0	36,433		11,000	0	47,433
	公共施設巡回警備(機械警備)	巡回警備を廃止し、必要な施設のみ機械警備化			3,040		3,040	0	6,080		3,040	0	9,120		3,000	0	12,120	
	地方公社の見直し(利活用検討)	買戻し計画の具体化			0		3,672	0	3,672		3,089	0	6,761		14,500	0	21,261	
(4)公共施設の再構築	施設管理のあり方の検証	公共施設のあり方の検証						0	0			0	0	10,000		10,000	0	10,000
(5)財政システムの再構築	コンビニ納付制度の導入	コンビニ納付制度の導入			-9,724			0	-9,724			0	-9,724			0	-9,724	
	徴収体制の強化(税の共同化等)	平成25年度までに収納率98.5%	0	0	38,931		38,931	0	74,576		113,507	0	37,000		150,507	0		
	京都府との税の共同化	広域連合京都税機構への参加		-6,870				0	-6,870			0	-6,870			0	-6,870	
	コミュニティバス利用料の見直し	運賃200円均一					21,676	0	21,676		15,229	0	36,905		7,779	0	44,684	
	受益者負担の使用料・手数料の適正化	職員駐車場の有料化	2,092		5,676		6,615		14,383	0	6,843		21,226	0	4,000		25,226	
	公共物等への有料広告の掲載(広報・HP)	ホームページ・広報紙への掲載	570		1,014		1,318		2,902	0	1,262		4,164	0	1,100		5,264	
	公共物等への有料広告の掲載(公用封筒)	公用封筒への広告掲載					43		43	0	53	43	53			43	53	
	未利用財産の有効活用	未利用財産の売却	855		16,498	-347	44,828	-395	62,181	-742	71,674	-281	133,855	-1,023	11,500	300	145,355	
	工事コストの低減	工事の統括発注		2,500		2,500	0	0	5,000		0	0	5,000		2,500	0	7,500	
	枠配分型予算の導入	予算要求枠の設定額を事前設定			28,920		20,836	0	49,756		136,200	0	185,956		150,000	0	335,956	
	地方公営企業の見直し	経費節減合理化の取組(電算システムの見直し)			1,216		1,216	0	2,432		1,216	0	3,648		1,216	0	4,864	
	特別会計の見直し(下水道会計)	派遣委託契約の見直し・加茂浄化センターの長期継続契約			39,463	0	39,463		39,463		39,463	0	78,926		39,463	0	118,389	
	特別会計の見直し(簡易水道会計)	維持管理費用を上水道事業と一括発注		80		80	68	0	228		80	0	308		80	0	388	
	検診参加確認の方式変更(介護保険特別会計)	臨時職員による一斉電話方式から郵送方式に変更			1,190		1,190	0	2,380		1,190	0	3,570		1,190	0	4,760	

○法改正により平成24年4月1日に京都府から市に移譲された事務一覧

資料 16

No.	法令名	事務内容	担当課
1	災害対策基本法	災害派遣要請を求めた旨の市町村長から防衛大臣等への通知	危機管理室
2	家庭用品品質表示法	家庭用品の販売業者に対する表示等の指示(販売業者(卸売除く)、指示に従わない場合の公表、調査、事情聴取、立入検査等)	観光商工課
3	地方自治法	町又は字の区域の新設等の届出受理・告示	総務課
4	身体障害者福祉法	身体障害者相談員・知的障害者相談員への委託による相談・指導等	社会福祉課
5	知的障害者福祉法		
6	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可、立入検査及び報告の要求、施設の整備改善、使用制限若しくは禁止命令又は許可の取消し	まち美化推進課
7	社会福祉法	第二種社会福祉事業の開始の届出受理等(隣保事業)	人権推進室
8	農地法	農地等の権利移動の許可	農政課
9	ガス事業法	販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	観光商工課
10	電気用品安全法	販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	観光商工課
11	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	観光商工課
12	消費生活用製品安全法	販売業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	観光商工課
13	工場立地法	緑地面積率に係る条例による地域準則の策定(条例制定)、特定工場の新設の届出の受理等	観光商工課
14	中小小売商業振興法	商店街整備計画、店舗集團化計画、共同店舗等整備計画、商店街整備等支援計画の認定、報告の徴収	観光商工課
15	都市計画法	地域地区、都市施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域の都市計画決定 都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可、都市計画事業地内の建築等の許可、許可の取消し等の監督処分等	都市計画課 都市計画課
16	土地区画整理法	土地区画整理事業施行地区内における土地の形質の変更等の許可、原状回復等の命令	都市計画課
17	駐車場法	路外駐車場の設置及び変更の届出の受理、報告徴収、立入検査等	都市計画課
18	住宅地区改良法	地区内における建築行為等の許可、土地の原状回復、建築物等の除却等の命令	建設課
19	流通業務市街地の整備に関する法律	流通業務地区における施設建設等の許可、違反施設の移転、除却等の命令	都市計画課
20	都市緑地法	緑地保全地域における行為の届出、行為の禁止、制限、命令、原状回復命令、報告徴収等	都市計画課
21	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可、建築行為等に係る原状回復命令、除却命令等	都市計画課
22	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可、原状回復命令、除却命令等	都市計画課

○法改正により平成24年4月1日に京都府から市に移譲された事務一覧

資料 16

No.	法令名	事務内容	担当課
23	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定、報告の徴収、改善命令、供給計画の認定の取消し	建設課
24	被災市街地復興特別措置法	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可、原状回復命令、除却命令等	都市計画課
25	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	防災街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可、施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における建築の許可等	都市計画課
26	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	マンション建替組合設立の認可、個人が施行するマンション建替事業の認可等	都市計画課
27	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定路外駐車場の設置の届出の受理、基準適合の命令、報告、立入検査等	都市計画課
28	公有地の拡大の推進に関する法律	都市計画施設の区域内等で土地を譲渡する場合の届出の受理、土地買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及びその旨の通知等	都市計画課
29	景観法	景観行政団体として事務を行う場合の知事の協議、同意	都市計画課
30	騒音規制法	規制地域、規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視	まち美化推進課
31	悪臭防止法	規制地域、規制基準の設定	まち美化推進課
32	振動規制法	規制地域、規制基準の設定	まち美化推進課
33	環境基本法	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	まち美化推進課

※ 平成23年8月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(通称:第2次一括法)に基づき、平成24年4月から府都道府県の事務の一部が市町村へ移譲されました。

※ 上記の表には、直ちに実際の業務が発生しない事務(災害発生時の事務等)や、既に京都府の条例により市町村に権限移譲されていた事務(区域の新設等)も含まれています。

○法改正により平成25年4月1日に京都府から市に移譲される事務一覧

No.	法令名	事務内容	担当課
1	母子保健法	未熟児の訪問指導	健康推進課
2	障害者自立支援法	育成医療費の支給の認定・支給	社会福祉課
3	社会福祉法	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令、解散命令	社会福祉課
4	水道法	専用水道の給水開始の届出受理、報告徴収、立入検査、給水停止命令、簡易専用水道の給水停止命令等	まち美化推進課(水道工務課)

※ 第2次一括法で移譲される事務の内、準備に時間を要するものは、平成25年4月1日から移譲されます。

市町村行財政データ

(平成23年度版市町村のあらまし抜粋)

平成24年5月

1－1 決算の状況及び課題

(1) 歳入・歳出（フロー）に関するポイント

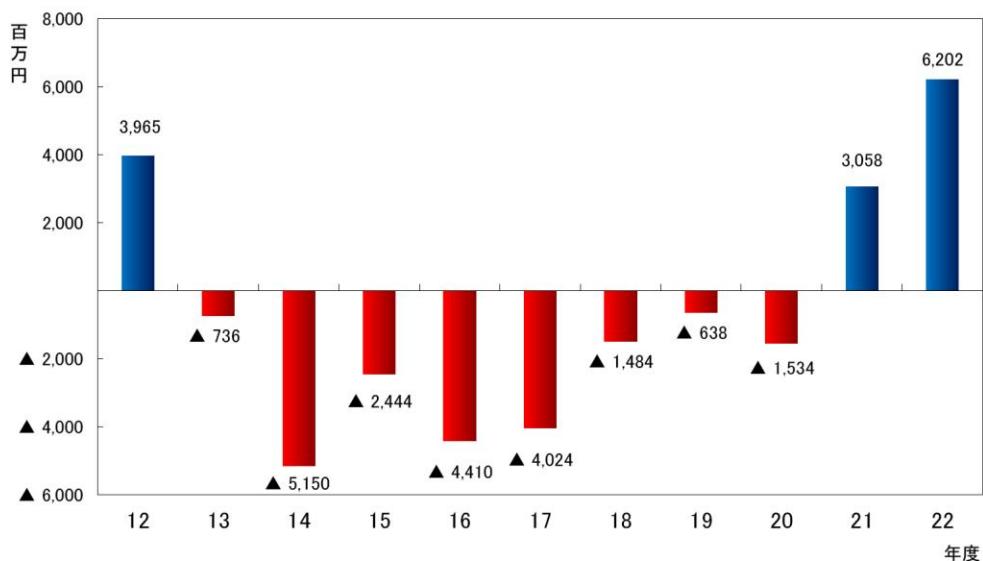
- 歳入では、税収の80%以上を個人住民税と固定資産税が占め、比較的安定した構造となっています。しかし、個人所得の動向に大きく依存するため、雇用の安定確保が税収の安定確保につながるものとなっています。
府内の市町村においても税源が偏在しており、京都市周辺部とそれ以外の地域で違いが見られます。
- 地方交付税は、この税源の偏在をカバーし、どの地域でも最低限必要な行政サービスの水準を確保する役割を担っています。地方交付税は3年連続で増加していますが、これは、交付税総額が増額されたことや、税収が落ち込んだこと等が要因となっています。
しかし、交付税の増加は、国においては赤字国債、地方においては臨時財政対策債の大量発行と裏腹であり、後年度への負担の先送りとなっている点に注意が必要です。
また、今後の交付税総額の動向も不透明な状況にあり、税源の確保・涵養が課題となっています。
- 歳出については、社会保障関連経費が10年前と比べると倍増しており、人件費や公債費を削減しても減少に歯止めがかからない状態となっています。少子高齢化社会を見据えれば、福祉の充実は必要不可欠であり、その機能強化分も含めて財源を確保することが課題となっています。
- 財政構造の弾力性を表す「経常収支比率」は、南部の団体で比較的高くなっています。構成要素のうち人件費及び補助費の占める割合が大きい傾向を示しています。
なお、合併団体については合併特例期間中で地方交付税が一時的に多くなっており、「経常収支比率」のほか、「実質公債費比率」や「将来負担比率」等が合併団体以外と比べて低く出る点に注意が必要です。
- 合併団体は平成27年度以降、地方交付税に関する特例措置が段階的に縮減していくため、今の時期から将来を見据えた行財政改革の取組が重要となっています。

(2) 決算収支

○ 府内市町村全体では実質単年度収支が2年連続で黒字となり、平成21年度に続き、財源不足を補うために財政調整基金の取り崩し等を行わなくても、多くの団体で収支が均衡しました。

しかし、これは、地方交付税や臨時財政対策債の増等による一時的なもので、構造的な課題が解決したわけではないため、今後も引き続き注意を要する状況にあります。

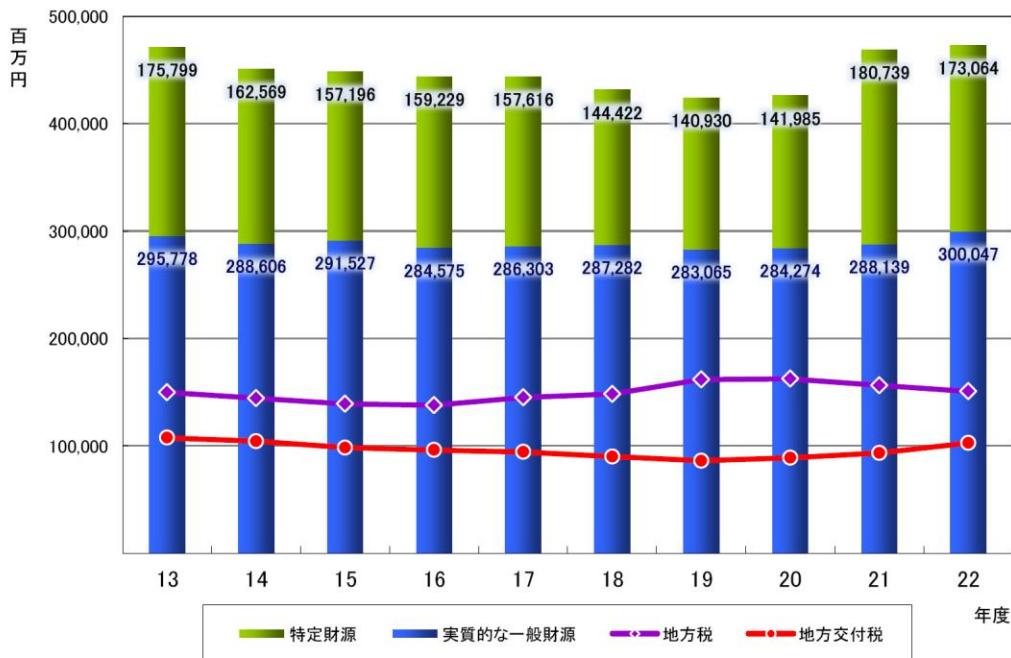
資料1 実質単年度収支の推移（市町村計）



(3) 歳入の状況

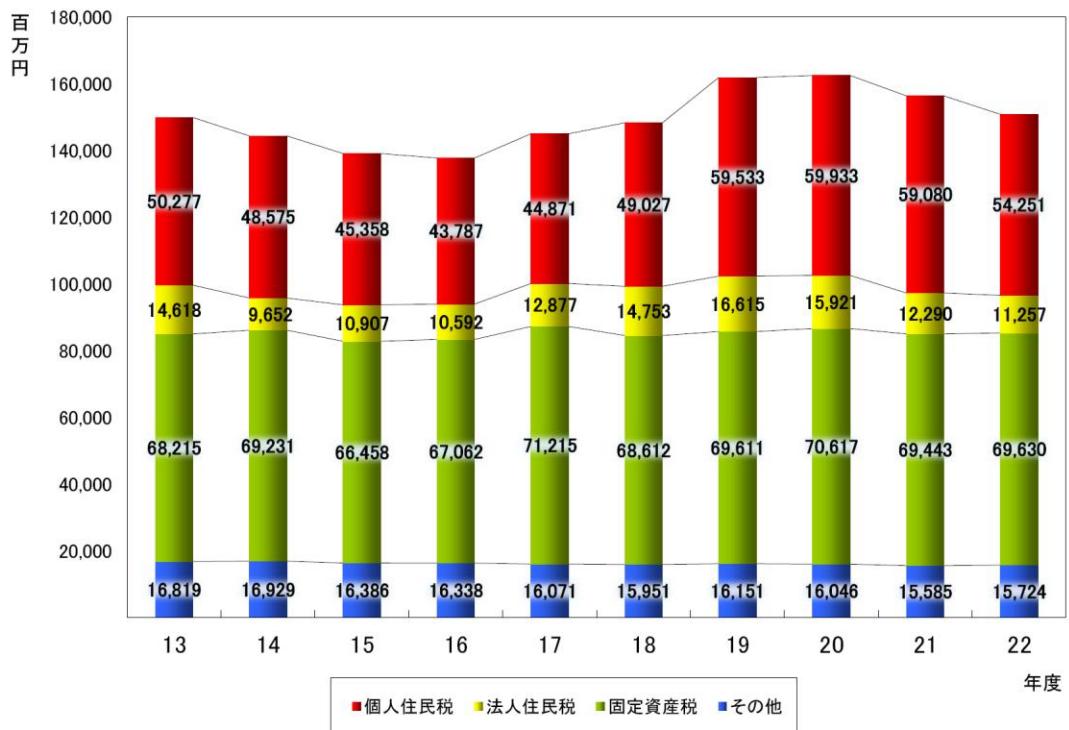
○ 歳入総額は長らく減少傾向が続いていましたが、平成22年度は地方交付税の増額や経済対策に伴う特定財源の増加等により、昨年度に引き続き、総額として増加を見せています。

資料2－1 歳入の推移（市町村計）



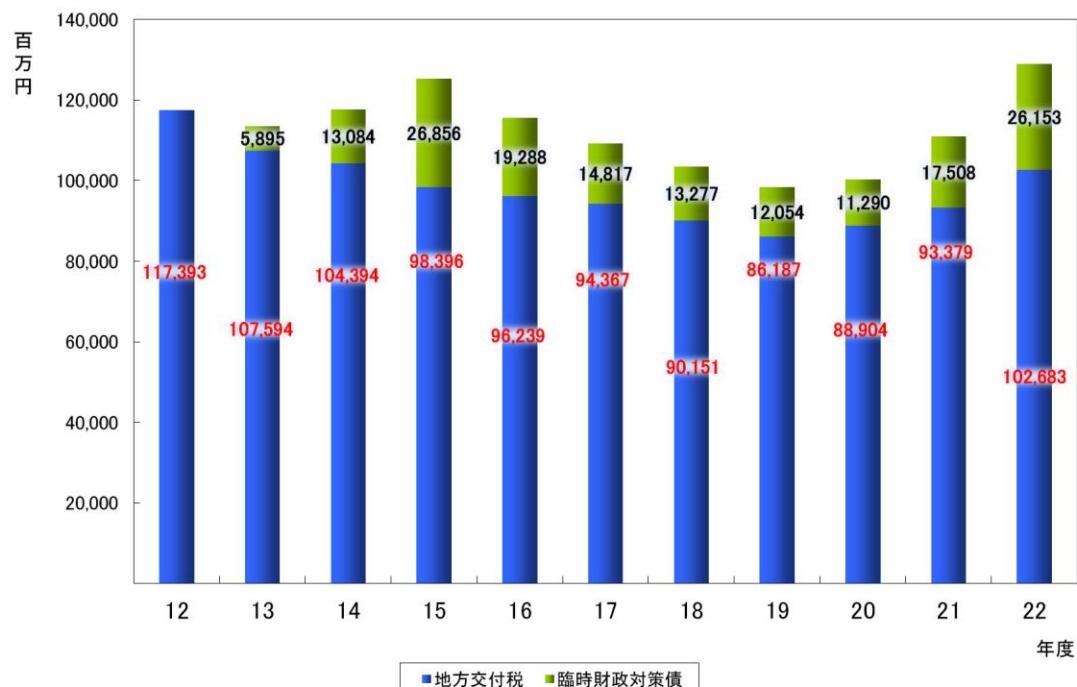
- 税収は、平成19年度に所得税等の税源移譲により大幅な増加が見られました。近年、景気低迷の影響等により法人住民税を中心に減少傾向でしたが、22年度については、法人住民税は下げ止まりつつあるものの、個人住民税が大きく減少しました。

資料2-2 地方税の推移

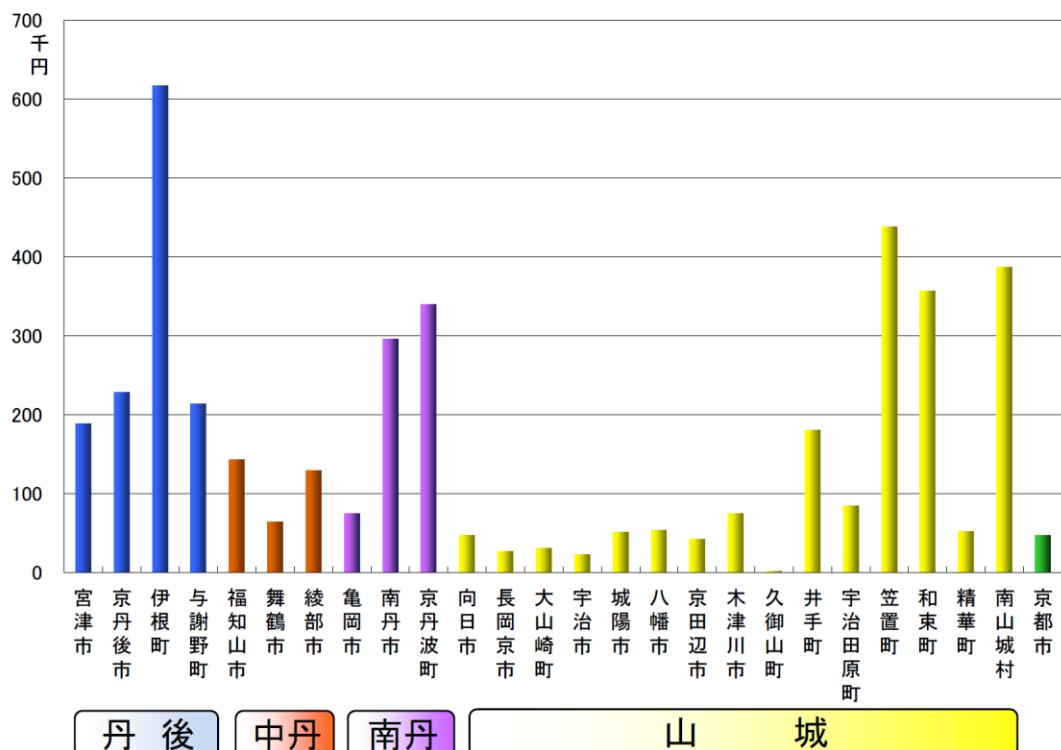


- 実質的な地方交付税は近年増加傾向にあります。ただし、地方交付税ではまかないときれない財源不足分を市町村が起債によってまかなう臨時財政対策債（後年度に交付税算入あり）が大幅に増加している点に留意する必要があります。

資料2-3 実質的な地方交付税額（臨時財政対策債含む）の推移

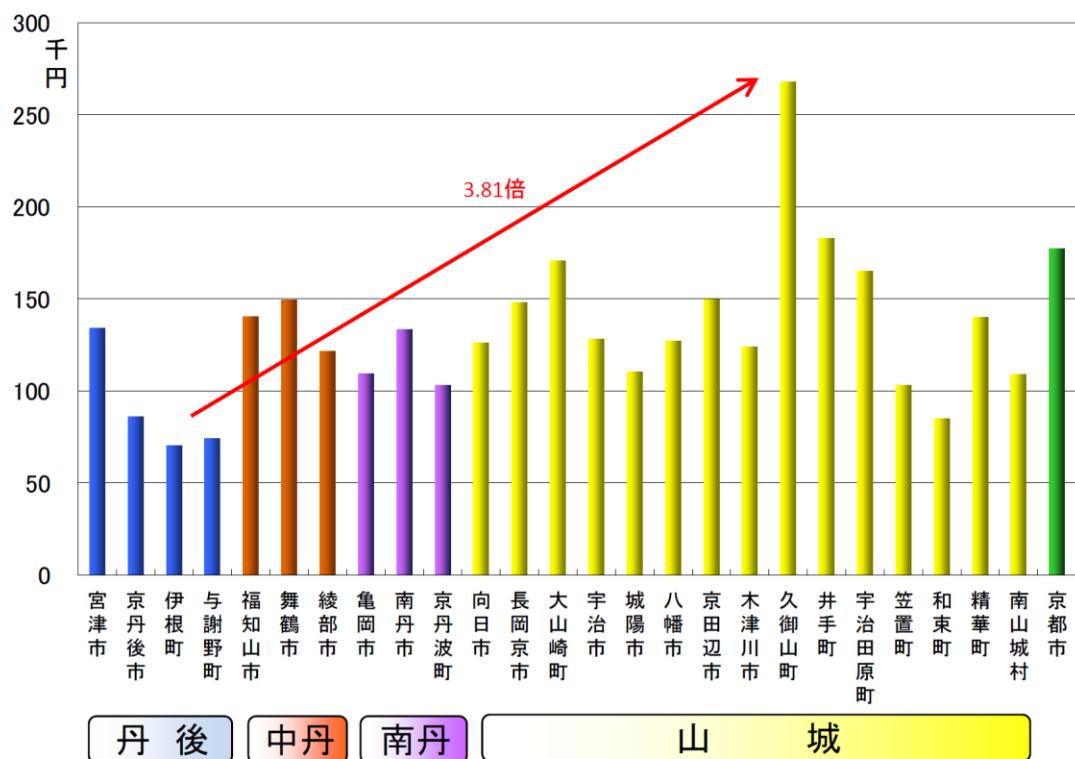


資料2－4 人口1人当たり地方交付税



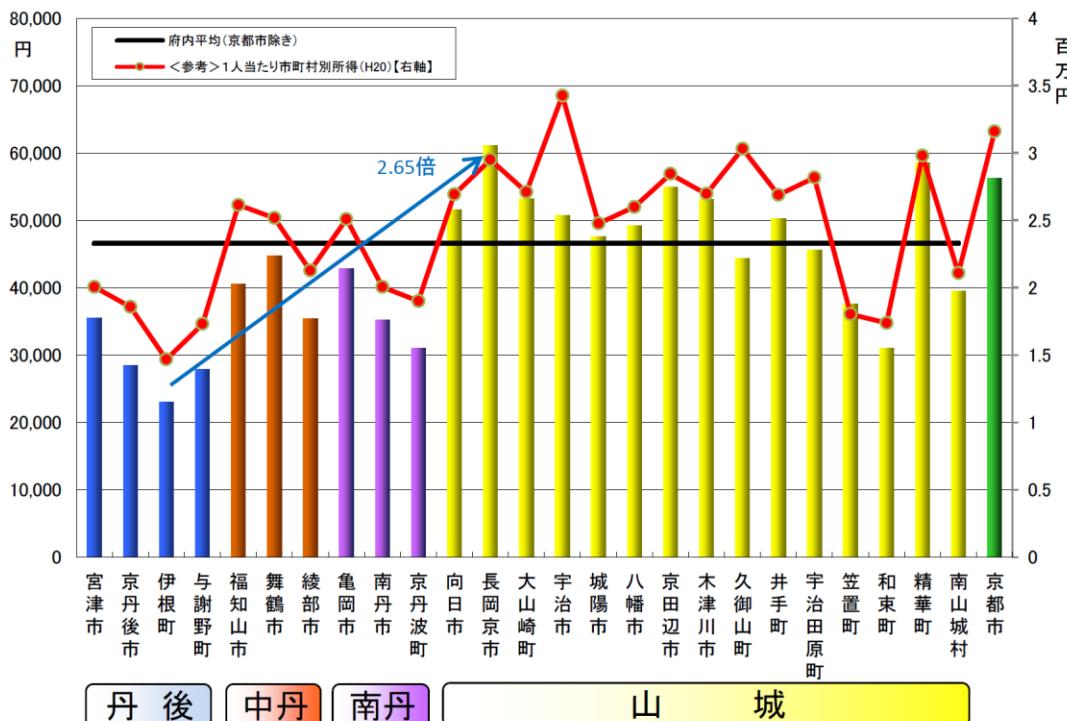
- 人口1人当たりの地方税は、自治体間で最大3.81倍の開きがあり、税源が偏在しているとともに、その差も拡大する傾向にあります。

資料2－5 人口1人当たり地方税



- 府内の地方税収は、域内の経済活動や所得と密接な関連が見られます。地域の経済力は人口減少や高齢化の度合いにも大きな影響を受けることから、社会構造の変化にどう対応していくか、ということが問われています。

資料2-6 人口1人あたりの個人住民税

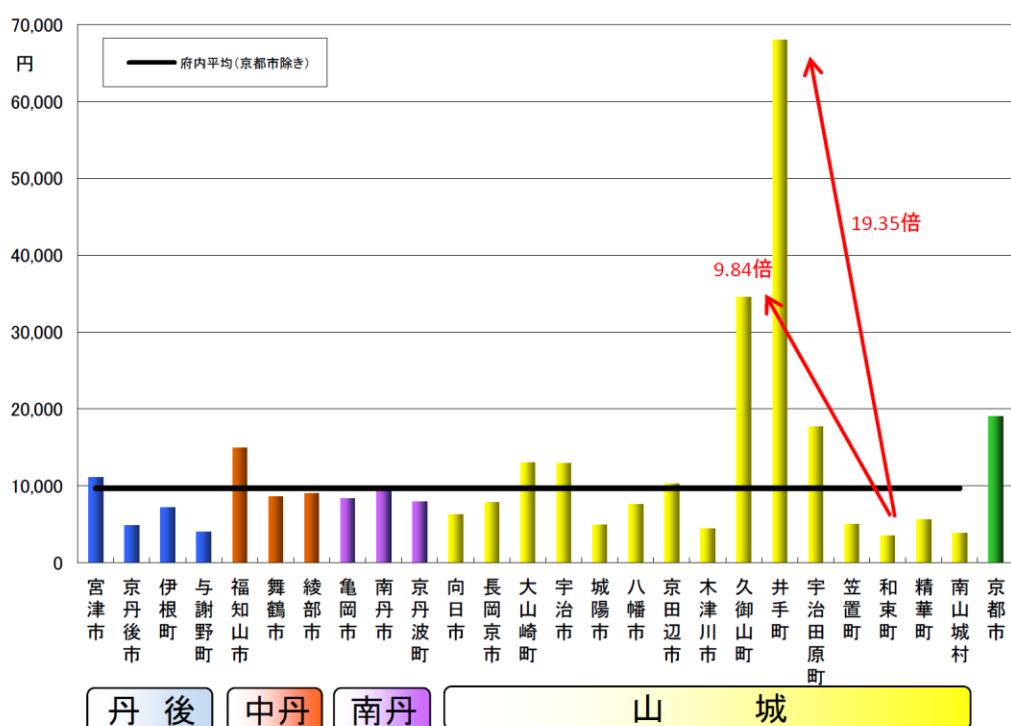


※「<参考>1人当たり市町村別所得」は、「市町村民経済計算」を住基人口で除したものであり、個人所得の他に企業所得等も含まれている。

- 法人住民税については、自治体間で偏在が大きく、久御山町が9.84倍、井手町が19.35倍と大きく差が開いています。

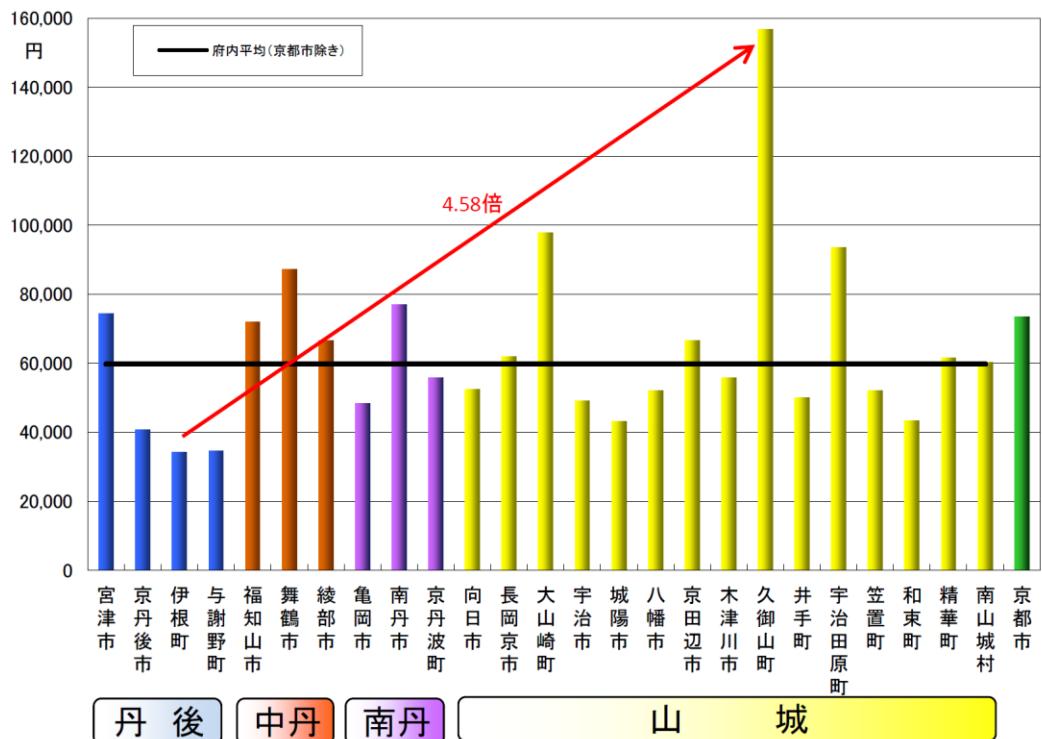
ただし、法人住民税は立地企業の業種や資本取引等にも大きく左右されることから、年度間の推移を分析する必要があります。

資料2-7 人口1人あたりの法人住民税



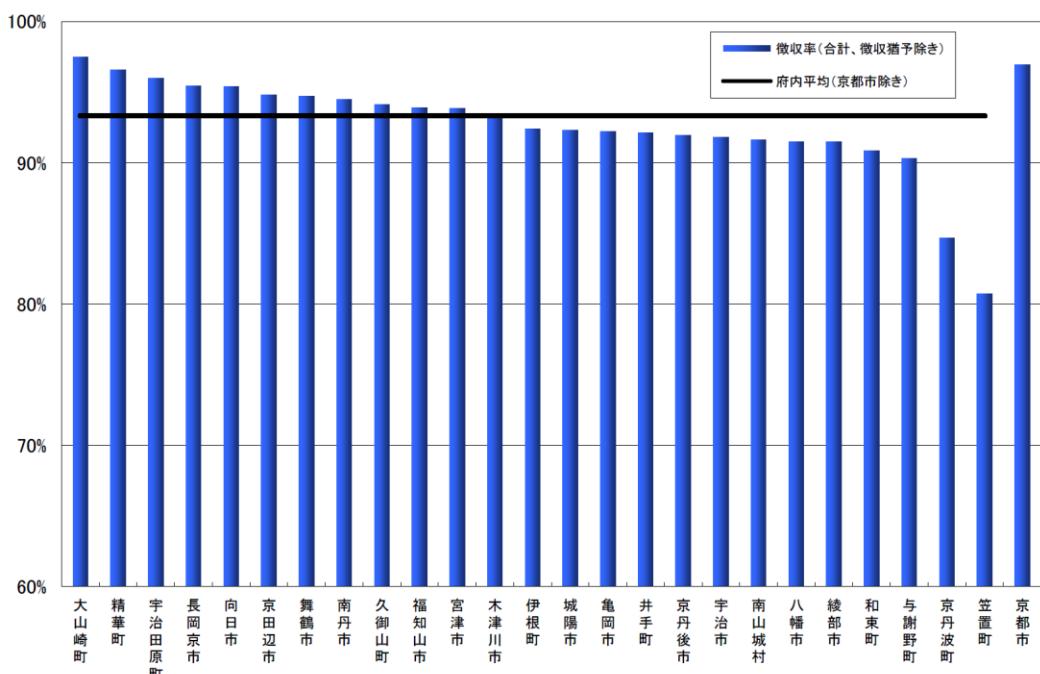
- 人口 1 人当たりの固定資産税収は企業分も含むため、工場や発電所などが多く所在する団体で高くなる傾向があります。

資料 2-8 人口 1 人当たりの固定資産税



- 市町村税の徴収率については、大口滞納者の存在や不能欠損処分の遅れなどを要因として、小規模団体において徴収率が低くなる傾向にあります。現在、京都府においては「京都地方税機構」を設立し、滞納整理の強化に取り組んでいます。

資料 2-9 徴収率（現年課税分 + 滞納繰越分）



資料2-10 市町村税の主な税率

(平成23年4月1日現在)

区分	市町村民税		固定資産税	都市計画税	法人税割・合併特例による 不均一課税等の状況				
	法人均等割	法人税割	○は標準税率 (12.3%)	制限税率 (0.3%)					
	○は標準税率 (倍)	(%)							
京都 市	○	(注1) 14.5	○	0.3	(注1) 法人税割12.3%(資本金等の額が3億円以下で、かつ、法人税額年1,600万円以下の法人)				
福知山 市	1.2	14.7	1.5	0.1					
舞鶴 市	1.2	14.7	1.6	—					
綾部 市	1.2	14.7	1.5	0.1					
宇治 市	1.2	14.7	○	0.25					
宮津 市	1.2	14.7	1.5	0.1					
亀岡 市	1.2	14.7	1.5	0.1					
城陽 市	1.2	14.7	○	0.25					
向日 市	1.2	(注2) 14.7	○	0.25	(注2) 法人税割12.3%(資本金等の額が1億円以下の法人)				
長岡京 市	1.2	(注3) 14.7	○	0.25	(注3) 法人税割12.3%(資本金等の額が1億円以下の法人)				
八幡 市	1.2	(注4) 14.7	○	0.3	(注4) 法人税割13.2%(資本金等の額が5億円未満の法人)				
京田辺 市	1.2	14.7	○	0.28					
京丹後 市	1.2	13.5	○	—					
南丹 市	○	14.7	1.5	0.2	都市計画税(旧園部町、旧八木町)				
木津川 市	1.2	14.7	○	0.15					
大山崎 町	1.2	(注5) 14.7	○	—	(注5) 法人税割12.3%(資本金等の額が1億円以下の法人)				
久御山 町	1.2	13.7	○	0.22					
井手 町	1.2	14.7	○	0.25					
宇治田原 町	1.2	14.7	○	—					
笠置 町	1.2	14.7	○	—					
和束 町	1.2	14.7	1.5	—					
精華 町	1.2	14.7	○	0.25					
南山城 村	1.2	14.7	○	—					
京丹波 町	○	14.7	1.5	—					
伊根 町	1.2	14.7	○	—					
与謝野 町	1.2	14.7	○	—					
標準税率	—	3	12.3%	0	1.40%	18	0.10%	4	都市計画税には制限税率があり、標準税率はありません。
超過税率	1.2倍	23	13.5%	1	1.50%	7	0.15%	1	
			13.7%	1	1.60%	1	0.20%	1	
			14.5%	0			0.22%	1	
			14.7%	19			0.25%	6	
			不均一	5			0.28%	1	
							制限税率0.30%	2	
合計		26		26		26		16	

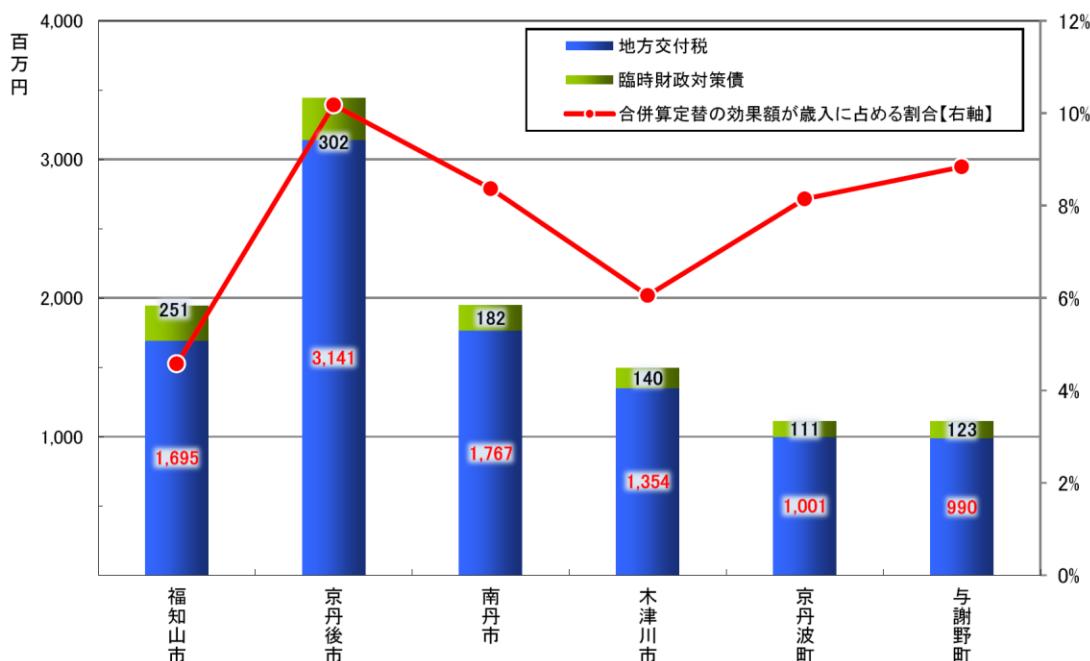
※個人住民税は、全団体一律(均等割3,000円、所得割6%)

※軽自動車税は、全団体一律(制限税率1.5倍)

○ 府内の合併団体は、合併後14～15年間は経過措置として一時的に地方交付税や臨時財政対策債が増額となっており、特に京丹後市においては歳入の1割を占めています。

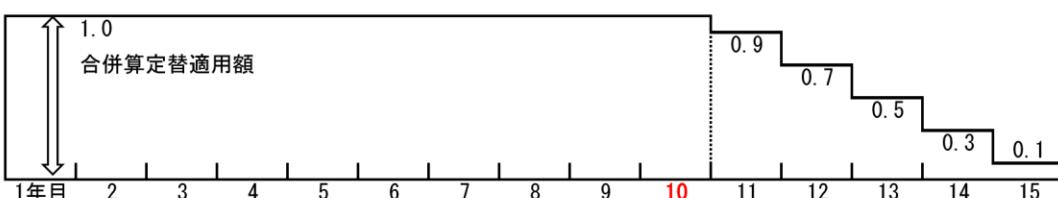
平成27年度以降、合併算定替による増額分が段階的に減少していくことから、それまでに行財政改革を進めていく必要があります。

資料2-11 普通交付税における合併算定替の効果

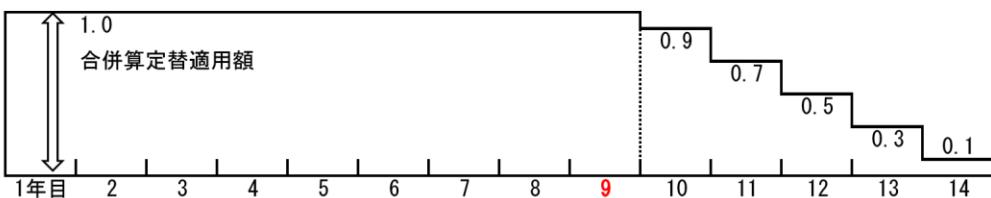


※平成23年度の京都市の普通交付税については、算定替による交付基準額の増額がなかったため、本資料には掲載していない。

※合併算定替の適用期間及び適用規模



※合併後10年到来時期（旧合併特例法）*4月1日に合併した団体の場合
H26年度・・・京丹後市
H27年度・・・福知山市、南丹市、京丹波町、与謝野町、
京都市

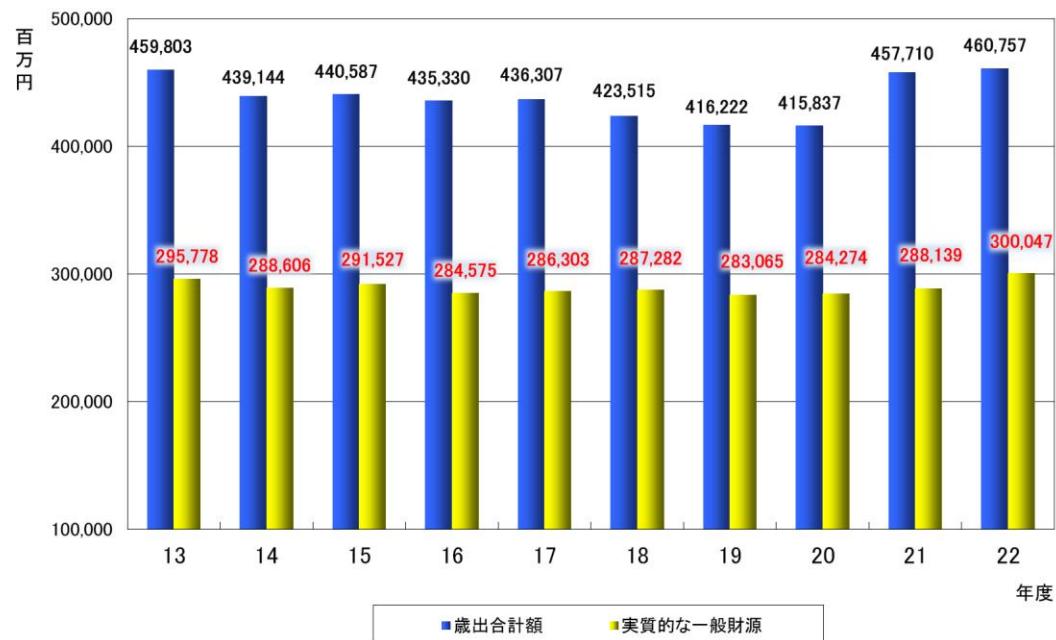


※合併後9年到来時期（合併特例法（H17.4.1施行））
H27年度・・・木津川市

(4) 歳出の状況

- 平成22年度の歳出は、子ども手当の支給開始を始めとする社会保障関連経費の大幅な増加などを主な要因として、昨年度に引き続き、総額として増加を見せています。

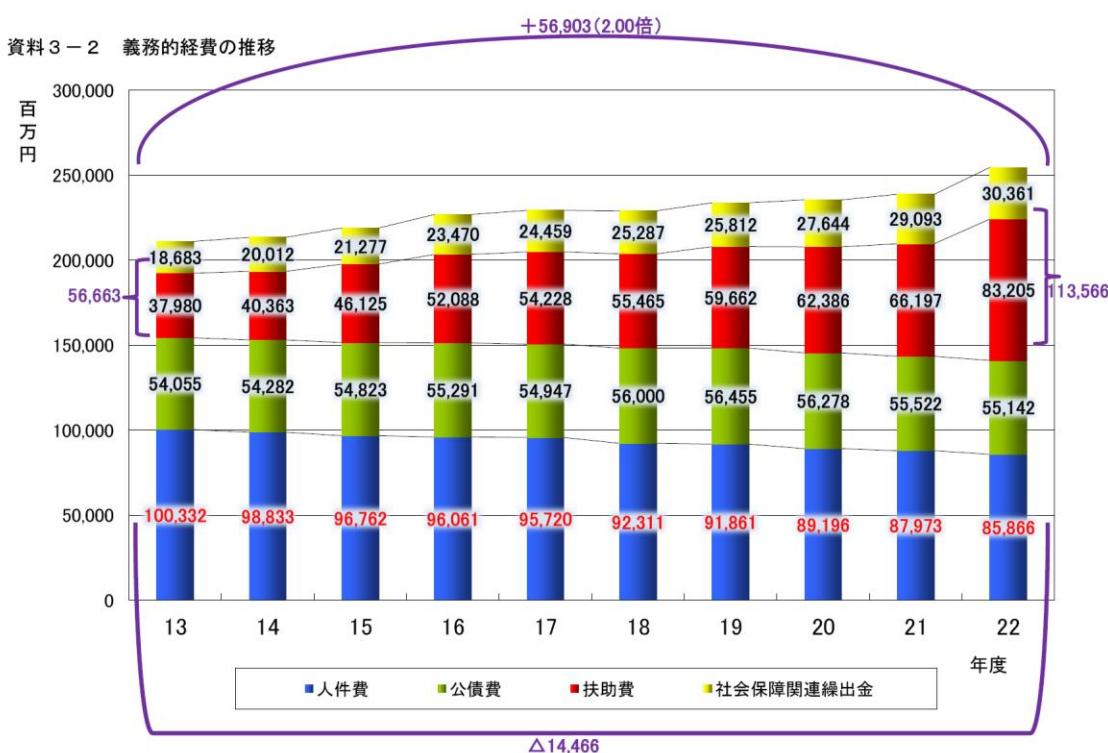
資料3-1 歳出規模の推移



- 義務的経費は人件費及び公債費が削減される一方で、扶助費及び社会保障関連繰出金の増加が著しくなっています。（平成13年度→22年度 2.0倍）

平成20年度には扶助費及び社会保障関連繰出金の合計額が人件費を初めて上回り、22年度には人件費を大きく引き離しています。人件費の削減で財源を生み出す手法は限界に近づきつつあります。

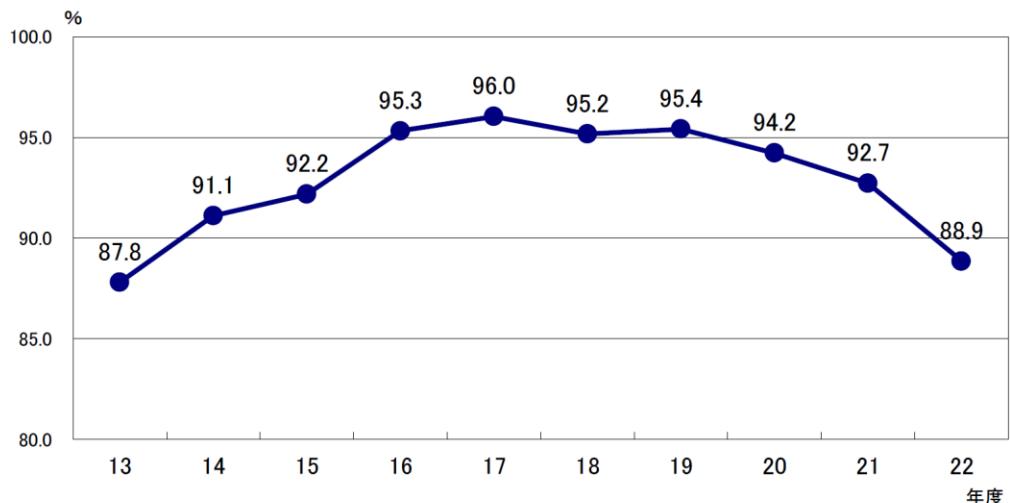
資料3-2 義務的経費の推移



(5) 財政構造の弾力性

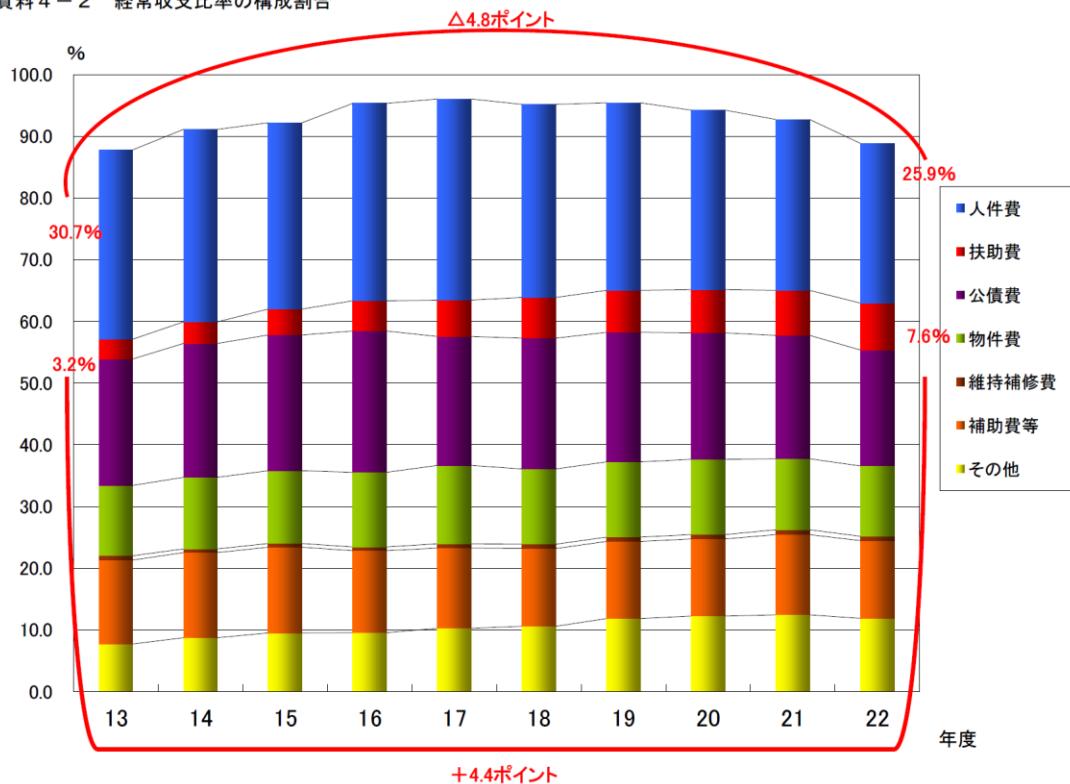
- 財政の弾力性を表す「経常収支比率」は、近年の地方交付税の増額などによって若干の改善を見せました。しかし、これは地方交付税・臨時財政対策債の増額など一時的に一般財源（比率算出における分母）が拡大したために比率が改善したという要素が大きく、経常的支出に充てる一般財源の額（分子）はむしろ増加し続いていることに注意が必要です。

資料4－1 経常収支比率の推移（再掲）

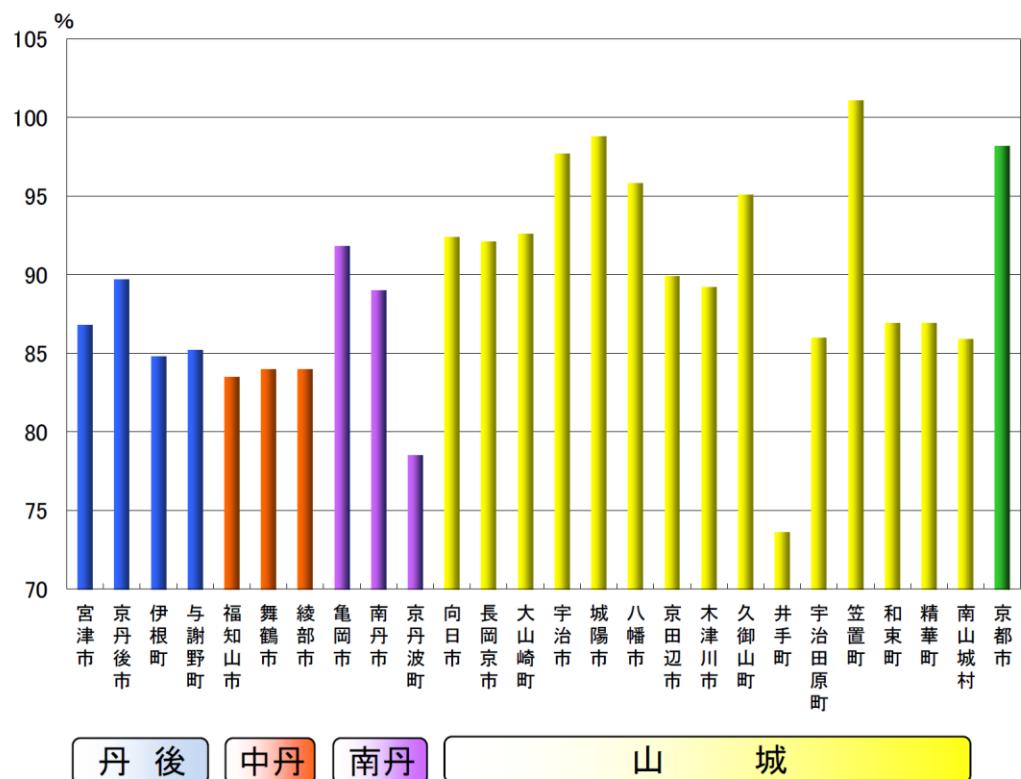


- 経常収支比率の構成割合を見ると、人件費の寄与は大きく圧縮されています（平成13年度30.7% → 22年度25.9%）。これは、行財政改革の取組の成果であると考えられます。
一方で扶助費の寄与は確実に増加しており（平成13年度3.2% → 22年度7.6%）、人件費のみに着目した経常収支比率の管理は限界に来ています。

資料4－2 経常収支比率の構成割合



資料4-3 市町村別経常収支比率



丹後

中丹

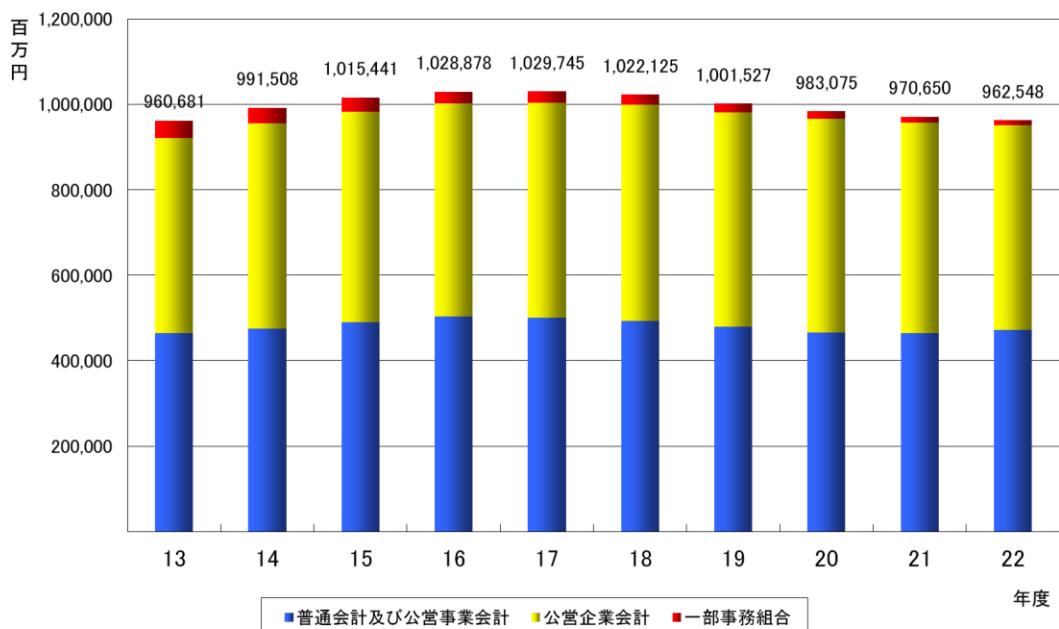
南丹

山城

(6) 地方債現在高及び基金（ストック）

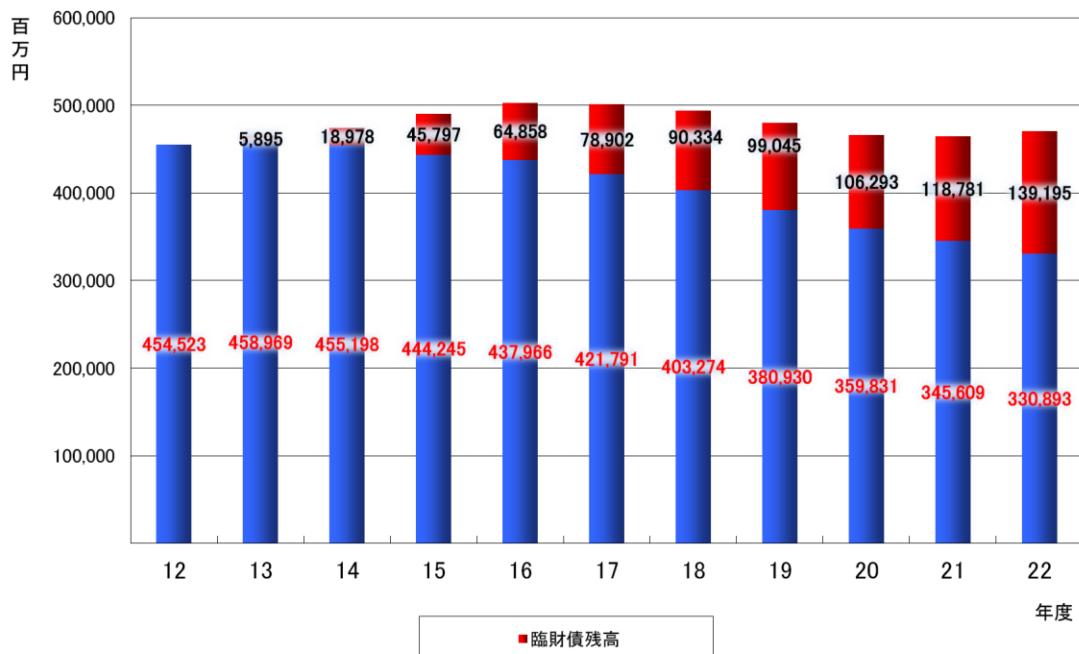
- 府内市町村の地方債残高（普通会計、公営事業、公営企業、一部事務組合）は、府内総生産（京都市除く約4兆円）の約1／4に、また平成22年度歳出額（4,608億円）の約2倍に相当します。
- 地方債残高は、繰上償還の実施や公共投資の抑制等により、平成17年度をピークに減少傾向となっています。また、多くの団体では、毎年、新たな地方債発行額を超える元金の償還が行われています。
- 普通会計における人口1人当たりの地方債残高は、京都市周辺の団体で少なくなっています。これは、人口が集積していることと併せて、投資対象となるエリアが限定的なことが効率的な投資につながっているものと考えられます。
- 人口1人当たりの地方債残高が多くても、「実質公債費比率」や「将来負担比率」が低くなっている場合があります。これは、比率の算定に当たって、臨時財政対策債や過疎債等の交付税算入のある地方債や、充当可能な基金等が控除されることが一因となっています。
- 過去の公共投資が地方債残高に反映する結果となっていますが、地方債の償還が終わった施設については、施設更新の検討が必要になる場合があります。公共投資を抑制する一方で、こうした施設更新に対応していくことが課題になってきています。
- 基金は、全体として減少傾向にありますが、人口1人当たりの残高を見ると市町村によって状況に違いがあります。

資料5－1 地方債残高の推移（公営事業、公営企業、一部事務組合を含めた全会計）

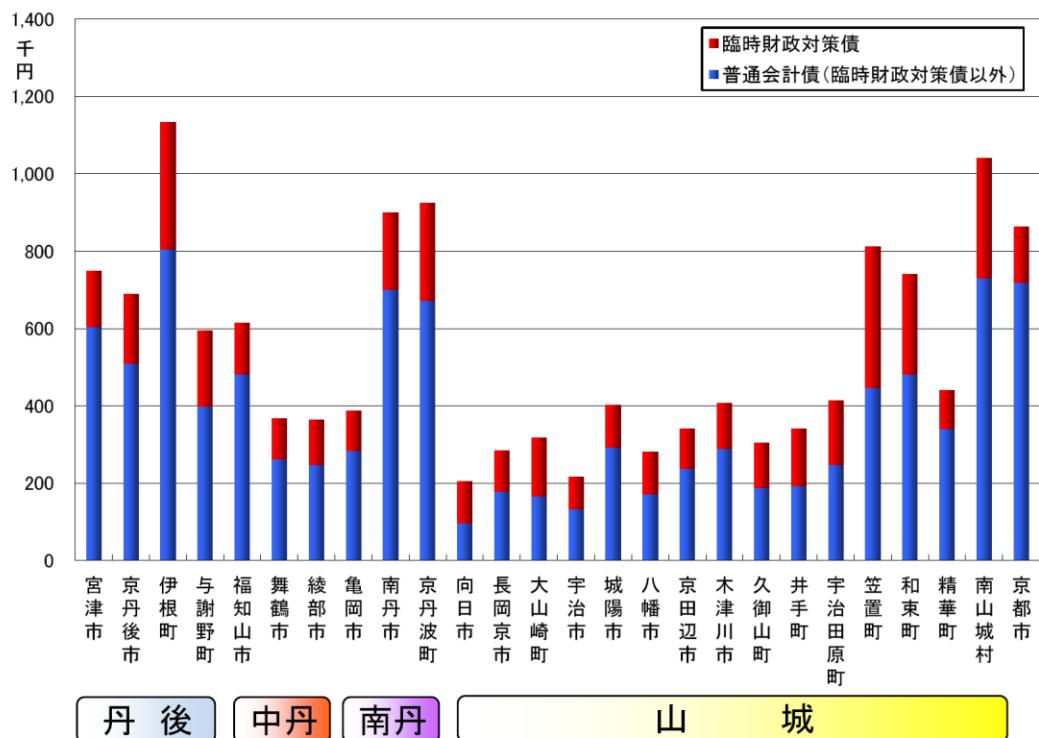


- 普通会計の地方債残高は、平成16年度以来6年ぶりの増額となりました。
これは、13年度以降地方債発行額の大部分を占めてきた臨時財政対策債の残高が年々積み上がったことによるものです。
なお、臨時財政対策債を除いた地方債残高は、社会資本整備の抑制、公債費縮減対策等を進めてきた結果、9年連続の減少となりました。

資料5－2 地方債残高の推移（普通会計）



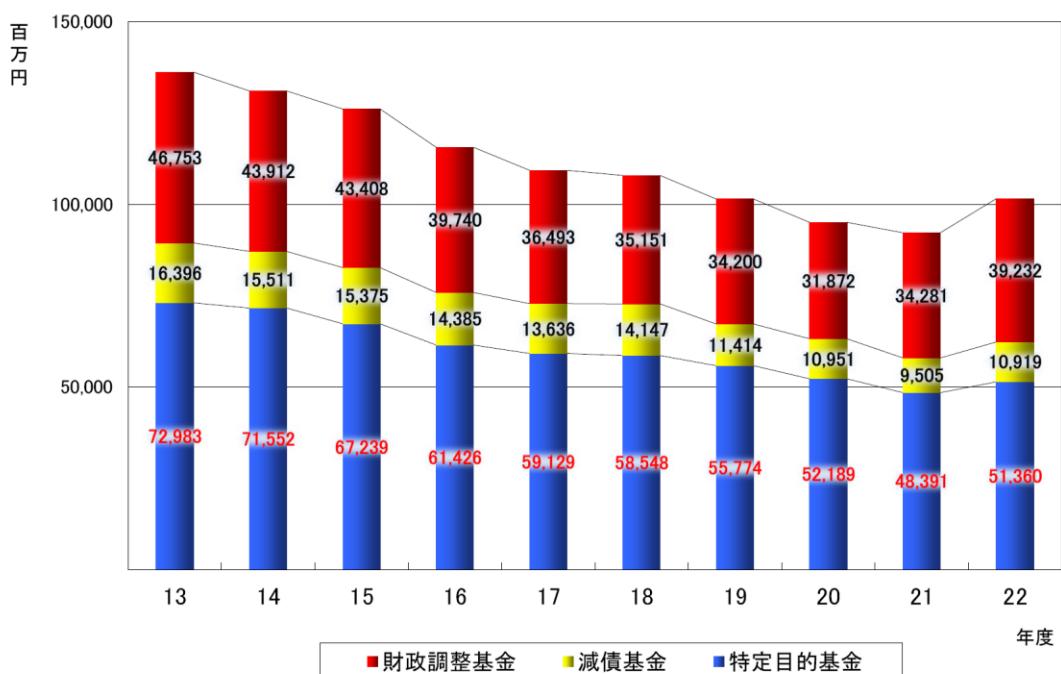
資料5－3 人口1人当たり地方債残高（普通会計（一部事務組合分を除く））



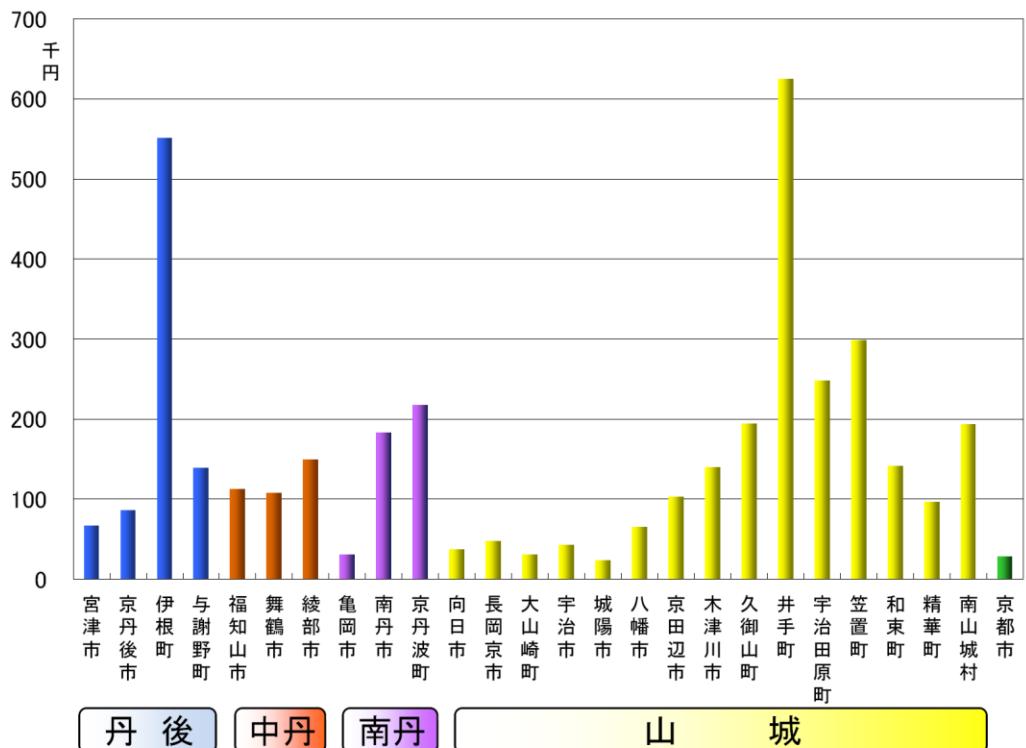
○ 基金残高は長らく減少傾向が続いていましたが、平成22年度は地方交付税の増額等により一定の収支の改善を見せたことにより、多くの団体で基金へ積み立て、その結果、基金残高合計は11年振りに増額となりました。

しかし、これは、それまで減少し続けてきた基金残高を一時的に戻しただけであり、今後懸念される財源不足に備えて、引き続き収支改善を図る必要があります。

資料5-4 基金残高の推移



資料5-5 人口1人当たり基金残高



1－2 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

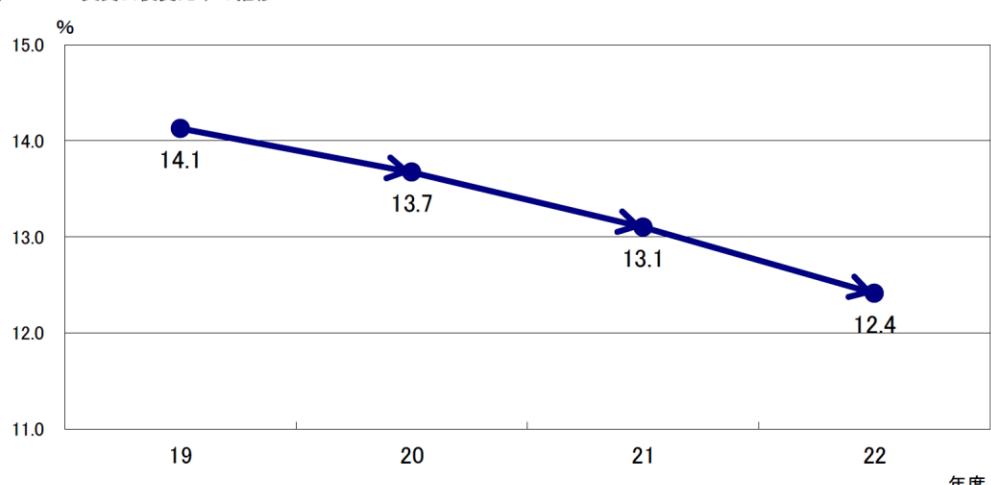
○ 平成20年4月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算出された健全化判断比率のうち、府内市町村で「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」で早期健全化基準を超過する団体はありませんでした。

(2) 実質公債費比率

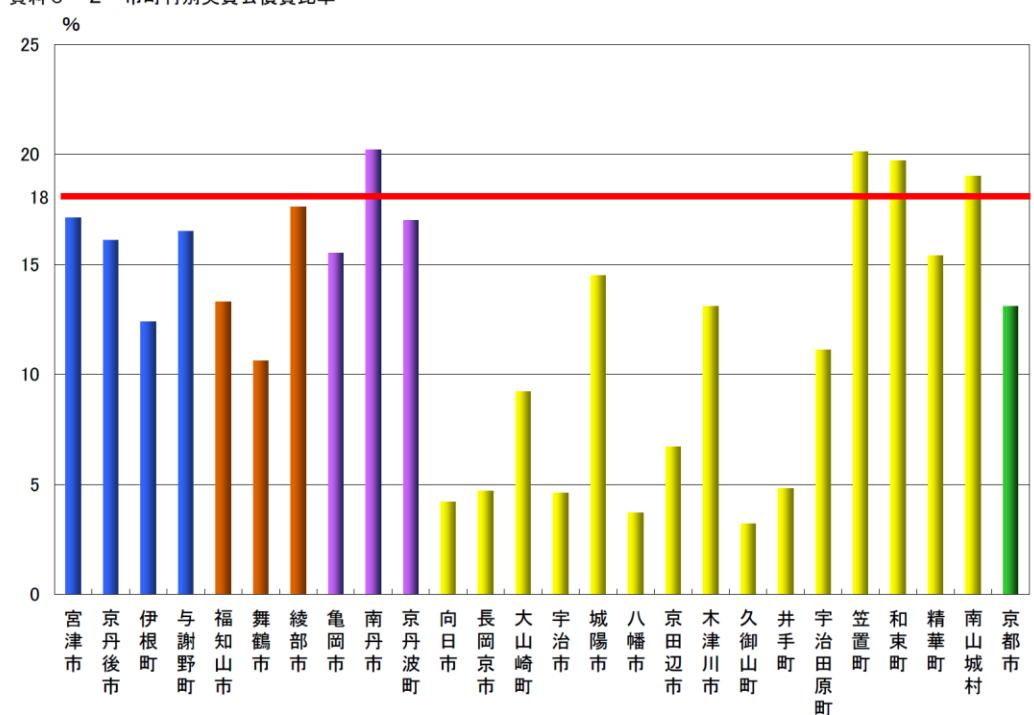
○ 一部事務組合や公営企業の償還等も含めた地方債の返還額及びこれに準ずる額の規模を指標化し、資金繰りの程度を示す「実質公債費比率」についても、早期健全化基準（25.0%）を超過する団体はありませんでした。

なお、前年度までの繰上償還を始めとする公債費縮減対策や近年の地方交付税の増額等を受け、全体として比率は下降傾向にあり、地方債の発行に許可が必要となる18.0%以上となった団体は、昨年度の7団体から4団体に減っています。

資料6－1 実質公債費比率の推移



資料6－2 市町村別実質公債費比率



丹後

中丹

南丹

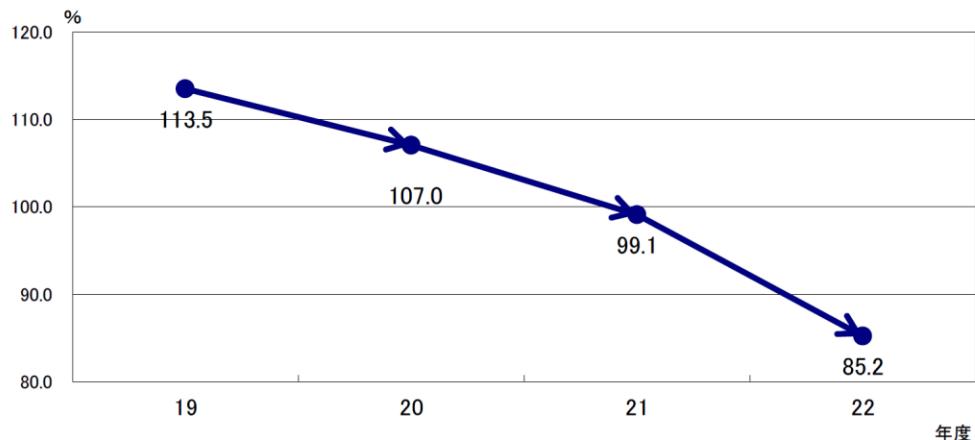
山城

(3) 将来負担比率

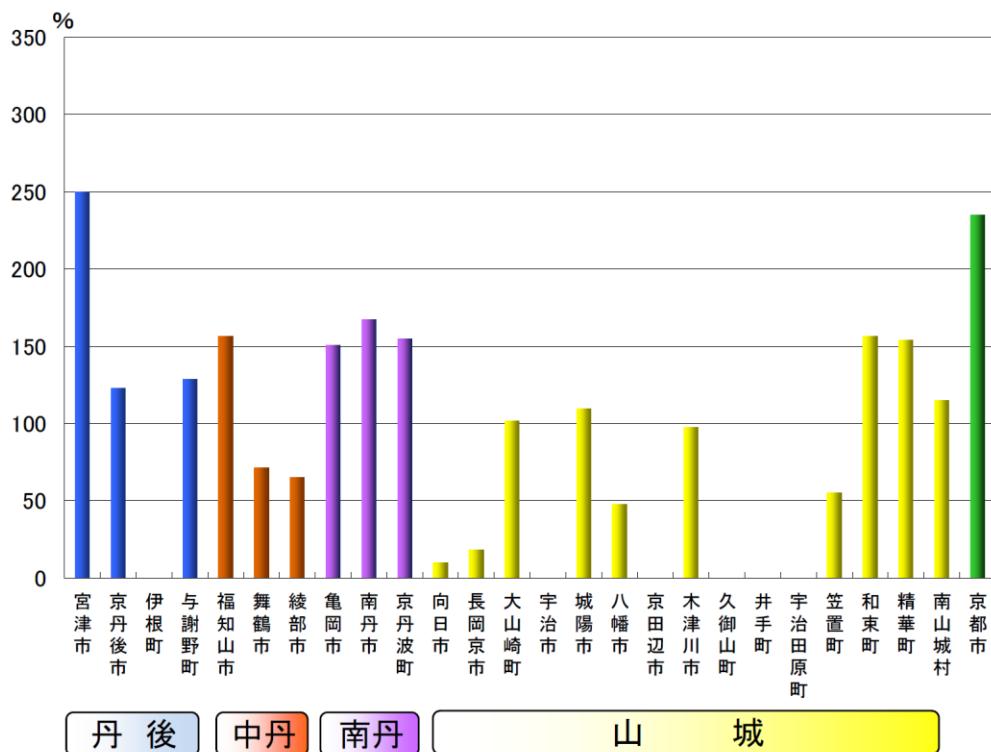
- 一部事務組合や公営企業も含めた地方債の残高や、将来支払っていく可能性のある負担等の額を指標化し、将来の財政圧迫の程度を示す「将来負担比率」についても、早期健全化基準（350.0%、政令指定都市は400.0%）を超過する団体はありませんでした。

地方債残高や公営企業債残高の減少などにより、昨年度より比率が減少した団体が多くありますが、一方で充当可能基金を取り崩している団体もあります。

資料6-3 将来負担比率の推移



資料6-4 市町村別将来負担比率



丹後

中丹

南丹

山城

【参考】全国の早期健全化基準以上の団体

- 実質赤字比率及び連結実質赤字比率:該当なし
- 実質公債費比率:4団体
(北海道)夕張市、洞爺湖町 (沖縄県)座間味村、伊是名村
- 将来負担比率:2団体
(北海道)夕張市 (大阪府)泉佐野市

3 平成22年度普通会計市町村決算データ

市町村名	国勢調査 人口 (22.10.1現在) (人)	歳入総額 (百万円)	歳出総額 (百万円)	形式収支 (百万円)	実質収支 (百万円)	単年度 収支 (百万円)	実質 単年度 収支 (百万円)
京都市	1,474,015	781,733	777,382	4,352	827	1,884	1,887
福知山市	79,652	42,537	40,995	1,542	972	184	192
舞鶴市	88,669	36,667	35,756	911	360	△ 332	40
綾部市	35,836	16,756	16,541	215	70	△ 15	74
宇治市	189,609	61,658	60,805	853	386	△ 91	△ 962
宮津市	19,948	13,052	12,920	132	4	△ 0	555
亀岡市	92,399	32,769	31,750	1,020	865	753	1,017
城陽市	80,037	25,881	25,643	238	17	△ 169	△ 206
向日市	54,328	16,913	16,500	413	380	121	727
長岡京市	79,844	26,160	25,418	741	644	266	710
八幡市	74,227	25,557	25,061	496	429	56	△ 19
京田辺市	67,910	22,099	21,417	682	380	177	280
京丹後市	59,038	33,815	32,930	885	776	38	389
南丹市	35,214	23,274	22,359	915	418	△ 4	614
木津川市	69,761	24,652	23,911	741	398	82	249
大山崎町	15,121	5,831	5,663	168	154	69	215
久御山町	15,914	7,199	6,982	217	195	△ 41	△ 210
井手町	8,447	4,715	4,312	403	346	9	637
宇治田原町	9,711	4,083	3,947	136	99	31	224
笠置町	1,626	1,567	1,513	54	51	25	24
和束町	4,482	3,184	3,080	104	94	15	165
精華町	35,630	12,843	12,746	97	74	△ 64	215
南山城村	3,078	2,603	2,446	158	122	36	200
京丹波町	15,732	13,642	12,797	845	683	403	995
伊根町	2,410	3,068	2,928	140	97	17	61
与謝野町	23,454	12,584	12,336	248	197	17	17
14市計	1,026,472	401,790	392,007	9,784	6,099	1,066	3,659
町村計	135,605	71,320	68,750	2,570	2,113	518	2,543
市町村計	1,162,077	473,110	460,757	12,354	8,212	1,584	6,202
府計	2,636,092	1,254,844	1,238,138	16,705	9,039	3,468	8,089

※1 財政力指標及び実質公債費比率は3ヵ年平均（H20～H22）である。

※2 表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

市町村名	積立金 残高 (百万円)	地方債 残高 (百万円)	財政力 指數	経常収支 比率 (%)	健全化判断比率			
					実質 赤字比率 (%)	連結実質 赤字比率 (%)	実質 公債費 比率 (%)	将来負担 比率 (%)
京都市	38,721	1,193,389	0.76	98.2	—	0.16	13.1	235.0
福知山市	9,056	49,499	0.56	83.5	—	—	13.3	156.5
舞鶴市	9,562	32,581	0.72	84.0	—	—	10.6	71.2
綾部市	5,464	13,345	0.51	84.0	—	—	17.6	65.2
宇治市	8,151	41,023	0.86	97.7	—	—	4.6	—
宮津市	1,371	15,342	0.44	86.8	—	—	17.1	249.8
亀岡市	2,811	35,799	0.60	91.8	—	—	15.5	150.6
城陽市	1,885	32,071	0.69	98.8	—	—	14.5	109.4
向日市	2,014	11,123	0.73	92.4	—	—	4.2	9.6
長岡京市	3,801	22,524	0.89	92.1	—	—	4.7	18.2
八幡市	4,760	20,582	0.72	95.8	—	—	3.7	47.4
京田辺市	6,510	21,551	0.79	89.9	—	—	6.7	—
京丹後市	5,220	41,905	0.37	89.7	—	—	16.1	122.7
南丹市	6,246	30,707	0.36	89.0	—	—	20.2	167.3
木津川市	9,812	28,635	0.69	89.2	—	—	13.1	97.6
大山崎町	476	4,867	0.90	92.6	—	—	9.2	101.6
久御山町	3,173	4,976	1.21	95.1	—	—	3.2	—
井手町	5,097	2,778	0.42	73.6	—	—	4.8	—
宇治田原町	2,446	4,073	0.69	86.0	—	—	11.1	—
笠置町	511	1,387	0.27	101.1	—	—	20.1	55.0
和束町	670	3,510	0.23	86.9	—	—	19.7	156.5
精華町	3,521	16,052	0.73	86.9	—	—	15.4	154.1
南山城村	616	3,313	0.29	85.9	—	—	19.0	114.7
京丹波町	3,568	15,163	0.31	78.5	—	—	17.0	154.8
伊根町	1,408	2,895	0.12	84.8	—	—	12.4	—
与謝野町	3,360	14,389	0.34	85.2	—	—	16.5	128.6
14市計	76,665	396,686	0.64	90.3	—	—	11.6	90.4
町村計	24,846	73,402	0.50	87.0	—	—	13.5	78.7
市町村計	101,511	470,089	0.58	88.9	—	—	12.4	85.2
府計	140,232	1,663,478	0.58	89.2	—	—	12.4	91.0

H23年度 財政状況・財政見通し

団体名	木津川市
-----	------

(単位：百万円、%)

決算額等の推移（普通会計ベース）	区分	決算額 21年度	決算額 22年度	伸率	決算見込 23年度	計画額			
						24年度	25年度	26年度	27年度
	地方税	8,759	8,732	-0.3	8,551	8,505	8,463	8,407	8,375
	地方譲与税	212	206	-2.8	195	195	195	195	195
	地方特例交付金	147	175	19.0	178	173	173	173	173
	地方交付税	4,704	5,286	12.4	5,635	5,555	5,507	5,505	5,286
	うち特別交付税	447	488	9.2	410				
	分担金・負担金	197	322	63.5	250	182	111	230	311
	使用料・手数料	738	723	-2.0	783	783	783	783	783
	国庫支出金	3,425	3,211	-6.2	3,204	4,061	3,523	4,334	4,015
	府支出金	1,474	1,428	-3.1	1,494	1,436	1,384	1,423	1,436
	財産収入	117	137	17.1	97	30	30	30	30
	寄附金	362	333	-8.0	372	490	210	0	0
	繰入金	879	11	-98.7	359	667	1,250	1,200	1,700
	繰越金	408	709	73.8	741	362	263	244	225
	諸収入	203	184	-9.4	159	116	116	116	116
	地方債	4,779	2,456	-48.6	2,268	4,050	3,079	4,398	4,557
	うち臨財債	1,047	1,683		1,387	1,387	1,387	1,387	1,387
	その他	757	739	-2.4	739	739	739	739	739
	歳入合計	27,161	24,652	-9.2	25,025	27,344	25,826	27,777	27,941
	人件費	4,103	4,102	-0.0	4,225	4,134	4,104	4,080	4,056
	物件費	2,994	3,170	5.9	3,561	3,166	3,216	3,166	3,166
	維持補修費	156	176	12.8	200	200	200	200	200
	扶助費	2,895	4,030	39.2	4,451	4,412	4,551	4,698	4,848
	補助費等	3,859	2,993	-22.4	3,441	3,527	3,615	3,709	3,802
	普通建設事業費	7,344	3,395	-53.8	3,211	5,941	4,245	5,881	5,870
	災害復旧事業費	0	1	#DIV/0!	25	0	0	0	0
	公債費	2,503	2,719	8.6	2,779	2,921	2,851	2,943	2,892
	積立金	259	669	158.3	210	190	141	132	122
	貸付金								
	繰出金	2,339	2,656	13.6	2,560	2,590	2,659	2,743	2,814
	その他								
	歳出合計	26,452	23,911	-9.6	24,663	27,081	25,582	27,552	27,770

財政指標の状況	形式収支	709	741	4.5	362	263	244	225	171
	実質収支	316	398	25.9	362	263	244	225	171
	実質単年度収支	230	249	8.3	79	-250	-486	-695	-940
	標準財政規模	14,927	15,611	4.6	15,835	15,861	15,757	15,690	15,427
	経常収支比率	91.2	89.2	-2.0	88.1	87.6	89.1	90.8	92.8
	財政調整基金残高	3,578	3,745	4.7	3,860	3,642	3,175	2,499	1,614
	減債基金残高	22	122	454.5	122	55	55	55	55
	その他特目基金残高	5,544	5,945	7.2	5,686	5,493	4,851	4,458	3,765
	地方債残高	28,428	28,635	0.7	28,585	30,157	30,835	32,738	34,855

健全化判断比率等	実質赤字比率	-	-		-	-	-	-	-
	連結実質赤字比率	-	-		-	-	-	-	-
	実質公債費比率	13.5	13.1	-0.4	11.8	10.9	10.5	10.7	10.7
	将来負担比率	96.2	97.6	1.4	91.5	95.4	114.3	127.0	144.9
資金不足比率	水道事業	-	-		-	-	-	-	-
	簡易水道事業	-	-		-	-	-	-	-
	公共下水道事業	-	-		-	-	-	-	-